

總督府は蕃人の進化の程度に従ひ、緩急宜しきを制して之が保護取締の途を講じ、治安を維持すると同時に教育、衛生、交易、授産及土木等の方面に向つて鋭意努力し、以て蕃人の向上と蕃地の開發に努めて居る。

即ち蕃人兒童の教育機關としては蕃童教育所及公學校があるが、昭和八年末現在の教育所百八十一、在學兒童七千四百七十七人にして蕃人兒童を多數收容して居る。修業年限四年の公學校二十二校、其の在籍兒童數三千三百六十九人がある。其の他修業年限六年の公學校に在學して居る蕃人兒童は三千八百八十三人で合計六千五百五十二人である。又醫療機關としては公醫二十九人、蕃人療養所百九十五にして専ら蕃人の診療に充らしめて居る。尙蕃地に於ける道路の開發は蕃人の教化及蕃地の開發に寄與するところが多いので、總督府は銳意道路政策に努力して居る。

### 第三 樺太

財團法人樺太慈惠院は主として自活し得ざる者を救済し、天恵を全うせしむることを目的とする。即ち行旅病人、精神病者、土人患者、收容施療患者、教育者、院外救護者及外來者を取扱つて居る。

財團法人樺太共濟會は樺太に於ける住民に必要な物資の需給を調節し、兼ねて天災事變に際し罹災者を救助することを目的とする。

財團法人樺太恩賜財團及樺太慈惠財團は共に鰥寡、孤獨、孝子及節婦にして、貧困又は病氣の爲自活療養の途なき者に對して惠恤を爲すものである。樺太保護會は刑の執行を受けたる者に對して釋放者の保護指導等を爲すものである。以上の團體は毎年紀元節の佳辰に方つては斯業獎勵の御恩召を以て御下賜金を賜り、又國庫より補助を與へて事業を助成する等指導改善に努めて居る。

次に法令に基く實施の救護事業には軍事救護、罹災救助、行旅病人及行旅死亡人の救護並に取扱の三種がある。

尙輓近本島の人口の増加と時運の發展に伴ひ、此の種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原、大泊等主要市街地に於ては民間篤志家に依り、無料宿泊所、托兒所、職業紹介所等が設置せらるるに至つたが、未だ其の基礎充分でなく成績も亦見るべきものが無い。

樺太に於ける土着人は文化極めて低く、到底社會の競争場裡に互立しないので、農業、漁業其他に關し特種の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を獎勵して自治思想を養ひ、子弟に教育を授け、一面其の風習を尊重して保護誘掖に努めて居る。

### 第四 關東州及南滿洲鐵道附屬地

關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける社會事業は漸次發達の経路にあるが、未だ各方面共此の種施設は充分でない。現在に於ける主要なものは左の通である。

#### 赤十字事業

本事業は日露戰爭に當り、日本赤十字社救護員が戰時救護の傍ら支那人疾患者を救済せるを其の發端として關東廳に日本赤十字社滿洲委員部を置き事業遂行に努めたところ、同社の主旨は支那人間にも認められ、入社加盟する者漸次増加するに至つた。同社の事業は施療救済、巡回救済、結核の豫防及撲滅、災害救護、病院及救療所の經營等である。昭和八年末に於ける社員總數は九萬四千四百二十八人で、内本邦人は四萬四千九百八十一人、外國人は四萬九千四百四十七人である。

尙總裁閑院宮殿下御台臨記念事業として、州内警察官吏各派出所に救急箱一個宛を配置し普く施療救済を實施して居

他の慈善救済及社會事業

管内に於ける一般の慈善救済事業は其の種類多様なるも、基礎未だ確立せざるを以て關東廳に於ては保護を加へ之が發展を圖つて居る。社會事業は大連市の社會館及市營住宅を除くの外は皆個人の經營である。慈善救済事業の主要なるものは恩賜財團慈善資金、財團法人大連慈善病院、救世軍育兒及婦人ホーム、財團法人労働保護會、財團法人爲仁會、智光院無料宿泊所等である。

第五 南洋群島

南洋群島に於て社會事業と目すべきものは恩賜財團慈善會があるのみである。是は昭和二年二月七日大正天皇御大喪の儀を行はせらるるに際し、特に慈善救済の資に充てしむる聖旨を以て御下賜相成りたる内帑金一千圓及一般の寄附金を基金として同年五月二十七日設立せられたものである。而して右基金は之を永遠に保存し、基金より生ずる收入及其れ以外の寄附金其の他の收入を以て維持費に充てることとなつて居る。

其の事業は一、窮民の救助救済 二、罹災者の救済 三、釋放者の保護 四、行旅病者の保護 五、その他評議員會に於て議決したる事業等であつて、現在實施せる主なる事業は癩患者の養護及貧困患者の救済である。

第六節 兵 事

第一 兵事 一般

日本臣民は法律の定むるところに従ひ兵役の義務を有するものであるが、兵役法第九條第二項及第二十三條第一項に

於て「戸籍法ノ適用ヲ受クル者」と規定せられて居る關係上、外地に於て兵役の義務を有するは唯内地人のみである。従つて内地人が朝鮮人、臺灣島人の家に入りたる場合は兵役義務は消滅するに至るので、内地人は陸海軍の兵籍に在らざる者及兵役に服する義務なきに至りたる者又は徵兵終決處分を経て第二國民兵役に在る者に非ざれば、朝鮮人、臺灣島人の家に入ることを禁ぜられて居る。

今諸兵役法規に規定せらるる外地關係の諸事項を列記して、外地に於て取扱はるる兵事事務の概要を述べれば左の通りである。

服 役

短期現役兵の所屬部隊に付ては、兵役法施行令第二十六條及同施行規則第四十六條に依り左の區分に依る。

朝鮮又は間島に在る者 卒業したる師範學校所在地又は教職に在る地に從ひ江原道、咸鏡南道、咸鏡北道及間島に在つては第十九師團長の指定する同師團歩兵聯隊、其の他に在つては第二十師團長の指定する同師團歩兵聯隊但し教育等の關係上必要あるときは此の區分が變更せらるることがある。

臺灣に在る者 臺灣軍司令官の指定する臺灣歩兵聯隊

關東州、滿洲國（間島を除く）又は其の地附近に在る者 第二十師團長の指定する同師團歩兵聯隊

支那に在る者 第十二師團長の指定する同師團歩兵聯隊

徵 集

朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在る部隊所屬の兵員は此等の地方に徵兵區なき爲、内地に於ける一箇乃至數箇の師管又は各師管より之を徵集することに定められて居る。兵役法施行令第四十五條、同施行規則第八十九條、第九十條及

第九十一條に依れば、第十九師團の兵員は主として第一、第二、第三及第十四師管、一部は他の師管より徴集し、第二十師團の兵員は主として第四、第五、第十、第十一、第十二及第十六師管、一部は他の師管より徴集する。臺灣に在る部隊の兵員は主として第六師管より、一部は他の師管より徴集する。

獨立守備隊の兵員は主として第一、第二、第三、第八及第十四師管より、一部は他の師管より徴集する。

#### 徴兵検査

徴兵検査に付ては兵役法第二十九條に「徴兵検査ハ徴兵検査ヲ受クベキ者ノ本籍所在ノ徵募區ニ於テ行フ但シ身體検査ニ限り本籍所在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得」と定められて居る。此處に本籍所在の徵募區以外の地と謂ふは、固より内地のみならず朝鮮、臺灣、關東州、滿洲又は支那等に於て行ひ得ることを意味して居る。

朝鮮又は臺灣に在留する者にして、徴兵検査を受くべき者又は關東州、支那香港、澳門若は沿海州、其の他當該地域の附近に在留する者にして徴集を延期せられない者は、所定の手續を履んで本人の在留地附近の軍隊、地方廳又は領事館（總領事館を含む）に於て身體検査を受けることが出来る。

尙沿海州又はサガレン州に在留する者にして徴集を延期せられない者は、右の在留地に於て身體検査を受けることが出来る外、樺太に於ける聯隊區徴兵署に於て受檢を出願することが出来る。此の場合に於ける手續及取扱は樺太寄留者と同様である。

今次此の在留地検査に關する規定一部改正せられ、昭和八年十二月一日より施行せられた。之に依れば徴兵身體検査に付、朝鮮に於ては警察署長、臺灣に於ては市尹、郡守、廳長、關東州に於ては民政署長、南滿洲鐵道附屬地に於ては警察署長をして關與せしめ、従つて在留地受檢希望者は此等地方行政官に出願することを要するのである。

又朝鮮船員令の適用を受くる船員に付ても、内地船員法の適用を受くる船員と同様に寄留地以外の地に於て検査を受くることを得るに至つた。

昭和八年度の海外徴兵身體検査の受験狀況を示せば、第十九師團長の統轄に屬する検査場（朝鮮會寧、羅南、咸興、元山）に於て四百九十一名、第二十師團長の統轄に屬する検査場（朝鮮平壤、龍山、大邱、釜山）に於て二千四百四十三名、臺灣軍司令官の統轄に屬する検査場（臺北、臺中、臺南、高雄、基隆、花蓮港）に於て二千二百十六名、關東軍司令官の統轄に屬する検査場（關東州旅順、滿洲奉天、新京、安東、大石橋、青島）に於て三千三百二十五名、支那駐屯軍司令官の統轄に屬する検査場（天津）に於て四十二名、合計八千二百七十七名に達して居る。

南洋群島に在住する者は南洋廳支廳宛願書を差出すことになつて居る。

#### 召集及簡點呼

兵役法施行令第三百三十四條に「陸軍大臣ハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ於テ行フベキ召集及簡點呼ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得」とある。右に基く陸軍召集規則第八章朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に於ける特例に依れば兵役法施行令中召集に規定せらるる聯隊區司令官、地方長官、警察署長及町村長の職務は朝鮮及間島に在りては師團長、道知事、警察署長又は領事官、臺灣に在りては臺灣軍司令官、州知事、廳長、郡守、市尹又は支廳長、關東州及滿洲國に在りては關東軍司令官、民政署長、警察署長又は領事官が之を行ふことになつて居る。

#### 第二 所管地域に於ける陸海軍

#### 朝鮮

朝鮮に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として朝鮮軍司令部を置き、司令部は參謀、副官、經理、軍醫、獸醫及法務

の六部に分れて居る。

軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し朝鮮の防衛に任ずる。

第十九師團及第二十師團が之に配置せられ、司令部は前者は羅南に、後者は龍山に置かれて居る。鎮海及元山に要塞司令部を置き、司令官は朝鮮軍司令官に隸屬して居る。

京城に朝鮮憲兵隊司令部を置き、司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統轄する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承ける。

對馬島及朝鮮の海岸海面は大正十二年四月第三海軍區に編入せられ、鎮海軍港は鎮海要港部と改稱せられた。鎮海要港部は所管警備區の防禦及警備並に所管の出師準備に關することを掌り、又所屬各部を監督する。要港部は司令部、港務部、工作部、病院等より成り、防備隊、無線電信所及警備艦船が之に附屬して居る。又仁川、鎮南浦及永興には當部に屬する燃料貯藏場がある。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り艦政に關しては佐世保鎮守府司令長官の區處を承ける。

海軍燃料廠平壤礦業部は山口縣都濃郡所在海軍燃料廠の一部にして吳鎮守府に屬し、煉炭及石炭の生産に關することを掌る。

### 臺灣

臺灣に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として臺灣軍司令部を置き、司令部は參謀、副官、兵器、經理、軍醫、獸醫

及法務の七部に分れて居る。

軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し臺灣（澎湖列島を含む）に在る陸軍諸部隊（憲兵隊を除く）を統率し臺灣の防衛に任ずる。

一定の守備區域内の警戒及防備に任ずる爲臺灣守備隊司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隸し部下軍隊を統率する。

基隆及澎湖島に要塞司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隸屬して居る。

臺灣憲兵隊は軍事警察に關しては臺灣軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは臺灣總督の指揮を承ける。

臺灣の海岸海面は第三海軍區に編入せられ、澎湖島馬公に要港部を置き所管警備區の防禦及警備並に所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督する。要港部には司令部、港務部、工作部、病院等がある。司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り艦政に關しては佐世保鎮守府司令長官の區處を承ける。

### 關東州及南滿洲鐵道附屬地

關東州及南滿洲に在る陸軍諸部隊を統帥し、關東州の防備及南滿洲に於ける鐵道線路の保護に任ずる爲關東軍司令部を置き、司令部は參謀、副官、兵器、經理、軍醫、獸醫及法務の七部に分れて居る。軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し 天皇直隸して居る。旅順に要塞司令部を置き、司令官は關東軍司令官に隸屬して居る。

關東軍憲兵隊本部は昭和七年六月關東憲兵隊司令部と改稱せられ、司令部は新京に置かれて居る。憲兵は南滿洲に在つては軍事警察に係るものは關東軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは關東長官の指揮を承ける。

現に滿洲に駐在する陸軍諸部隊は駐劄師團、獨立守備隊、旅順重砲兵隊及關東憲兵隊にして、駐劄師團は其の司令部を遼陽に置き、其の部隊の一部は關東州に駐在せるも、大部分は南滿洲鐵道沿線の主要都市に分屯して居る。

獨立守備隊は六箇大隊を以て編成せられ司令部を奉天に置き、南滿洲鐵道の守備に任じて居る。

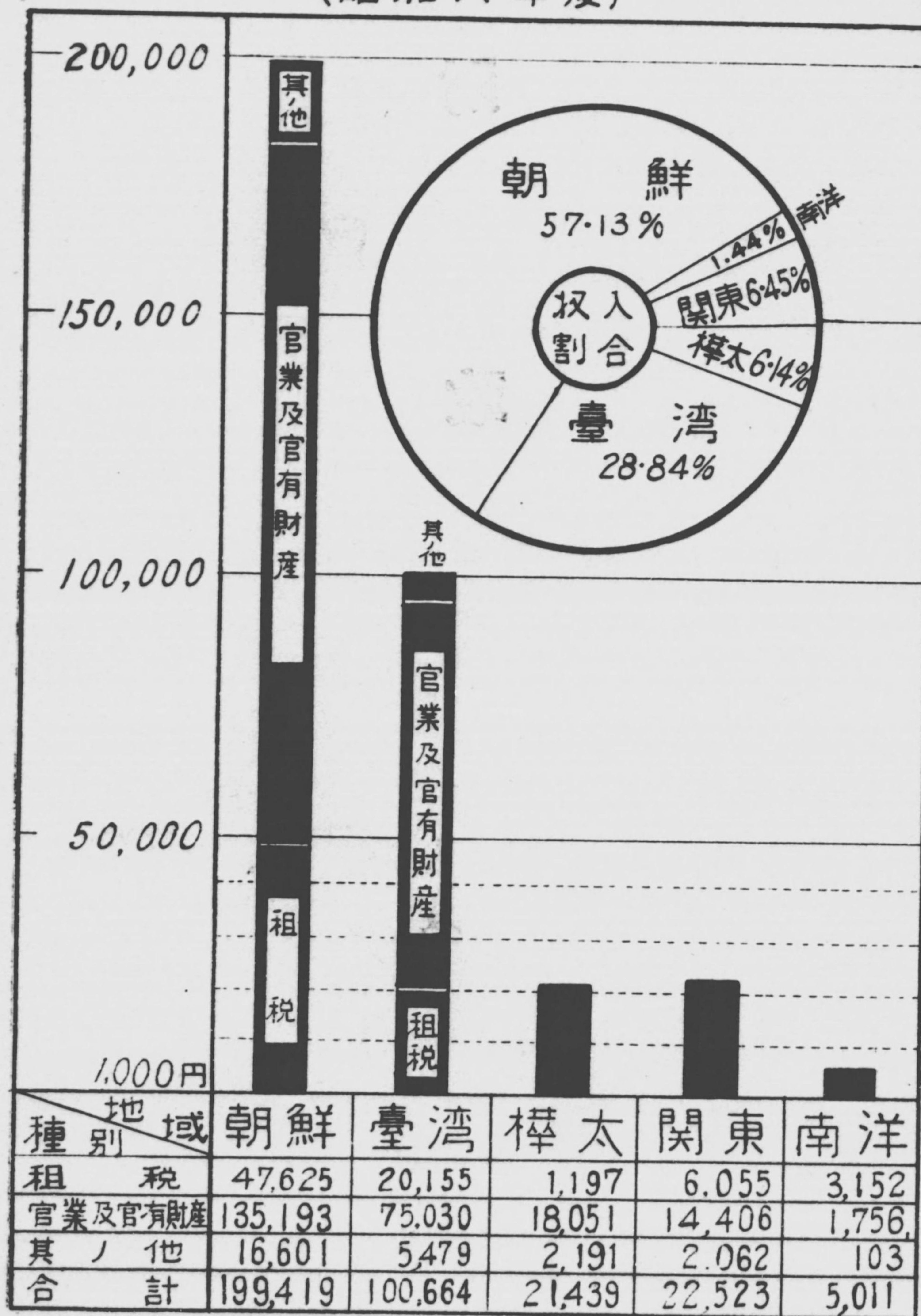
明治三十九年旅順に鎮守府を設置せられたが、大正三年要港部に改められ、大正十一年之を廢止し防備隊のみ存置せられたが、大正十四年防備隊をも廢止せられた。昭和八年四月に至り旅順港に要港部を設けられ、所管警備區の防禦及警備、滿洲國沿海の警備並に所管出師準備に關することを掌り所屬各部を監督する。要港部には司令部、港務部、工作部、病院等がある。

昭和八年四月滿洲國新京に駐滿海軍部を置き、滿洲國沿海及河川の防禦に關することを擔任し、且滿洲國河川の警備に任じて居る。司令官は天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承け軍政を掌つて居る。作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を承ける。

財

政

# 外地各廳ニ於ケル經常部收入概況 (昭和八年度)



# 第四章 財政

## 第一節 朝鮮

### 第一 歲計

#### 一 概説

朝鮮に於ける歳計は朝鮮總督府特別會計として取扱はれ、明治四十四年以降中央政府の一般會計から年々補充を仰ぎ、一時臺灣と同じく獨立計畫を實行して大正八年度には全く中央政府から補充を仰がなかつたが、其の後諸般の文化施設の進展擴張の爲補充金を必要として、大正九年度以降再び補充金を計上するに至つた。今歳計に就き其の経過を觀れば左の通である。(括弧内は國庫補充金、單位千圓)

年 度	歳 入	歳 出	同 七年度	同 八年度	同 九年度(豫算)
明治四十四年度	五二、二八四	四六、一七二	同	同	同
大正八年度	(一一、三五〇)	九三、〇二七	同	同	同
昭和元年度	(一一、七〇九)	一八九、四七〇	同	同	同
			二二〇、三〇〇	二二〇、九一四	二一四、四九四
			(一一、三五〇)	(一一、八五三)	二二九、二二四
			(一一、七〇九)	(一一、八二五)	二五八、五九一

#### 二 歳入及歳出

統監府時代以來の財政制度の整理、肅正と併合後の文化施設の進展に伴ひ、歳入、歳出共に項目の變遷、總額の増加を見たが、昭和八年度の歳出入に就て其の科目を擧ぐれば左の通である。(單位千圓)



第二編 所管地域 第四章 財政

收入	收入濟額
○經常部	
租稅	四七、六二五
印紙收入	一三、八九八
官業及官有財產收入	一三五、一九三
雜收入	二、七〇三
合計	一九九、四一九
○臨時部	
官有物拂下代	一、一二五
寄附金	六
補充金	一二、八五四
一般會計受入金	二五、六四八
公債金	
借入金	
南滿洲鐵道株式有社納金	
治水事業費分擔金	二一五
前年度剩餘金繰入	五、八〇六
國債償還資金繳納金	
朝鮮醫院及濟生院特別會計收入未濟金收入	

事業費資金借入金 一二八

合計	七、〇〇〇
總計	五二、六五四
支出	二五二、〇七三
○經常部	
朝鮮神宮費	七〇
李王家歲費	一、八〇〇
總督府	三、七九九
裁判所及供託局	三、四八八
刑務所	四、六一六
地方廳	二九、〇三二
京城帝國大學	一、七一八
學校及圖書館	一、三六二
警察官講習所	一八五
稅關	一、一八七
農事試驗場	三九五
獸疫血清製造所	二六二
中央試驗場	七四
水產試驗場	一七五
臨時特別手當	
對在外朝鮮人施設費	
朝鮮史編纂費	
臨時取締費	
鹽田築造費	
北鮮開拓事業費	
農村振興費	
地方土木工事指導監督費	
災害費	
軍用地買收費	

林業試驗場	一四七
專賣局	二三、〇一四
鐵道作業費	四九、二九二
警林署	三、八六一
逕信費	一三、〇三八
社會事業施設費	一六九
國債整理基金特別會計繰入	二四、三六九
恩給負擔金	三、三七四
諸支出金	九六〇
種馬牧場	二九
穀物檢査所	一、〇六八
豫備金	
合計	一六七、四七七
○臨時部	
舊韓國並朝鮮軍人恩給及扶助金	四四
林野調查委員會費	七四
調查及試驗費	五五〇
補助及獎勵費	一七、二六二
營繕費	一、九五六
土木費	八、五四五

鐵道建設及改良費	一八、七〇六
森林產物利用施設費	一三九
砂防事業費	一、二五四
地籍及地形圖整理並國有地處分費	八六
在外研究員學費其ノ他臨時増給	二七
臨時朝鮮語獎勵費	四五
耕地改良及擴張費	五、一三六
國有林調查處分費	五二
國有林故林特別處分費	一五二
國境稅關臨時諸費	五〇
臨時特別手當	二八〇
對在外朝鮮人施設費	八九五
朝鮮史編纂費	五五
臨時取締費	六三七
鹽田築造費	三〇二
北鮮開拓事業費	一、八二一
農村振興費	一二三
地方土木工事指導監督費	九七
災害費	一、二五六
軍用地買收費	一七九

滿洲事件費  
公債 備金  
未移出統制費

一、三三六  
六六八

合 計

一三〇

六一、七四五  
二二九、三三四

## 第二編 租 稅

### 一 稅制の沿革

併合以前に於ける主なる租稅は地稅及戶稅の二種であつた。地稅の課稅臺帳は量案と稱し、二十年毎に課稅の客體及納稅主體の異動を調査して之を定むる制であり、又戶稅は主要市街地以外に於て一戶を構ふる者に對し課徵せられるものであり、兩者共古來物納制であつた。然るに當路官憲は擅に課稅標準を増減又は隱蔽して中央政府に詐報するを常習と爲し、之が爲國庫の收入は年々減少する狀況であつた。

我國が保護政治を行ふに至るや銳意稅制の整理に着手し、先づ會計法の勵行を圖り徵稅事務を改正して之を地方官の管掌より分離し、樞要の地に財務監督局及財務署を置き、面を補助機關として徵稅の衝に當らしめ、又從來の地稅率に一大整理を加へ宮内府所管の諸稅を國庫に歸屬せしめ、他方諸種の新稅を制定し以て積年の弊風を矯正し人民の負擔の公平と國庫の充實を圖ることを期し、併合後に於ても此の施設を繼承すると共に、他方文化施設の擴充に伴ふ經費膨脹に應ずる爲租稅の増徴新課を行つた。

然れども從來朝鮮の租稅は財政上當面の須要に應ずる爲隨時之を制定したるものなるが故、體系整はず課稅一方に偏し、屈伸力に乏しき憾あり、之が根本的改正の必要が認められて居たが、偶々大正十四年度に於ける内地の稅制整理に伴ひ、朝鮮に於ても大正十五年稅制調査委員會を創設し、其の審議を経て(一)一般所得稅を租稅體系の中樞

と爲し、(二)收益稅の組織を整備して一般所得稅の補完稅と爲し、(三)消費稅又は交通稅等を以て租稅體系を完からしめることを根本原則と爲すと共に、之が實施に當りては、朝鮮の民度及經濟の實情に適合せしめ、又産業發達の狀況に鑑み稅源の涵養を考慮し負擔の均衡を圖ると共に稅制に屈伸力あらしめ、財政の需要に應ぜしめ、社會の實情に鑑み社會政策を加味する等の方針を確立した。而して右方針の下に第一次實行案を作成し、之に基き營業稅及資本利子稅の創設、所得稅の改正、酒稅稅率の引上並に砂糖消費稅及綿織物移入稅の輕減を企圖し昭和二年度より實施するに至つた。其の後約七年間租稅體系の中樞たるべく決定された一般所得稅は實現するに至らなかつたが、愈々昭和九年度に於て相續稅、清涼飲料稅と共に創設せられ、又之に關聯して地稅の稅率を引下ぐることとなつた。斯くして朝鮮の國稅體系は一應前記稅制調査委員會に於て決議された目標にまで到達した譯である。又徵稅機關に付ては明治四十三年總督府官制の實施と共に財務監督局及財務署を廢し、府郡をして租稅の課徵を行はしめ、府邑面を以て其の補助機關と爲し、道をして府郡に於ける稅務行政を監督せしめて來たが、稅務行政と一般助長行政とを同一機關をして行はしむることは、種々支障あるに鑑み、昭和九年度に於て一般所得稅を創設するに當り新に稅務機關として全鮮に稅務監督局五及稅務署九十九を特設し、事務に習熟せる者をして專念稅務事務に當らしむることとした。

### 二 租稅制度

#### イ 所得稅

大正九年朝鮮所得稅令を實施し、朝鮮内の法人にのみ賦課したが、昭和九年五月之を整備して個人の所得に就ても課稅することとして國稅體系の中樞たらしめた。改正所得稅令は概ね内地の所得稅法に準じて規定せられ、

其の間著しき差異を認めないが、第三種所得税に付免税點を八百圓とせること、扶養家族に對する控除額を比較的少額とせること、納期を年三回とせること、第二種及第三種共稅率を大體内地現行率の半額とせること等は、朝鮮の特殊事情に鑑み設けられた特異の點である。昭和八年度（法人所得税のみ）の徵收額は百三十二萬五千五百三圓で、改正後の同九年度收入豫算額は四百二萬三千五百十圓である。

#### ロ 地 稅

舊韓國時代に於ける土地臺帳たる量案は其の記載實地と符合せざるもの多く、爲に地籍の紛亂甚だしかつたので、保護政治を行ふに方り差當り地稅徵收臺帳に關する規定を定めて當面の急に應じたが、明治四十三年併合以來土地調査を行ひ、以て土地所有權の所在を明かにすることとし、大正七年右調査の完了に伴ひ土地の收益を基礎として算定したる土地臺帳登録の地價を課稅標準と定めた。尙古來地稅の納入は土地所有者は殆ど之に與らず、小作人に於て負擔するの舊慣があつたが、性質上直接所有者より之を徵收する方針を採り、大正二年に至り殆ど古來の舊慣を改むることを得た。地稅の稅率は從來土地臺帳登録の地價の千分の十七であつたが、昭和九年度に於て一般所得稅の創設に伴ひ土地所得に對する負擔の過量を緩和する爲之を千分の十五に低減した。尙昭和八年度徵收額は一千五百八十五萬三千五百九十八圓にして、内國稅收入の約半を占めて居る。

#### ハ 營業稅

昭和二年創設せられ朝鮮内にて一定の營業を爲す者に課せられるものである。尙其の課稅標準は營業收益でなく、賣上、收入、請負、報償金額等總收益を捕捉するに便利な外形標準に依つて居る。昭和八年度徵收額は百三十一萬九千九百十圓である。

#### ニ 資本利子稅

營業稅と共に昭和二年に創設せられたもので、朝鮮内に於て支拂はれる公債及社債の利子に對し、百分の二の課稅率である。昭和八年度の徵收額は四十八萬三千九百十九圓である。

#### ホ 登録稅

明治四十四年先づ會社の登録稅を設定し、翌四十五年舊制を補正して朝鮮登録稅令を制定し、數次の改正に依り統一整理し、不動産、船舶、船籍、海員、法人、商業、鑛業權、漁業權、財團抵當權に關し登記又は登録を爲す者に賦課せられ、收入印紙を以て納むるを原則とする。

#### ヘ 相続稅

昭和九年制令第十九號朝鮮相続令を以て同年七月より實施し、相続の開始に因り財産の取得を爲す相続人に對し其の負擔力に應ずる課稅を爲すもので、概ね内地の相続稅法に準據せるものであるが、朝鮮に於ける親族及相続の慣習並に家族制度の實情に付ても相當の考慮を加へてある。本稅の昭和九年度收入豫算額は十二萬二千二百四十七圓である。

#### ト 鑛 稅

併合前より存したる鑛區稅及鑛產稅にして朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て之を課し、（重要鑛物たる金、銀、鉛及鐵は之を除外する）鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課する。（鑛業權設定後三年間は半額賦課とする）昭和八年度の徵收額は百萬九千七百七十二圓である。

チ 取引所税

大正十年四月より實施し、會員組織に非ざる取引所と取引所所屬の會員又は取引員とに課税する。取引所には賣買手数料収入金額の百分の十の取引所税を、會員又は取引員には賣買各約定金額に對し取引物件の區分に從ひ所定の税率を課する。昭和八年度の徴收額は三十六萬七千二百二十九圓である。

リ 酒 税

酒税は明治四十二年に創設せられ朝鮮に於ける間接税の嚆矢である。其の後大正五年七月新に酒税令を制定し、舊法を整理補正し賦課方法を改め、爾來經濟界の進歩發達に伴ひ大正八年三月より昭和九年五月に至る間五回に亘りて本令の改正を行ひ、一方斯業の發達上遺憾なきを期して居る。酒税は朝鮮内で釀造蒸餾又は再製せられ、或は朝鮮に輸入せられる酒類の石數に從つて課せられるものである。而して創設當時に於ける酒税の收入年額は僅に二十萬圓に過ぎなかつたものが、昭和八年度に於ては千三百五十二萬九千九百九十六圓に達した。

又 清涼飲料税

昭和九年三月の制定に係り、玉ラムネの税率は内地に於けるものに比して幾分低率となつて居る。昭和九年度に於ける本税の收入豫算額は十一萬六千餘圓である。

ル 砂糖消費税

大正八年に制定せられ課税率は甜菜糖蜜に對するものの外内地と同様である。昭和八年度徴收額は二百四十一萬三百七十一圓である。

ヲ 印紙税

内地に於ける印紙税と等しく、財産權の設定移轉變更若は消滅等を證する爲に證書又は帳簿等を作成する者に課する。

ワ 朝鮮銀行券發行税

朝鮮銀行法に依るものであつて、昭和七年度徴收額は七千三百二十五圓であつたが、昭和八年度に於ては制限外發行を行はなかつたので徴收額はなかつた。

カ 骨牌税

朝鮮骨牌税令に依るもので同令は昭和六年五月より施行せられ、朝鮮内に於て骨牌を製造し又は之を輸入する者を納税者とし、骨牌の包裹に印紙を貼用して本税を納付する。昭和八年度の徴收額は十一萬一千八百五十九圓である。

コ 輸入税

日韓併合に際し帝國政府は爾後十箇年間從來の關稅据置を宣言し、之と共に朝鮮關稅令、朝鮮關稅定率令及朝鮮陸接國境關稅令等を制定して右の宣言に牴觸せざる範圍内で、數回に亘り輸移出税の撤廢、一部輸入税の免除を行ひ以て産業貿易の發達を期した。而して大正九年八月右關稅据置期間の滿了に際して、内地と共同の關稅制度に依る根本方針の下に舊法を廢止し、内地現行の關稅法、關稅定率法其他を朝鮮に施行すると共に、當時朝鮮の民度及産業の状態に鑑み特殊の事情あるもの、即ち煙草、綿羊、馬、鹽、礦油、コークス、木材の七品に對し法律を以て特例税率を設定した。右の中煙草は事實實施により、綿羊は大正十五年關稅改正に依り共に廢止し、爾餘のものも其の後事情の變化に伴ひ特例設定の理由殆ど消滅したのみならず、之が存置の爲却て鮮内産業に惡

影響を與ふるものがあるので、内鮮關稅統一の實現を期する爲は昭和五年三月、木材は昭和七年三月迄過渡的措置を講じ、其の他は昭和四年三月限り全部之を撤廢し、關稅定率法の適用を受くるに至つた。又大正九年の特例に依り、陸接國境の交通の實況に鑑み陸接國境に於ける一般の貨物の輸出又は輸入は朝鮮總督の指定する地點に於てのみ爲すべきこととし、例外として國境隣接地域内の住民が其の地域内に於て收穫又は生産したる物品及此等の住民が作業上必要とする物品の輸出入に付ては關稅法を適用せざることとせられた。昭和八年度の輸入稅徵收額は六百六十三萬七千四百五十四圓である。

#### タ 移入稅

既に内鮮關稅の統一を見たる以上、從來の移入稅は兩地間に於ける經濟交通の發達を促進し、産業の共同進歩に資するため内鮮相互に之を撤廢することとし、内地側は大正九年八月より之を實行したが、朝鮮側に於ては當時財政計畫上總督府歳入中重要なる地位を占むる移入稅の撤廢を行ふ能はず年々延期せられたが、大正十二年内鮮經濟共通の發展を促進するの急務なるを認め、同年四月より有稅移入品中財政上の理由より酒精、酒精含有飲料並に織物を除き其の他一切の物品に對する輸入稅の撤廢を斷行し、之と共に内鮮間の船舶貨物に對する制限は努めて之を緩和した。其の後昭和元年朝鮮稅制の改正に際し、織物中綿織物が民衆生活上の必需品にして、内地に於ては既に本品に對する消費稅の撤廢を實行したる點に鑑み、民衆の負擔輕減の爲從來の稅率の三分の一を減じて從價五分とし昭和二年四月より實施したが、更に財政上の都合に依りては成る可く速に之が撤廢を爲す方針である。尙本稅の昭和八年度徵收額は四百五十二萬三千三百七十七圓である。

#### レ 出港稅

内地に於ては移入稅を撤廢したが、朝鮮に於ては之を撤廢し得なかつたのみならず、相互に消費稅制度を異にする爲内地と異つた稅率を適用する輸入貨物及消費稅關係物品の内地移動に對しては出港稅を徵收して内地、朝鮮間に於ける消費稅及關稅の調節を圖つた。昭和八年度の出港稅徵收額は十一萬九千八百六十四圓である。

#### ソ 噸稅

外國貿易の爲外國に往來する船舶が開港に入港したるとき、其の入港毎に登簿噸數一噸又は積量十石に付七錢の割合を以て課せられるものである。但し登簿噸數一噸又は積量十石に付二十一錢の割合で一時に噸稅を納付すると其の港では滿一年間噸稅を納むるを要しないことになつて居る。昭和八年度の徵收額は三萬九千四百四十六圓である。

### 第三專賣

#### 一 煙草

煙草は古來より鮮内各地に耕作せられ、舊韓國政府は之に對する賦課を以て主要財源と爲し、煙草耕作稅及販賣稅を制定した。併合後大正三年には煙草製造工場を設置地域を限定すると共に、製造稅及製造煙草消費稅を新設した。其の後煙草製造に對する課稅は廢止せられ、且つ煙草耕作稅は大正七年に於て、自家用以外の生産葉煙草に對し消費稅を課することに改正せられた。其の後時勢に鑑み財政收入の増加を期する爲、大正十年七月より煙草專賣令を實施するに至つたが、然し當時の朝鮮の民度及慣習を尊重して自家用耕作、荒刻の民間製造及販賣業煙草賣渡等に關する暫定的例外を認めた。然るに其の後の實績に徴するに各種の犯則多く、甚だしく專賣制度を亂すので成る可く速に此等の制度を撤廢する方針に基き、大正十二年以來政府に於て簡易なる荒刻煙草を製造

供給したるに一般の嗜好に投じ、葉煙草賣渡及自家用耕作が著しく減少したので、最早此等の例外的制度を存置する必要なく、又他面政府の製造設備並に販賣機關を漸次完備するに至つたので、葉煙草賣渡は昭和二年限り、自家用耕作及民間荒蕪製造は共に昭和四年限り何れも之を廢止し、茲に完全なる專賣制度を見るに至つた。最近に於ける煙草の耕作、製造及販賣高等を示せば次の通である。

年 度	耕作面積 町	葉煙草 收納高 買	賠償金高 圓	製 造		販 賣		計
				紙卷(千本)	額(買)	鮮内品	輸移入品	
昭和六年度	二五、三三	四、三八四、一八三	四、八〇二、七三二	三、四二四、一八六	三、八三三、四七七	三、一四九、三七四	九、七五二	三、二四九、二二五
同 七年度	二一、六六七	三、五〇九、九三三	三、八五七、八八四	三、三二四、六六八	三、九六六、五九七	三、〇七六、四四九	九、二九〇	三、一六七、七五九
同 八年度	二一、五八八	四、四二四、二六八	四、八六二、三六八	三、八二八、三六八	四、二九九、七六三	三、三三七、〇三八	八七、一四八	三、三三三、一八六

### 二人 蔘

人蔘は朝鮮の主要産物で、其の品質に於て世界に冠たるものにして、生産品の大部分は古來支那に輸出せられ、夙に政府の專賣品として利得の少なからぬものがあつた。然るに人蔘病害の瀰漫に依る損害の影響を受け一時蔘業は殆ど衰頹に傾いたので、統監府時代明治四十一年紅蔘專賣法を發布し、併合と共に同法を繼續すると共に、政府は特殊機關を設けて各種蔘病の原因及之が豫防に關し鋭意研究し且つ取締も嚴重に實行せられ、一方此等の目的を以て蔘業組合を組織し政府の保護監督の下に蔘業の進歩發達を助長せしめた。越えて大正九年舊法を廢して紅蔘專賣令を公布した。元來人蔘は普通五、六年を経て初めて其の收穫を爲し、之を水蔘と言ひ、紅蔘は水蔘を蒸し更に日光及火熱に依り乾燥して製造するものであり、其の製品は三井物産會社と特約して、同社の手を経て支那に輸出せら

れ、萬能の靈藥として愛用せられ、近時は同社の手に依り南洋方面の市場をも開拓して居る。而して紅蔘の製造高は毎年一定しないが、現在に於ける毎年の製造高は四萬斤(尾蔘を除く)内外である。然し紅蔘拂下高は其の需要地たる支那及南洋方面の市況に鑑み、之を調節供給すると共に一層精撰に留意し品質の向上を圖つて居る。

#### 人蔘收納、製造及販賣高

年 度	水蔘收納高 斤	製 造		販 賣		副産物	計
		紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘		
昭和六年	一六一、九五二	四三、八一九	一五、四八三	一、九一四、五三九	四六、四〇二	七八、六〇〇	二、〇三九、五四一
同 七年度	一六五、一七二	四三、三六四	一五、三九五	一、九七四、二六八	六八、二五五	五七、二九六	二、〇九九、八一九
同 八年度	一四二、六八六	三六、三六六	一二、二二〇	一、二四一、三四五	三一、三九六	六五、二〇〇	一、三三七、九四一

### 三 阿片及麻薬類

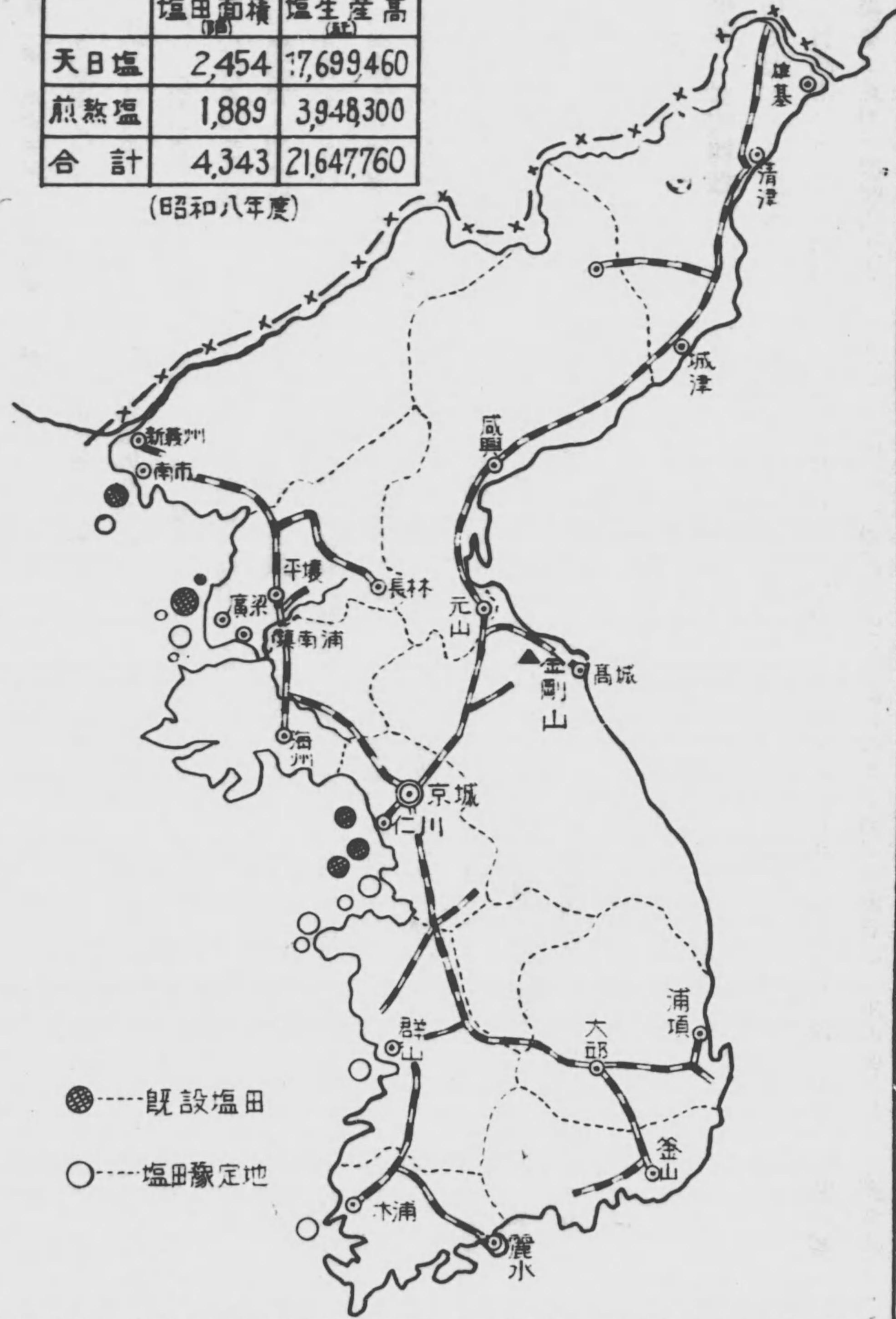
由來朝鮮には阿片煙吸飲の弊風あり、其の害毒少くなかつたので舊韓國政府は法令を公布し、阿片煙及煙具の輸入製造販賣を禁じ併合後も政府は之が取締を嚴重にし、明治四十五年に公布された朝鮮刑事令は之が吸飲を禁じ、更に大正八年には朝鮮阿片取締令を發布して罌粟の栽培を制限し、製造阿片は政府が收納し醫藥用及製藥用阿片の賣下は政府の專賣とする等取締勵行の結果、阿片煙の吸飲は殆んど根絶するに至つた。

然るに他方モルヒネ其の他の麻薬類の注射服用は阿片煙の吸飲に比し方法簡便にして法規の制裁も軽く、爲に之が中毒者激増するに至つたので、大正九年阿片條約及國際聯盟の方針に則り、モルヒネ類の取締法規を發布し其の輸入に關しては總督の許可を受けしめ、更に同十二年右法規を改正し所轄警察署に於て、身分證明又は認證を受く

# 朝鮮ニ於ケル塩業概況

	塩田面積 (千坪)	塩生産高 (千石)
天日塩	2,454	17,699,460
煎熬塩	1,889	3,948,300
合計	4,343	21,647,760

(昭和八年度)



るに非ざれば一切右薬品の購入を禁ずる等其の濫用及不正取引の防遏に努めた。然るに當時朝鮮に於けるモルヒネ中毒者は統計に現れた者約五千名あり、尙激増の傾向があるので中毒者を登録公認して各道に於て國費の補助を得て之が救療を爲し、今後十年間に之が根絶を圖らんことを期し、之に對するモルヒネ類供給の爲、昭和四年九月阿片の收納及モルヒネ類の製造、販賣は之を專賣局の事業とし、昭和五年三月より事業を開始することになった。同時にモルヒネ中毒者の登録をも實施し、昭和八年十二月末に於ては登録者累計一萬二千八百八十九名、現在登録者は四千六百二十八名であつて相當良好の成績を示して居る。

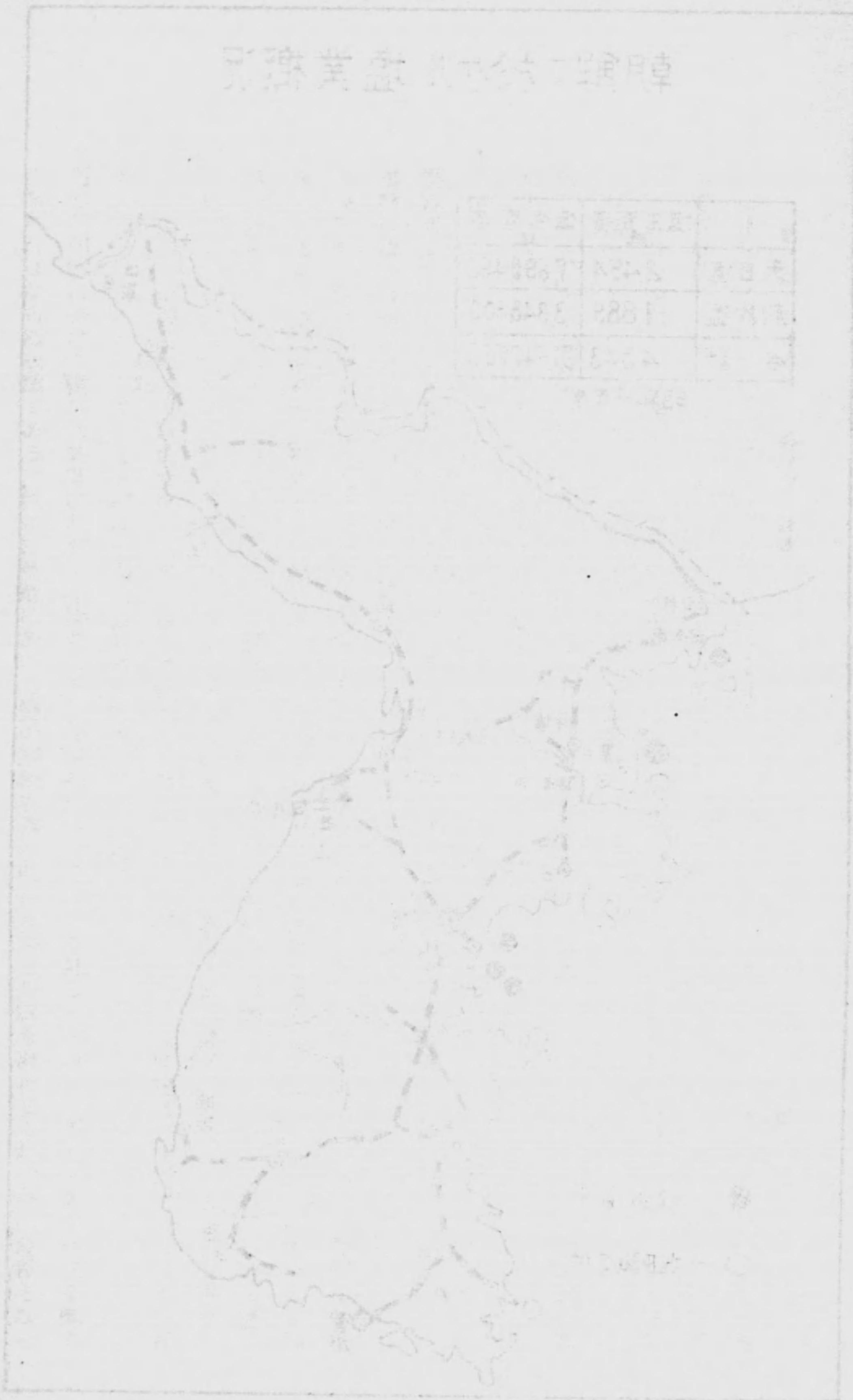
## 四 鹽

鹽は專賣に非ざるも、朝鮮に於ける天日製鹽は專賣局の經營するところであり、更に鹽の輸移入管理等鹽に關する事務は總て專賣局の所管に屬して居る。

古來朝鮮に於ける鹽の消費は大部分煎熬式に依る人工製造鹽を以て之に充てたが、製法幼稚にして且つ高價なる爲逐年支那天日鹽の輸入増加を見るの狀態であつた。故に政府は天日鹽が經濟的見地よりして安價なるに鑑み其の製造を計畫し、明治四十一年京畿道朱安に於て試験を行ひたるに極めて良好なる結果を得たので、朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て明治四十二年以來平安南道廣梁灣及徳洞、京畿道朱安に鹽田の築造に着手し、爾後再三其の擴張を企圖したるも財政緊縮の結果所期の擴張を爲し得ず、結局現在に於ける既成鹽田の實効面積は二千四百五十四ヘクタールにして、生産額は大體二億一千萬疋内外に過ぎぬ。

而して朝鮮に於ける鹽の消費量は昭和七年調査に於て年額約三億二千四百萬疋なるを以て、不足所要量は之を輸入に充たねばならぬ狀態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限り廢止せられ、鹽は無稅となる

昭和三十二年 昭和三十二年 昭和三十二年



爲鮮内鹽業に及ぼす影響甚大なると共に、一面自由輸入の爲に市場に於ける競争を誘發し、生活必需品たる鹽をして投機の目的物たらしめる惧れがあるので、政府は鹽價の統制を圖り需給の圓滑を期する爲昭和五年度より鹽の輸入管理を爲すことに決定し、茲に鹽政の確立を見るに至つた。

#### 第四 地方財政

##### 一 概況

##### イ 道

道は昭和八年三月三十一日迄は道地方費と稱して居たが、同年四月一日より道制の施行に依り道地方費の名稱は廢止せられ道となつた。其の經費は地稅附加稅、所得稅附加稅、戶稅、家屋稅、林野稅（昭和八年度新設）、屠場（畜稅、漁業稅、車輛稅、不動產取得稅、特別所得稅等の道稅を以て財源の本體と爲し、之に國庫補助金及事業に伴ふ收入起債等を加へて其の歲入と爲し、之を以て土木、勸業、教育、衛生等諸般公共事務の費用に供し、又昭和六年度より三箇年繼續事業として窮民救濟事業を起し、尙府郡島臨時恩賜金の收入を合併して其の利子を本歲入に加算すると共に、授産費、教育費、凶歉救濟費、社會救濟費の支辨を爲し、其の費用の負擔經理の方法等内地の府縣費と略相似たる所あるも、道費發達の經路と費用の寡少なるとに鑑み、府縣費目中の警察費に該當するものの如きは之を國庫の負擔とし道費の支辨より除外して居る。今之が歲計を觀るに明治四十三年度に於て各道を通じて僅に百三十萬圓に過ぎなかつたが、爾來年々民度の向上に伴ひ自然増加を來したのと、臨時恩賜金の收支を合一したのと、戶稅、家屋稅、漁業稅及船稅を國稅より本費に移付られたのとに因つて道地方費の收支が著しく膨脹し、同九年度以降には諸稅の増稅增收、國庫補助金の増額、國稅たる地稅の増率に伴ふ同附加稅の



増額を見たと、教育機關の擴張、社會救濟事業の進捗、勸業、土木、衛生事業の進展等時運に伴ふ文化的新施設の擴張と、尙大正十四年度に於ては行政整理の結果官立中等學校、道慈惠醫院、測候所並に消防署が國より道に移管せられたこと等に因り年々著しい増加を來し、尙昭和六年度より窮民救濟事業を起した爲、歳計は頓に増加し、昭和八年度に於ては其の歳入歳出總額各六千三百二萬餘圓となり、之を明治四十三年度に比し約四十六倍を示すに至つた。

道歳入歳出豫算

科目	歳入			科目	歳出		
	昭和八年度	大正十四年度	明治四十三年度		昭和八年度	大正十四年度	明治四十三年度
道税	19,121,130	11,311,036	1,000,715	土木費	22,101,113	4,331,679	3,015,420
地稅附加稅	9,551,110	4,429,860	608,217	勸業費	1,263,608	5,059,653	1,045,558
戶稅及家屋稅	3,339,422	4,881,257	—	授産費	1,391,370	1,058,678	—
其他道稅	4,291,608	2,070,999	395,288	教育費	22,626,266	6,995,422	1,640,338
臨時恩賜金	961,353	951,979	—	衛生費	3,353,778	1,993,273	353,281
受入金	8,426,668	3,153,899	335,427	道費取扱費	1,189,581	641,999	—
國庫補助金	3,100,333	3,222,780	73,627	其他	6,186,921	2,570,111	138,865
其他	—	—	—	合計	45,033,680	33,650,694	7,666,566
合計	45,033,680	33,650,694	1,819,767				

府

府の経費は財産收入、使用料、手数料等を以て之を支辨するを原則とするも其の額は多くない。故に歳入の主なるものは使用料にして之に次ぐは府債收入、府税、國庫補助、手数料、道補助等である。歳出の主なるものは經常部に於ては水道費を最とし事務費、汚物掃除費、電気車費、土木費之に次ぎ、臨時部に於ては土木費を最とし府債費、水道費等が主なるものである。府税は國稅たる地稅、所得稅、營業稅、取引所稅及道稅たる家屋稅、車輛稅、特別所得稅に附加稅を課するの外特別稅を設定し、主として戶別稅、特別營業稅、雜種稅、土地坪數割、埋築免稅地坪數割、助興稅、特別戶別稅、土地増價稅、特別所得稅、臨時建物稅、同特別戶別稅、同土地稅等を課するものである。今之が歳計を觀るに其の歳入歳出豫算額は大正三年度に於ては各府を通じて僅に二百十五萬四千八百三十一圓に過ぎなかつたが、爾來年々増加の趨勢を辿り大正十四年度には八百十萬二千五百十八圓となり、更に昭和八年度には二千五十六萬三千七百十四圓(内一般經濟一五、一四四、八二五圓、第一部特別經濟一三、四六七、一四六圓、第二部特別經濟一、九五七、七四三圓)に膨脹し、之を大正三年度に比較せば約八倍の増加を示して居る。右の内第一部特別經濟は内地人教育に關する經費、第二部特別經濟は朝鮮人教育に關する經費を一般經濟より分別したものである。

府歳入歳出豫算(一般經濟)

科目	歳入			科目	歳出		
	昭和八年度	大正十四年度	大正三年度		昭和八年度	大正十四年度	大正三年度
府税	2,790,652	2,110,583	556,388	事務費	1,020,777	600,908	161,554

科目	歳入			歳出		
	昭和八年度	大正九年度	大正元年度	昭和八年度	大正九年度	大正元年度
使用料及手数料	四、三八六、七二一	二、〇七五、九六六	一、九二、五二八	三、八三八、九八四	二、三七八、六七三	一、八六、五二二
國庫補助金	七五三、五九一	三、三三一、〇〇〇	五、四七、一三九	一、五六七、一〇七	一、四〇八、一〇一	五、二八、七〇四
道費補助金	三、一七、六六四	三、三三、九六五	三、〇三三	六、四三、二〇一	六、二五、八〇四	三、五一、九七八
府債	三、二七一、三八五	一、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇、七四七	二、三九〇、七四五	八、九〇、〇二二	五、四二、七三三
その他の収入	三、六三三、七三二	一、八七六、七〇〇	五、九〇、〇二九	三、六四三、〇七〇	二、一六九、〇二二	四、八三、五六八
合計	一三、一四三、八三三	八、一〇三、六八八	二、一三三、三三三	一三、一四三、八三三	八、一〇三、六八八	二、一三三、三三三

ハ 邑、面

邑面は地稅附加稅、營業稅附加稅、所得稅附加稅、車輛稅附加稅、特別所得稅附加稅及特別稅、戶別稅等の邑面稅を以て主たる財源と爲し、之に補助金、財産收入、使用料及手数料等を加へて其の歳入と爲し、之を以て土木に在りては道路、橋梁の修繕及渡船、勸業に在りては模範林、苗圃、採種田畝、市場、衛生に在りては屠場、墓地、火葬場、隔離病舎、上水、下水、清潔、消毒、警備に於ては消防及水防等の經費を支辨して居る。之が歳計は其の歳入歳出豫算額大正元年度に於ては約三百萬圓に過ぎなかつたが、主として邑面稅の増額と給與及事業費の増額等とに因り同九年度に於て一千百餘萬圓となり、更に昭和八年度に於ては二千三百九十餘萬圓を算し、一邑面平均豫算額は九千七百七十七圓に達した。

邑面歳入歳出豫算

科目	歳入			歳出		
	昭和八年度	大正九年度	大正元年度	昭和八年度	大正九年度	大正元年度
邑面稅	一三、八八四、四一八	一〇、〇三三、三三三	三、七三七、五二四	一	一	一
財産收入	一、二七一、四一六	一〇三、〇一八	一	二、二六六、九二二	八、六八三、三五二	二、五七四、九二二
交付金	一、一八八、三七八	四一六、四三三	一、九四、五〇四	二、六四〇、三九八	四〇八、一三三	一
前年度繰越金	一、〇八八、一九八	七五二、一四四	六、七二四	一、六二五、一六一	三、八三、〇八五	一
使用料及手数料	一、六四九、二四四	五二五、一〇一	一	八四一、三九八	九三九、七二七	一
其他	四、五四三、五八五	一、二九三、五八〇	三三、三四六	六、三三三、一〇〇	一、一八二、三〇〇	三三九、三六一
合計	二一、五九三、〇〇九	一一、〇〇三、八八八	三、七七一、〇〇八	二一、五九三、〇〇九	一一、〇〇三、八八八	二、九一三、七六一

ニ 學校費

學校費は朝鮮人教育に關する費用支辨の團體であるが、其の財政は賦課金、使用料、補助金、財産收入等を以て財源とし、特別の必要ある時は夫役現品をも賦課することが出来る。今之が歳計を觀るに、大正七年度現在公立普通學校四百六十六校の經費豫算總額百八十三萬五千餘圓に過ぎなかつたが、大正八年度より同十一年度に至る四年間に公立普通學校四百校を増設し、以て三面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之が實施に努めたる、爾來毎年度財政の許す限り普通學校の増設及擴張並に修業年限の延長實施と共に、大體に於て學校費の歳計は漸次膨脹を示すに至り、更に昭和四年度より一面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し、之に着手したるを以て

一段の膨脹を見るに至り、昭和五年度に於ては總額千五百二十九萬七千三百六十九圓に達したるに對し、昭和六年度に於ては府の區域を包含する學校費を府に移管せる結果減少したるも、昭和八年度に於ては豫算額千四百四十六萬二千三百七十圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹である。而して之が財源の主なるものは補助金にして、其の四割五分七厘強を占め賦課金二割二分四厘強、授業料二割一厘強之に次ぎ、其の他寄附金、財産收入、學校費債、雜收入等順次之に次ぐ狀況である。

學校費歳入歳出豫算

科目	歳入			歳出		
	昭和八年度	大正十二年度	大正七年度	昭和八年度	大正十二年度	大正七年度
賦課金	三、二四六、一六〇	六、九五六、三五九	一、九三、三六〇	二、一三二、四八九	七、七九三、四六六	一、三五六、五二九
國庫及道地	六、六二一、三三三	二、〇〇六、九五七	一、〇四七、七〇〇	一、六三二、九三三	四、二八一、一四〇	三、三三三、〇〇一
方費補助	二、〇一七、七三三	一、〇四五、四六四	八五、四三三	一、六〇八、九四八	一、八五六、四九九	三、六三三、五〇二
財産收入	二、九二一、三〇〇	一、七七七、七〇〇	一〇四、一四七			
授業料	一、五三三、六六六	五、〇一六、六七三	五、〇三〇、五〇〇			
其他	一、四八七、六六六	三、九〇〇、二二二	一、八五三、六六六			
合計	一四、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

本 學校組合

學校組合は内地人教育に關する事務を處理する公共組合であるが、其の財政は營造物の使用に付使用料を徴収す

るの外、組合財産より生ずる収入其他組合に屬する収入を以て其の經費を支辨し、仍不足ある場合は組合費及夫役現品を賦課徴収するを原則とする。本組合は収益財産として見るべきものなき爲、組合費を以て其の主たる財源となすの餘儀なき狀況であるが、尙維持困難なるもの多きを以て、國庫より主として經常費に對し年々補助を與へて居る。今之が歳計を觀るに大正七年度に於ては百八十六萬五千五百八十圓に過ぎなかつたが、大正九年度豫算に於ては主として物價騰貴に伴ふ教員の給料其他經費の増加、學校、學級の増加に因り、又一方平均約八割の組合費増課並に國庫補助金其他収入の増額を計上せる爲、歳入歳出共に著しき激増を來せしが、大正十年度以降に在りては主として組合費の増率、國庫補助金の増額と學校學級等の増設等とに因り漸次増加の趨勢を辿り、昭和五年度には六百七萬一千九百七十九圓の多額に達したるに對し、昭和六年度に於て府の區域を包含する學校組合を府に移管せる結果總額に於て著しく減少したるも、昭和八年度に於ては豫算額三百二十三萬二千八百八十二圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹である。斯くの如く歳計の膨脹に伴ひ組合費賦課金の負擔益々過重となり、昭和八年度豫算額に於て組合費の収入は其の三割八分弱に達し、其の結果一戸當負擔額全道を通じて二十二圓三十四錢の多額に上り、教育費のみの負擔としては餘りに多きを以て相當對策を講ずるの必要がある。

學校組合歳入歳出豫算

科目	歳入			歳出		
	昭和八年度	大正十年度	大正七年度	昭和八年度	大正十年度	大正七年度
組合費	一、三三三、六六六	二、〇〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
事務費						

使主料及手数料 財産收入 國庫補助 道費補助 其他 合計	教育費		組合債費 其他
	合計	其他	
三三三、四三八	二、三五四、五七六	三、五二六、一六八	一、二九五、六七七
五九、一一三	八七、四九七	一九六、〇五四	九八、〇三三
五四九、四〇五	六六六、二六六	四二七、九九二	三三八、六〇六
五六一、六〇〇			
四九一、〇〇〇			
三、五三三、八八三	三、五三三、八八三	四、二八、七五九	一、八六一、五八〇

二 地方公課負擔額

朝鮮に於ける地方公共團體の賦課する租税を内地に於ける其れと比較し、且つ其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば次の通である。

朝鮮	稅收入豫算	負擔額		内地	稅收入豫算	負擔額	
		一月當	一人當			一月當	一人當
道	一九、一八二、一〇〇	四、八五四	〇、六三三	道府縣	三三〇、七三四、九六六	一七、三七五	三、四三三
府	二、〇〇九、五〇〇	七、八四九	一、六八九	市	一三三、二四三、二五八	三三、〇三八	六、九三九
第一特別經濟	一、四三七、五三四	三、七四四	五、三〇四	町	二〇〇、九八五、〇七四	三三、一五一	四、四四〇
第二特別經濟	七〇一、〇八四	三、六一三	〇、七五七	村			
邑面	一三、八八四、四一八	三、七六八	〇、七〇九				
學校費	三、三〇六、一九〇	〇、九〇三	〇、一七一				
合計	二、七九四、八八三	一〇、六六七	二、〇三六	合計	五、〇七三、二二八	四三、五六一	八、五三三

學校組合費	合計
一、三三七、六七七	三三、三四〇
四、一七九、四八三	一〇、六六七
	六、九四二
	二、〇三六
	五、〇七三、二二八
	四三、五六一
	八、五三三

(備考)

- 朝鮮に於ける稅收入豫算額は昭和八年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和七年度末現在の調査に依り算出す
- 内地に於ける稅收入額は昭和八年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和五年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帯數及人口を以て計算す

三 未役賦課の概況

道費を以て施行する道路の改修及既成道路の路面修補に在りては、主として地方的利害と密接なる關係あるを以て、賦課區域を沿道二里以内、賦課員數を一箇年一戸平均五人以内として努めて農閑を利用し、且一時に多大の負擔を爲さしめぬ方針を以て實行して居る。昭和八年度に於ける賦課人員は全道皆無である。又邑面、學校組合、學校費に於ても夫々必要に應じて夫役を賦課し得るものなるが、學校組合及學校費に於ては殆ど其の例を見ない。昭和七年度に於ける邑面の賦課人員は百二十四萬七千六百六十二人で、内出役せる者百十三萬二千六百五十一人、代納金額三萬四千三百九十五圓である。

四 地方債の概況

地方經濟の膨脹に伴ひ地方公共團體の起債額も漸次増加するに至つた。即ち道以下の諸團體を併せ大正六年度末現在に於ては二百十六萬二千三百三十四圓に過ぎなかつたが、大正十一年度末には六百六十六萬九千九百七十一圓と



府	府第一部特別經濟稅		府第二部特別經濟稅	
	特別稅	特別稅	特別稅	特別稅
邑	國稅附加稅		道稅附加稅	
	地稅附加稅	營業稅附加稅	所得稅附加稅	特別所得稅附加稅
特別稅	特別稅	特別稅	特別稅	特別稅
	特別稅	特別稅	特別稅	特別稅
學校	學校費賦課金		學校費(數)	
	學校費	學校費	學校費	學校費

### 第二節 臺灣

#### 第一歲計

#### 一 概説

臺灣總督府特別會計は明治三十年度から開始され、爾後引續き一般會計から補充金を仰いで居たが、同三十八年度以後全く國庫の補充金を仰がず獨立し得るに至つた。今歲計に就て其の經過を觀れば次の通である。(單位千圓)

年 度	歲 入	歲 出	昭和元年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度(豫算)
明治三十年度	一一、二八三	一〇、四八八	一一一、七七八	一一〇、三〇三	一一〇、三〇三	一一〇、三〇三
同四十年度	三五、二九五	二七、七〇九	一一三、八二二	一一〇、二二〇	一一〇、二二〇	一一〇、二二〇
大正六年度	六五、四二五	四六、一六六	一一〇、八二一	一一〇、八二一	一一〇、八二一	一一〇、八二一

#### 二 歳入及歳出

歳入の主なるものは官業收入と租税とであるが、取り分け官業收入が實に全歳入の約七割を占むることは最も注目し得るところで、昭和八年度の歳入出に就て其の科目を擧ぐれば左の通である。(單位千圓)

科 目	收入濟額	合計
○經常部		一〇〇、六六四
租 稅	二〇、一五五	四七〇
官業及官有財産收入	七五、〇三〇	四、九三一
印 紙 收 入	四、〇九七	一七一
雜 收 入	一、三八一	二二、〇六三
○臨時部		九〇三
官有物拂下代		
公 債 金		
雜 收 入		
前年度剩餘金		
貸代金收入		

第二編 所管地域 第四章 財政

治水事業費分擔金	六一〇
合計	三〇、一四八
歳出計	一三〇、八二二
支出済額	
○經常部	
神戶府費	四三
地方府費	二、二四四
地方法院	一三、四七七
税關	四九四
法務院	一、二二一
刑務所	一、一七四
警察官及刑務官練習所	一八五
警察官	一、一二〇
中央研究所	七六五
精製試験場	六〇四
教育費	四、四一一
社會事業費	二三〇
交通局	一九、二三八
專賣局	二〇、四一四

一五四

林務費	二、九五四
國債整理基金特別會計繰入	六、三〇五
恩給負擔金	二、七九二
諸支出金	一、三一〇
準備金	一
合計	七八、九八九
○臨時部	
事業費	一三、二八七
管轄費	一、六二三
調査費	九三四
勸業費	一、三五八
補助費	四、九六九
警察特別施設費	一七〇
災害費	三三四
阿片癮者矯正費	一二七
農社地方其他臨時整備費	二一八
在外研究員學費臨時増給	二一
外國爲替管理費	五
臨時米穀移出統制費	一〇〇
高松宮外二宮殿下奉迎諸費	四四

酒專賣創業費  
海底電信線修繕費  
第二編 所管地域 第四章 財政  
第二編 所管地域 第四章 財政

酒專賣創業費	二五
海底電信線修繕費	一〇
合計	三三、三三〇
合計	一〇三、三三〇

一 税制の沿革

領臺以來諸般の行政施設に於て全く其の面目を一新したが、税制に於て特に然るものがある。即ち清朝時代の混亂せる制度を改め、努めて簡明を擇び、煩累を除き、負擔の適正を期し、以て今日の如き整然たる體系を具備するに至つたのである。殊に最近、清朝時代の舊套を止めたる製茶税を廢して斯業の發展を計り、地租の如きも産業の發達、都市の膨脹、水利事業の開發等の結果變動を來したる土地の收益に應じ、負擔の公平均衡を圖る爲、全島に亘る地租規則の大修正事業を企圖し、五年計劃の下に昭和五年一月より之に着手せる等、鋭意時代に適應せる改善を行つて居る。

本島の租税制度は左記の通であるが、内地の税制に比し特に注意すべきは營業收益税、相続税、資本利子税、清涼飲料税等を缺く點と、酒類課税が專賣制度を實行せる關係上單に酒精税に止る點とである。尙臺灣に於ては内國税の賦課徴收は州知事又は廳長之を行ふこととなつて居る。

二 租税制度

イ 地 租

田畑、養魚池及建物敷地に對し之より生ずる收益高、地味の良否、水利の運輸の便否等を基礎として定めた等級を以て賦課の標準とする。

而して一年一甲(約一町歩)に對する税金は、田十七階級最高二十五圓八十錢、最低一圓、畑十七階級最高十九圓六十錢、最低五十錢、養魚池十階級最高十三圓八十錢、最低四十錢、建物敷地七十階級最高二千六百三圓、最低一圓となつて居る。本税の昭和八年度徴収額は五百七十六萬五千圓である。

#### ロ 所得税

概ね内地に於けるものに類似して居るが、第三種所得税に於て免税點が千五百圓未滿なること、勤勞所得に對する控除率が大なること、税率が幾分低きこと、納期が年二回なること等が主なる相違點である。昭和八年度本税徴収額は五百八十五萬圓である。

#### ハ 礦區税

礦業人に對し礦區一千坪毎に毎年一圓を課し、昭和八年度の本税収入は十八萬圓である。

#### ニ 登録税

明治三十二年登録税法中の一部を施行し、其の後大正十二年及昭和八年にも更に追加施行を見たが、同法第八條(醫師、藥劑師等の登録に關するもの)及第十四條(礦業權登録に關するもの)の規定は今尙施行に至らない。

#### ホ 臺灣銀行券發行税

臺灣銀行が保證準備發行制限高(二千萬圓)を超過して銀行券の發行を爲したる場合、超過額に對し年五分を下らざる割合を以て其の都度政府が税率を定むることとなつて居る。昭和八年度徴収額は四萬圓である。

#### ヘ 酒精税

酒精分九十度以上の酒精及酒精含有飲料に對し一石に付酒精分一度毎に一圓八十錢の税を課する。而して外國輸

出のもの、朝鮮移出のもの、燃料用變性酒精とせるもの、内地若は樺太に於て所定の工業用に使用し又は供給したものに付ては、其の事實を證明して税の免除又は拂戻を受くること出来る。昭和八年度徴収額は三百二十三萬九千圓である。

#### ト 其他の間接税

砂糖消費税は明治三十四年蔗車税及砂糖税の廢止と同時に創設せられたものであるが、現在迄種別及税率の上に屢々改正が行はれた。昭和八年度税収入は二百八十三萬一千圓である。

其他織物消費税及骨牌税があるが、税額は何れも僅少である。尙印紙税法は大正十二年に施行せられた。

#### チ 關稅

臺灣に於ける關稅に付ては船舶の出入及貨物の輸出に關する規定を除くの外、關稅法及關稅定率法を施行し、其の事務は臺灣總督の管理に屬する稅關をして行はしめる。而して基隆高雄兩港に稅關を置き、稅關支署七箇所、其他十九箇所の稅關監視署を設けて居る。昭和八年度の關稅収入は二百十八萬餘圓に及んで居る。

#### リ 噸稅

外國貿易の爲外國に往來する船舶に對し

(一) 西洋型船舶は登簿噸數一噸毎に五錢

(二) 日本型及支那型船舶は千石以上のもの五圓、千石未滿のもの三圓

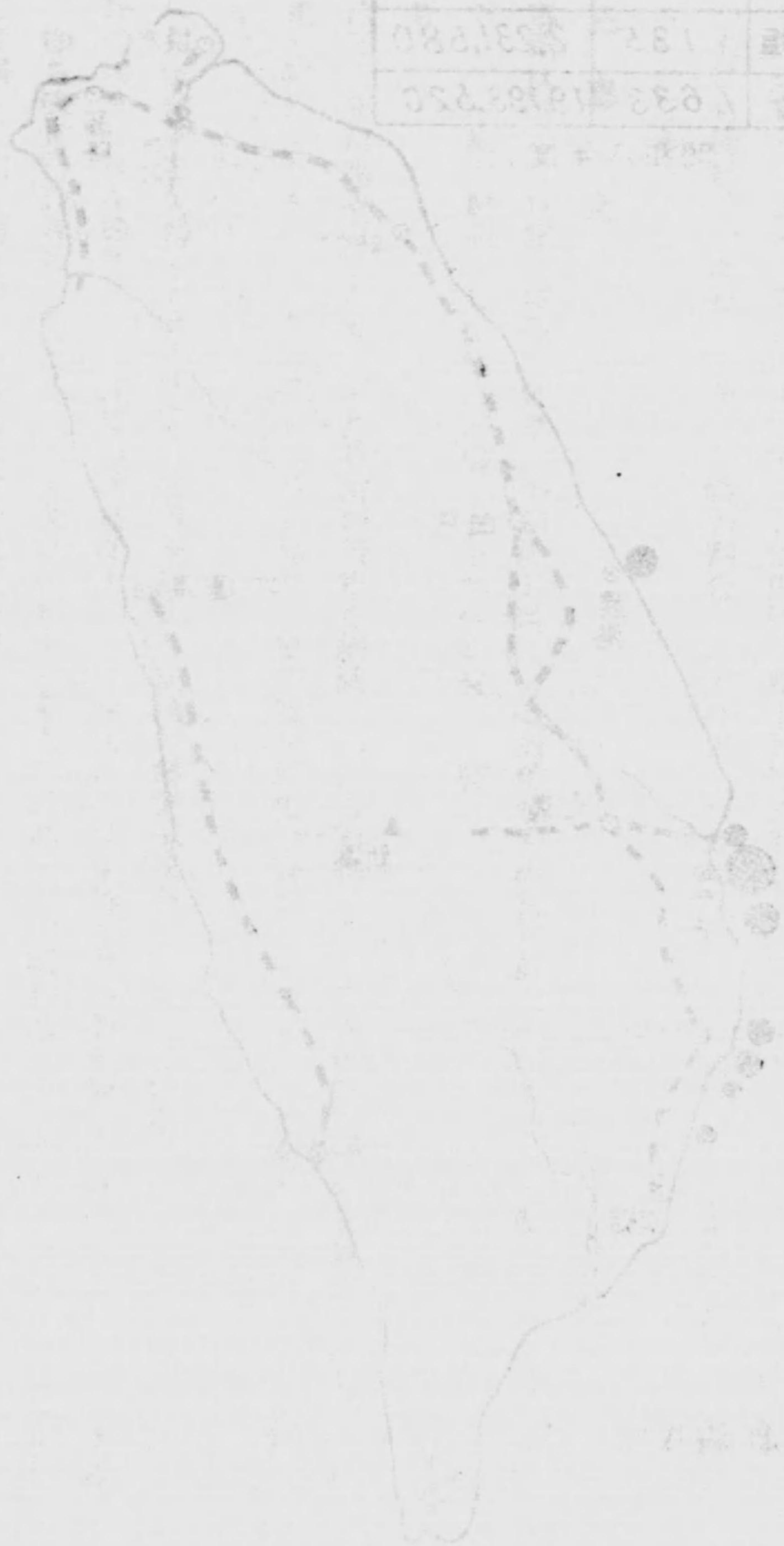
を入港毎に課することとなつて居るが、前者に付ては登簿噸數一噸に付二十錢を一時に納付するときは、其の港に於ては滿一箇年間課税を免かれることとなつて居る。昭和八年度の噸稅収入は四萬九千圓である。





臺灣鹽業之發展

昭和八年	1,480,000	1,800,000	1,500,000
昭和九年	1,500,000	1,800,000	1,500,000
昭和十年	1,500,000	1,800,000	1,500,000



共に早晚全く其の跡を断つべき運命に在る。

阿片專賣收入は昭和八年度二百八十九萬五千圓であつて、專賣煙膏の賣下代金の外副産物たる粗製モルヒネの賣下代金を含み、又原料生阿片は主としてペルシヤよりの輸入に係る。仍專賣益金は優先的に之を衛生施設、癮者矯正及阿片取締費に充つることになつて居る。

二 食 鹽

臺灣の製鹽は明代に始り清朝に入りて後官營となつたが、我が領有の當初之を廢し民營に委したところ鹽田の荒廢、品質の低下、價格の變動甚だしきに至つたので、明治三十二年五月此等の弊害を矯正する爲專賣制度を實施することとなつた。

爾來鹽業は面目を一新し、專賣法實施の當初鹽田面積僅かに百九十七ヘクタール、産額千百餘萬斤(明治三十二年度)に過ぎざりしも、翌三十三年には約三千六百萬斤に進み、既に島内の需要を充たして尙餘りあるに至つた。其の後專賣局に於ては當初の方針を以て鋭意鹽田の改善擴張を助成奨励し、且製鹽の指導誘掖に努めた結果順調なる發達を遂げ、本島主要産業の一たるの實を擧ぐるに至つた。斯くして昭和八年度に於ては鹽田面積一千八百七十八ヘクタールとなり、天日鹽一億六千九百六十一萬斤、煎熬鹽二千二百三十一萬斤の産出を見た。製鹽業者からの收納は專賣局の特定支局及出張所に當り、其の補償價格は生産の難易と生産者の經濟状態とを參酌するので各地に於て一律でない。

鹽の供給機關としては食鹽元賣捌人(八十三人)及小賣人(二千三百十人)の二級制とし、賣價は勿論全島均一であるが、別に産業奨励の意味で一回の買入高六千斤以上の需要者に限り、特別用として直接專賣局に於て特定價格

を以て賣下ぐるの制がある。

島外の販路は昭和八年度中、内地八百三十九萬疋、朝鮮九百五萬疋及北洋方面三百八十四萬疋であるが、專賣局は直接輸出をなさず、希望者に於て當局から賣下を受け自ら輸出することになつて居る。昭和八年度に於ける鹽專賣収入は二百七十三萬三千圓である。

### 三 樟 腦

本島の樟腦事業は領有以前より既に存し古い歴史を有するものであるが、樟樹濫伐の防止、外人よりの商權回復等の目的を以て專賣を施行したのは明治三十二年である。其の後順調なる發達を遂げ、今年々約三百萬疋を生産し、天然樟腦の産出に於ては世界に冠絶して居る。

專賣制度としては臺灣製樟腦株式會社に原料樟樹其の他の材料を拂下げ、其の生産品を專賣局が買收し、此の買收樟腦と樟腦油とは其の一部を專賣局工場で處理し、殘餘の樟腦は神戸支局に送つて處理し、尙樟腦油の一部は再製樟腦株式會社に賣渡して樟腦を再製せしめ、其の再製樟腦は更に之を前記神戸支局に納入せしむることとなつて居たのであるが、此の内臺灣製樟腦株式會社は昭和九年七月政府に於て買收し、原料樟腦及樟腦油の獲得をも專賣局の直營とした。

樟腦の販路は内國賣の外は主として英、米、佛、伊等の諸外國で、現今では就中米國を以て最大の顧客とし、主としてセルロイドの原料として需要せられて居る。内國賣は以上の外樟腦油（本樟油）及副産物たる赤油、白油、芳白油、藍色油、タール油、芳油及香水等がある。尙近來獨逸合成樟腦の擡頭に依り販路に付脅威を感ずるに至つたので、最近其の賣下價格を引下げて市場の回復と今後の發展とに努めて居る現況である。樟腦專賣の昭和八年度収入

は五百七十萬八千餘圓である。

### 四 煙 草

煙草の專賣は明治三十八年即ち内地より一年遅れて施行された。當時島内の耕作面積は百四十五ヘクタール、産額は十八萬疋にも満たず、其の上耕法幼稚、品質劣等であつたが、爾來栽培を奨励し耕作方法の改善を圖つた結果年と共に面目を改め、昭和八年度には面積七百七十七ヘクタール、産額百五十四萬疋で、之に依つて葉卷七種、兩切六種刻九種を製造して居る。然し本專賣收入中過半を占むるものは内地製（内地專賣局より供給を受く）であり、殊に本島内に消費される口付煙草は全部内地製である。此の他内地製兩切、刻及外國製品（葉卷、紙卷、刻）を加へ、本專賣収入は昭和八年度千五百二十一萬二千餘圓に及び、全專賣收入中の首位に在る。

販賣機關は賣捌人及小賣人の二階級より成り、昭和八年度末に於ける賣捌人七十五、小賣人七千四百三十二を算し、人口六百八十人に對し小賣人一名の割合である。

### 五 酒 類

酒類の專賣は世界に於ても其の例稀であるが、我國に於ても臺灣のみに之を施行して居る。酒類專賣の主目的は酒税に代り新財源たらしめんとすること勿論であるが、之を政府の管理に移すことに依つて品質の統一を圖り、良質のものを供給して島民の保健衛生に資せんとする目的を併有して居る。

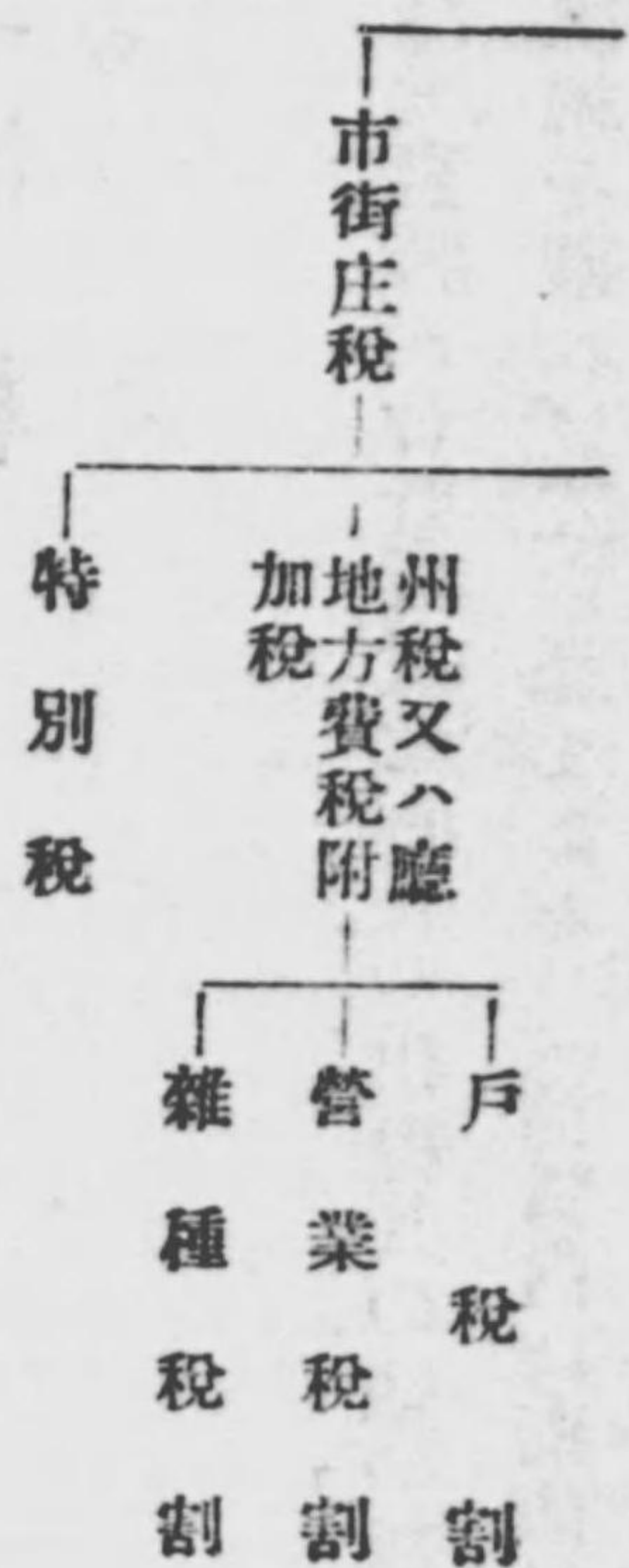
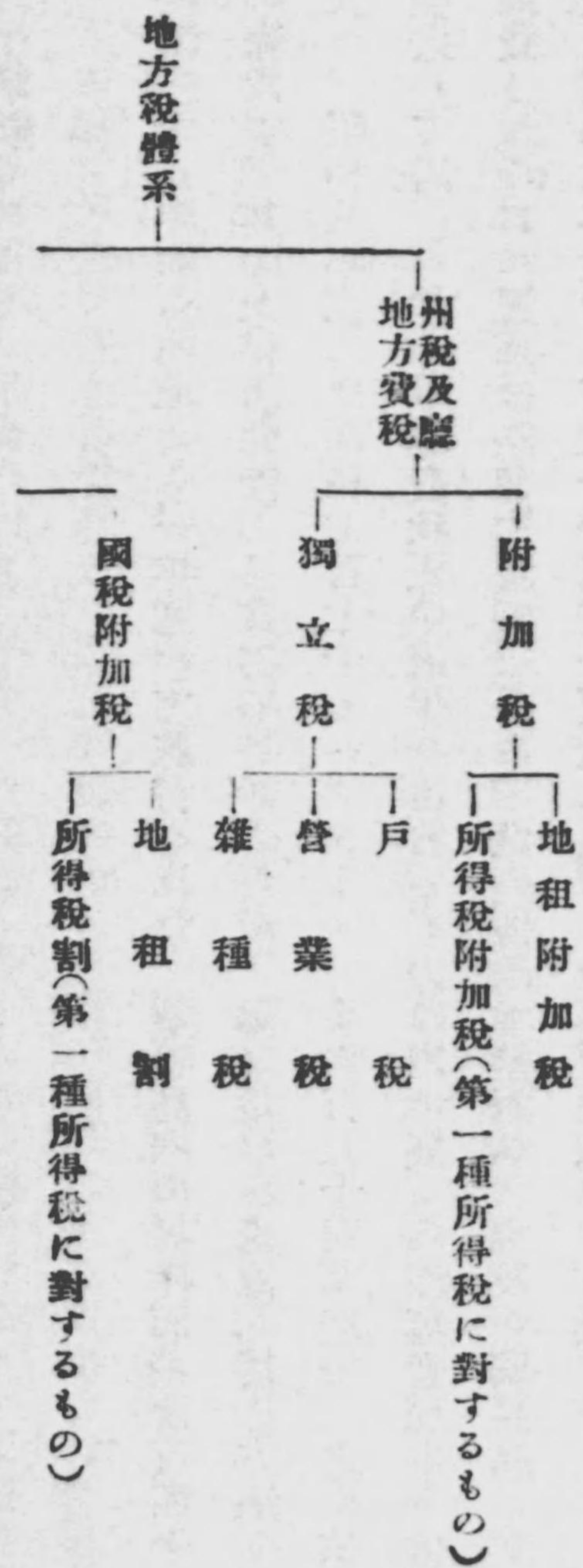
本專賣は專賣の事業中最も新しく大正十一年七月の創始であるが、昭和八年度に於ける収入年額は千四百四十九萬餘圓に達し、煙草に次ぐ好財源として順調なる成績を収めて居る。專賣酒類の範圍は專賣局製品及輸移入品を合せ各種の酒類を網羅し、酒精は民間の自由製造を認めるが、専ら島外販賣に供することを條件として居る。尙麥酒は

酒專賣創始當時其の需要未だ寡く問題とするに足らぬので暫く專賣外に置いたのであるが、其の後年を閲するに従ひ其の嗜好普遍化し、需要も頓に増加して酒類專賣の目的達成上之を專賣外に置くことの支障あるに鑑み、當分の内其の製造は従來通り民間の自由に委ね販賣のみを專賣の範圍に包含せしむるを適當と認め、昭和八年七月一日より之を實施した。

### 第四 地方財政

#### 一 概況

地方財政は明治三十一年に始り、明治三十五年度に地方費區を設け全島を三費區に分ち經理し來つたが、大正九年の地方制度の改正と共に従來の地方費區は廢止せられ、州、廳地方費、市、街、庄は獨立の財政主體となつた。此等地方税制の體系は左の通である。



而して此等州及廳地方費の歳入は左の如くである (單位千圓)

	昭和六年度(決算)	同 七年度(決算)	同 八年度(豫算)
地方税	一一、三四九	一一、一三四	一〇、五五四
其他の收入	三、九〇四	四、八四二	四、九八〇
繰越金	三、九〇四	三、六七九	一、四五四
國庫補助金	二、〇九三	二、一四四	二、五二三
計	二一、二五〇	二一、七九九	一九、五一一

尙市街庄の昭和八年度歳入豫算額は一千九百二十二萬八千圓であつて、内市街庄税は八百二十三萬四千圓であり、國庫、州費、廳地方費の補助金は百七十七萬三千圓である。

#### 二 地方公課負擔額

臺灣に於ける地方公共團體の賦課する租税を内地に於ける其れと比較し、且つ其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通である。

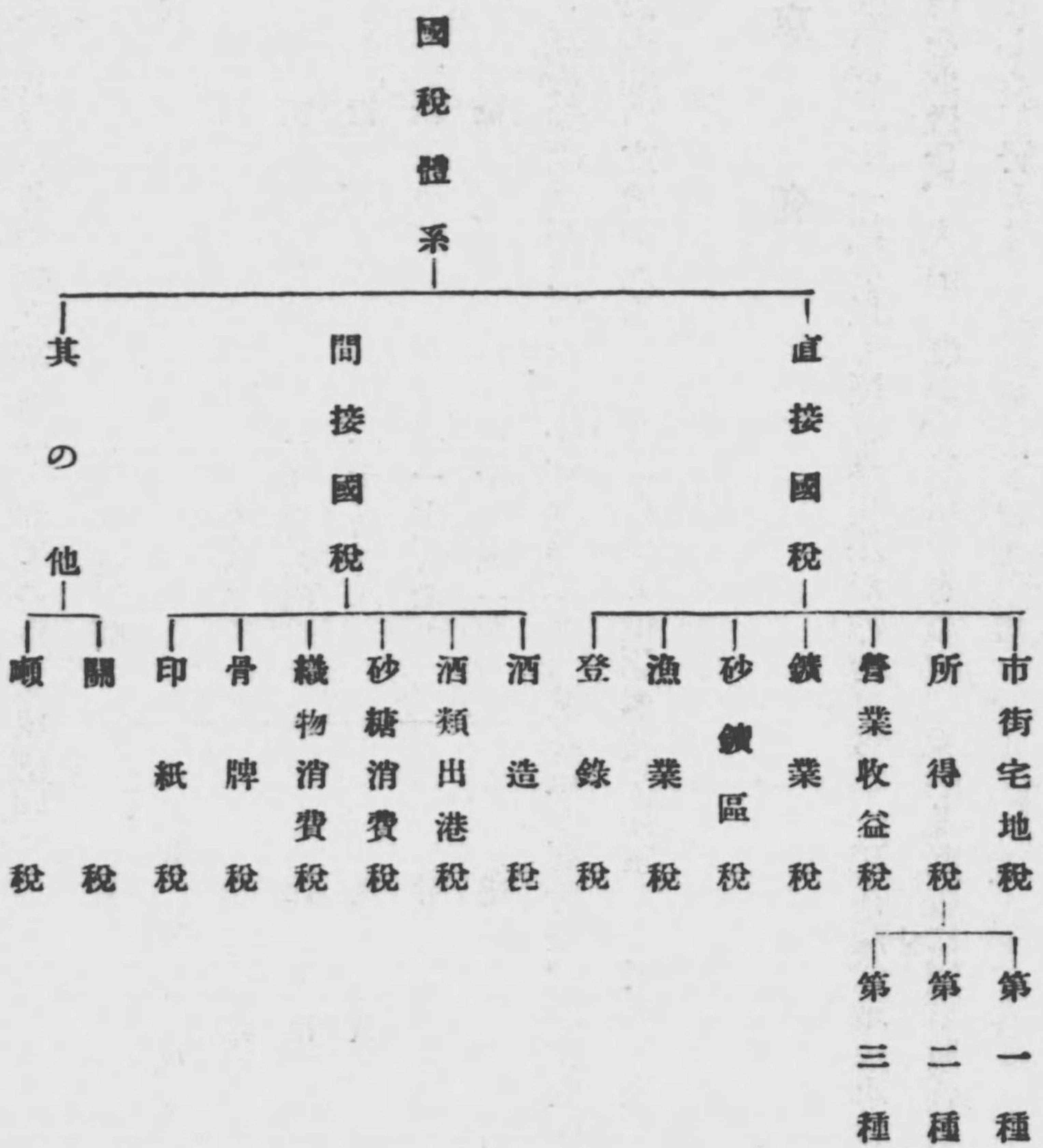


警務費	八一五	道路改良費	四七六
林務費	一、四八二	補助費	二、一九四
現業費	六、八二二	國有林事業經營費	四八九
中央試驗所	三三一	樺太拓殖調査費	二三
諸支出金	三三六	昭和五年國勢調査費	四八
國債整理基金特別會計繰入	一、九三一	閑院宮春仁王同妃兩殿下奉迎諸費	二五
合計	一五、二三四	東伏見宮妃殿下奉迎諸費	一五
臨時部		災害費	一六六
事業費	一、〇八二	合計	六、九八〇
特別事業費	二、〇五五	合計	三三、二一四
鐵道改良費	四〇七		

第二編 所管地域 第四章 財政

樺太の租税制度は明治四十年三月法律第二十一號「樺太ニ於ケル租税ニ關スル件」を以て制定せられ、當初戸數割、營業稅及雜種稅の三種目に過ぎなかつたが、其の後數次の改廢増設及内地稅法施行に依り現在では左記十五種目を數ふるに至つた。右の内市街宅地稅、所得稅、營業收益稅、酒造稅、酒類出港稅、漁業稅の六種は特に樺太に施行する目的を以て制定せられた法律に基き、其の他は何れも内地法の全部又は一部施行に係るものである。而して前者の内でも所得稅、營業收益稅及酒造稅は其の内容略内地の其れに類似して居る。樺太は拓殖過程に在る關係上、土地に關する租稅が市街宅地に限定せられた點、又同島の天然富源たる漁業に關し其

の漁業權及漁獲物に對して課する漁業稅の存する點及内地に於ける酒稅との均衡を得しむる爲燒酎、酒精及酒精含有飲料を移出の際出港稅を課徵する點等は、同島の特殊事情に基くものである。尙樺太に於ける内國稅執行機關は支廳及其の出張所である。





第二編 所管地域 第四章 財政	特別稅營業稅	三二、六九三	一七〇
	特別稅雜種稅	六〇二、九二四	〇、五六四
	計	二、一〇〇、五二八	一〇、四一二
			三六、二七一

### 第四節 關東州

#### 第一歲 計

明治四十年法律第十七號を以て關東都督府特別會計法制定せられ、爾來其の歳入及一般會計からの補充金に依つて維持經理せられて居る。今歳出入決算累年表に就て其の経過を示せば左の通である（括弧内は國庫補充金、單位千圓）

年 度	歳 入	歳 出
明治四十年度	四、二七三	三、四五一
大正六年度	七、七二五 (二、〇〇七)	四、六一二
昭和五年度	二五、一六一 (四、〇〇〇)	一九、八七〇

更に昭和八年度の歳計を示せば概況左の通である。（單位千圓）

歳 入	歳 入 濟 額
官業及官有財産收入	一四、四〇六
印紙收入	一、三五〇
雜收	七一〇
計	二二、五二三

○臨時部	○經常部
官有物拂下代	官有物拂下代
五八二	五八二
補助金	補助金
六、〇〇〇	六、〇〇〇
公債金	公債金
三、一八四	三、一八四
國債還資金納金	國債還資金納金
一〇	一〇
前年度剩餘金繰入	前年度剩餘金繰入
七、一七五	七、一七五
合計	合計
一六、九五一	一六、九五一
歳出	歳出
三九、四七四	三九、四七四
支出濟額	支出濟額
一、四五二	一、四五二
關東廳	關東廳
一、四〇八	一、四〇八
法院及事務所	法院及事務所
三、九六七	三、九六七
警察費	警察費
一、九四七	一、九四七
勸業費	勸業費
三一二	三一二
專賣費	專賣費
二、〇八九	二、〇八九
通信費	通信費
四、三八五	四、三八五
海務局	海務局
一六一	一六一
醫院	醫院
一〇八	一〇八

○臨時部	○經常部
土地建物賃料	土地建物賃料
一二九	一二九
傳染病豫防費	傳染病豫防費
五〇	五〇
國債整理基金特別會計繰入	國債整理基金特別會計繰入
五〇六	五〇六
恩給負擔金	恩給負擔金
五〇〇	五〇〇
諸支出金	諸支出金
一一〇	一一〇
豫備金	豫備金
一六、二三四	一六、二三四
合計	合計
一、六六二	一、六六二
事業費	事業費
六	六
臨時支那語獎勵費	臨時支那語獎勵費
六六	六六
昭和五年國勢調査費	昭和五年國勢調査費
六五	六五
官有林野整理費	官有林野整理費
一九一	一九一
臨時警備費	臨時警備費
一六	一六
租稅制度調査費	租稅制度調査費
三、四五二	三、四五二
滿洲事件費	滿洲事件費
一	一
公債端金	公債端金
八	八
在外研究員學資其他臨時増給	在外研究員學資其他臨時増給
一三	一三
外國爲替管理費	外國爲替管理費
八〇	八〇
日滿合辦通信會社設立諸費	日滿合辦通信會社設立諸費
三〇三	三〇三
滿洲事件費補足	滿洲事件費補足
一七一	一七一



補助費

三、二〇七  
九、〇六八

計

計

二五、三〇〇  
二、三〇〇

### 第二租 税

關東州の租税制度は明治三十八年の遼東守備軍令達鹽稅規則、同年の民政署令關東州地租規則等に依つて創設せられたもので、現在の稅種は左の六種であり、民政署長が其の賦課徵收に任じて居る

#### 一 所得稅

大正九年勅令第二百二十七號關東州所得稅令に依り法人又は法人に非ざる社團に對してのみ課し、概ね内地所得稅法の第一種所得稅に等しい。之が昭和八年度徵收額は三百八十一萬餘圓である。

#### 二 地 稅

地租は田畑に限り其の所有者に對し毎年一畝（我約百八十二坪）に付一律に金二十錢を賦課する均一稅であつて、昭和八年度徵收額は二十一萬六千圓である。

#### 三 鹽 稅

鹽を製造場より移出する際一石に付六十錢（百斤當十錢）を課し、州外より輸入する日本製鹽以外の鹽に對しては一石に付一圓五十錢を課することとなつて居る。昭和八年度收入額は三十六萬一千圓餘である。

#### 四 煙草稅

煙草稅は製造煙草、葉煙草及自家煙草に區分し、輸入品に對しても課稅する。本稅の昭和八年度收入額は百一萬餘圓で相當重要な一財源である。

### 五 酒 稅

州内に於て酒類の醸造、再製、蒸餾及輸入を爲す者に對し其の造石數及輸入石數に應じて之を賦課するもので、内地、朝鮮等に比し一般的に稅率が低い。昭和八年度收入額は五十二萬圓である。

### 六 取引所稅

取引所稅は之を分つて取引所營業稅及取引稅の二とし、營業稅は株式會社組織の取引所に對してのみ之を賦課し、取引稅は取引所に於て行はるる定期取引中轉賣、買戻を除きたる賣買に對し各約定高に應じて之を賦課する。昭和八年度徵收額は兩稅を合せ百十七萬餘圓である。

### 第三 關稅制度

關東州の關稅制度は内地及他の所管地域と全く其の趣を異にし、所謂自由地帯として同州内に輸入せられる物品には一切關稅を賦課せざる制度となつて居る。唯大連には滿洲國の稅關が在つて關東州を通じ、滿洲奧地に輸出入せられる物品は左記の通り右稅關で課徵せられる取極となつて居る。

#### イ 關東州對滿洲國

關東州對滿洲國の關稅に關しては大連海關設置に關する日支協定（明治四十年五月三十日調印）及大連稅關假規則（明治四十年六月、府令第三十八號）に依る。其の主要規定を摘記し且つ該規定中の民國を滿洲國と改めて觀れば左の通である。

(一) 海路大連に輸入し關東州内に消費する貨物には課稅しない。（協定第五條）

(二) 陸路滿洲奧地より移入し關東州内で消費する貨物に付ては課稅しない（協定第六條前段）

- (三) 關東州の生産物又は之を以て、若は外國より輸入した原料で製造した貨物を輸出するときは課税しない。(協定第六條、規則第五條)
- (四) 海路大連に輸入し陸路關東州境界を越えて滿洲奧地に移入する外國貨物には輸入税を課する。(協定第五條、規則第一條の一)
- (五) 關東州内の生産物又は之を以て製造した貨物を陸路滿洲奧地に移送するときは輸入税を課する。(協定第五條、規則第二條の一)
- (六) 陸路滿洲奧地より移入した滿洲貨物を大連より輸出するときは輸出税を課する。(協定第六條、規則第四條)
- (七) 陸路滿洲奧地より移入した原料で製造した貨物を輸出するときは輸出者の選擇に依つて原料又は製品に對して輸出税を課する。(協定第六條、規則第六條)
- (八) 滿洲國開港から海路大連に輸入した支那貨物を滿洲奧地に移送するときは現行條約に従つて課税する。(協定第七條、規則第二條)
- (九) 陸路滿洲奧地より移入した貨物を滿洲國開港に輸出するときは輸出税を課し到着港で沿岸貿易税を課する。(協定第八條)

□ 關東州對日本内地(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島も同じ)

關東州は他の所管地域と異り外國貿易上全く外國と看做され、其の生産物を日本内地に輸入するときは輸入税を課せらるべきものであるが(明治三十九年九月勅令第二百六十二號)、關東州に於ける生産工業の發達の助成及本邦に於ける工業原料の不足を補充する目的を以て關東州に於て生産する特殊の物品に對しては、本邦に於て輸入税を減

免する特惠關稅制度が設けられて居る。關東州生産品の内地輸入税輕減の嚆矢は明治三十九年九月勅令第二百六十二號であつて、「關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税率ハ協定税率ニ依ル但シ關稅定率法ニ定ムル税率カ協定税率ヨリ低キトキハ此ノ限ニ在ラス」と定め、(第一項)次で同年十一月勅令第三百四號(大正十二年五月勅令第二百三十七號で改正)に依つて「支那國ノ生産ニ係ル鉄鐵、水銀、毛織物、毛綿交織物及綿織物ノ輸入税率ハ協定税率ニ依ル但シ關稅定率法ニ定ムル税率カ協定税率ヨリ低キトキハ此ノ限ニ在ラス」(第一項)と定められた。

右の兩令で關東州を始め支那生産品に對しては内地輸入税の輕減を圖つた。更に大正十四年六月法律第五十一號を以て、(一)關東州内に於ける食糧品又は原料品(二)州内の原料で製造したもの(三)主として滿蒙に産する無税原料で製造するもの内、内地に不足し内地産業に影響が少いものなどに關して、内地輸入税免除の制度を見るに至つた。右の法律に依つて輸入税の免除を得たのは生果外二十九種であるが、此の内主なるものは生果(苹果、葡萄、梨、桃、櫻桃、其他)、コールドール、主要原料とした消毒劑エーシヨン、黄麻絲及黄麻線、油布、ボートラ、ンドセメント、耐火煉瓦、耐火性粘土製品、硝子板等九種である。

ハ 關東州對中華民國

滿洲國は關稅並に通商航海關係に關し、中華民國を純然たる外國として取扱ふこととした結果、昭和七年九月二十五日より左の通實施することを聲明した。

- 一 大連港より中華民國に仕向くる滿洲國生産品に對しては現行税率に依り輸出税を課する
- 二 中華民國より到着した物品が關東州租借地境界を越えて滿洲國に輸入せらるる場合には現行税率に依つて輸入税を課する

尙實施以前に荷主が善意に中華民國港以外より積出し、中華民國の諸港で輸入税を徴收せられ實施の日以後に滿洲國諸港に到着する貨物に就ては不當の損害を與へない様相當の考慮を爲す

三 滿洲國と中華民國諸港間の内水航行權は之を認めず、中華民國に於て發給せられた内水航行免狀及噸稅納稅濟證書は滿洲國に於ては之を無効とする。内水航行免狀發給及噸稅賦課に關する方法及效力等は從來の例に準ずる

四 水災附加税は本改正實施の日より之を賑災附加税と改稱し、北滿水災救恤其の他の賑災經費に充つる爲當分の間は從來の通り之を徴收する

尙右實施に關しては左の如く取扱ふものである。

イ 輸入品に關しては期日前に到着した物品にして期日前に滿洲國への輸入申告を爲したものの外は改正規則を適用する

ロ 輸出品に關しては(一)海路に依る場合は期日前に輸出申告を爲し、積込むべき船舶が期日前に入港したときの外は改正規則を適用する(二)陸路に依る場合は期日前輸出申告を爲し、汽車其の他運搬手段が期日前に國境を通過することを豫想し得る場合の外は改正規則を適用する(三)噸稅に關しては假令期日前に、港した船舶なりと雖も期日後に出港する場合は改正規則に依る噸稅を納付せしむる

前述の如く關東州の對滿洲國の關稅制度は日支間の協定に依り成立した特異の制度であるが、昭和七年九月十五日調印の日滿議定書に依つて滿洲國は將來日滿間に別段の協定を締結せざる限り、日本國が從來日支間の條約、協定其の他の取極等に依り有する一切の權利、利益を確認し、又以來今日迄別段新しき取極もないから、明治四十年五月三十日

調印の日支間に締結せる大連海關設置に關する協定並に該協定に基き制定せられた大連稅關假規則も其の儘日滿に關する限り效力を有するものである。従つて該協定及該規則中支那又は民國とあるは滿洲國を意味することになる。

#### 第四 專賣

關東州に於ては關東州阿片令(大正十三年勅令第五十三號)同令施行規則(大正十一年關東廳令第五十號)に依つて、生阿片及藥用阿片の賣下及交付並に藥用阿片の製造は之を官の獨占するところとなつて居る。之は臺灣の阿片專賣と同様財政上の理由に基く專賣ではなく警察取締上の目的を主眼としたものである。

而して阿片煙膏は特許制度に依り特に阿片癮者に限り救療上必要と認められた限度に於て之が吸食を許されるが、其の煙膏は官に於て製造せず官の指定する小賣人が之を調製する。昭和八年末に於ける吸食特許者は全部滿洲國人で三萬七千二百三十人、小賣人は百四十九人、同年度專賣收入は六百八十四萬圓である。尙建國以來支那の阿片斷禁政策を踏襲せる滿洲國が、國內密吸飲者の救療を主眼として、昭和八年一月漸禁方針に基き阿片專賣制度を實施するに及び、我が南滿洲鐵道附屬地に於ても概ね關東州内の制度に等しき專賣を施行することとなり、南滿洲鐵道附屬地阿片取締規則(昭和八年四月二十五日關東廳令第十四號)を以て同年五月十日より實施するに至つた。

#### 第五 地方財政

##### 一 概況

關東州地方費に關する制度は明治四十年勅令第四十八號關東州地方費令に基き創設せられ、地方收入(地方稅其の他)を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費(會屯事務費、教育費、衛生費、勸業費、營繕土木費、救育費、營造物及地方費取扱費等)を支辨するものである。

地方税と稱するものは營業税及雜種税の二種にして明治四十年の創設に係り、其の後同四十五年の改正を経たが、課税標準其の他に付尙改正を要すべき諸點があつたので昭和五年三月大改正を加へ、營業税に在りては新に鐵道業を課税圈内に入れると共に従來の賦課營業に於ける課税標準を整理して平均二割二分を輕減し、雜種税に在りても均衡上三種目の新規課税を加へ、在來種目に對しては平均一割六分の減税を爲し、共に昭和五年度より之を實施した。尙地方費の内容は左の通である。(昭和八年度決算、單位千圓)

地方費收入		○經常部	
租	二、三〇八	會屯事務費	三〇
事業及財産收入	二、二九六	教育費	五八九
雜收入	二八六	勸業費	七一
計	四、八九〇	衛生費	三九二
○臨時部		營造物費	二六三
物品拂下代	二〇二	救育費	二
寄附金	九一〇	消防費	一五六
國庫補助金	二、八四八	作業費	一、〇四四
前年度剩餘金繰入	二、四七八	土木維持費	三〇二
計	六、四三八	地方費取扱費	一一四
地方費支出	一一、三二八	諸支出金	二四
		備費	二、九八七
		計	

○臨時部		博覽會出品費		二八
管絃及土木費	一、五三八	金融組合貸付金		
補助費	三、五二〇	退職特別資金		
調査費	一一〇	計	五、二〇六	
産業獎勵費		計	八、一九三	
二 地方公課負擔額				

關東州に於ける地方公共團體の賦課する租税を内地に於ける其れと比較し、且つ其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通である。

關東州	稅收入豫算	負擔額		内地	稅收入豫算	負擔額	
		一戸當	一人當			一戸當	一人當
地方費	一、八四九、三九三	一、九二〇	一、九三四	道府縣	三、〇七三、九九八	一、七、三三三	三、四二五
市費	八〇五、一三二	二、六七三	二、三八五	市	一、三三、二五八	三三、〇三八	六、九二九
町費	九七九、七八〇	九、九六六	一、四六九	町	二〇〇、七八五、〇七四	二、三、一五一	四、四四〇
村費	三、六四四、三〇〇	二、四六五	一、八四九	村	一、四四、七六一、三三八	四、三、三六九	八、六三三
合計				合計			

(備考)  
一 關東州に於ける稅收入豫算額は昭和六年度調定額に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和七年度末日現在の調査に依り算出す  
第二編 所管地域 第四章 財政 一七九

二 内地に於ける稅收入額は昭和七年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和五年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帯數及人口を以て計算す

### 第五節 南洋群島

#### 第一歲計

大正十一年法律第十七號を以て南洋廳特別會計法制定せられ、爾來其の歲入及一般會計からの補充金を以て維持經理して居たが、昭和七年度よりは補充金を受けずに經理し得るに至つた。其の歲出入の概況は左の通である。(括弧内は國庫補充金、單位千圓)

年 度	歲 入	歲 出	同 年 度	同 年 度 (豫算)
昭和五年度	七、三六七	四、六五八	同 八 年 度	八、二四八
同 七 年 度	(一、〇〇〇)	四、七三三	同 九 年 度 (豫算)	五、六三五
	七、九五三			五、二八二

今昭和八年度の歲計を示せば左の通である。(單位千圓)

科 目	收入濟額	雜 收 入
○經常部		合 計
租 稅 收 入	三、一五二	官有物拂下代
官業及官有財産收入	一、七五六	前年度剩餘金
印 紙 收 入	二六	合 計
		五、〇一一
		一七
		三、二二〇
		三、二三七

科 目	支出濟額	○臨時部
○經常部		事 業 費
南 洋 廳	二、七三一	獎勵及補助費
國債整理基金特別會計繰入	四	土地調査費
恩給負擔金	一九	皆既日蝕觀測諸費
合 計	二、七五五	合 計
		二、五二七
		五、二八二

#### 第二租 稅

南洋群島に於する租稅種目は大正十一年南洋廳設置後左記四種とし。勅令又は其の委任に依る南洋廳令の定むるところに依り同廳支廳長が之を賦課徵收するものであるが、各稅に付略説すれば左の通である。

##### 一人頭稅

島民に對するものと、島民以外の者に對するものとの二種に分れ、前者は島民にして同群島に居住する十六歳以上の男子に之を賦課し、其の稅率は年額十圓以内(資産を有する者に對しては特に四十圓迄賦課し得る)とし、支廳長は土地の狀況及舊慣に依り長官の認可を得て其の稅額を決定する。尙ヤルート支廳管内に於けるものに付ては舊慣上コプラを以て代納せしむることが出来る。

島民以外の人頭稅は大正十一年南洋廳令第十五號に基き、住民の生活の狀態竝に資産の狀況を斟酌し所轄支廳長が之を決定し、一等(一年の收益九千圓以上)乃至十一等(一年の收益五百圓未満)に分ち、稅額は一人付最高五十

圓、最低二圓である。而して本税の昭和八年度収入額は七萬八千七百五圓で、内島民に對するものは五萬三千六百五十八圓である。

## 二 鑛區税

大正五年南洋群島鑛業規則に依り群島に於ける鑛業人に對し其の鑛區千坪毎に年一圓の税を課することになつて居る。昭和八年度に於ける鑛區税収入額は百四十三圓である。

## 三 出港税

南洋群島より内地、朝鮮、臺灣又は樺太に移出する物品にして此等移出先に於て内國税を課する物品(砂糖、糖蜜、酒類、酒精等)に對し、移出の際移出先に於ける内國税(砂糖消費税、酒税等)の税率と同一の税率を以て課する。其の課税物品の大部分は砂糖で、本税は南洋廳租税収入の九割餘を占むる重要財源であつて、昭和八年度収入額は三百三萬七千餘圓である。

## 四 關 税

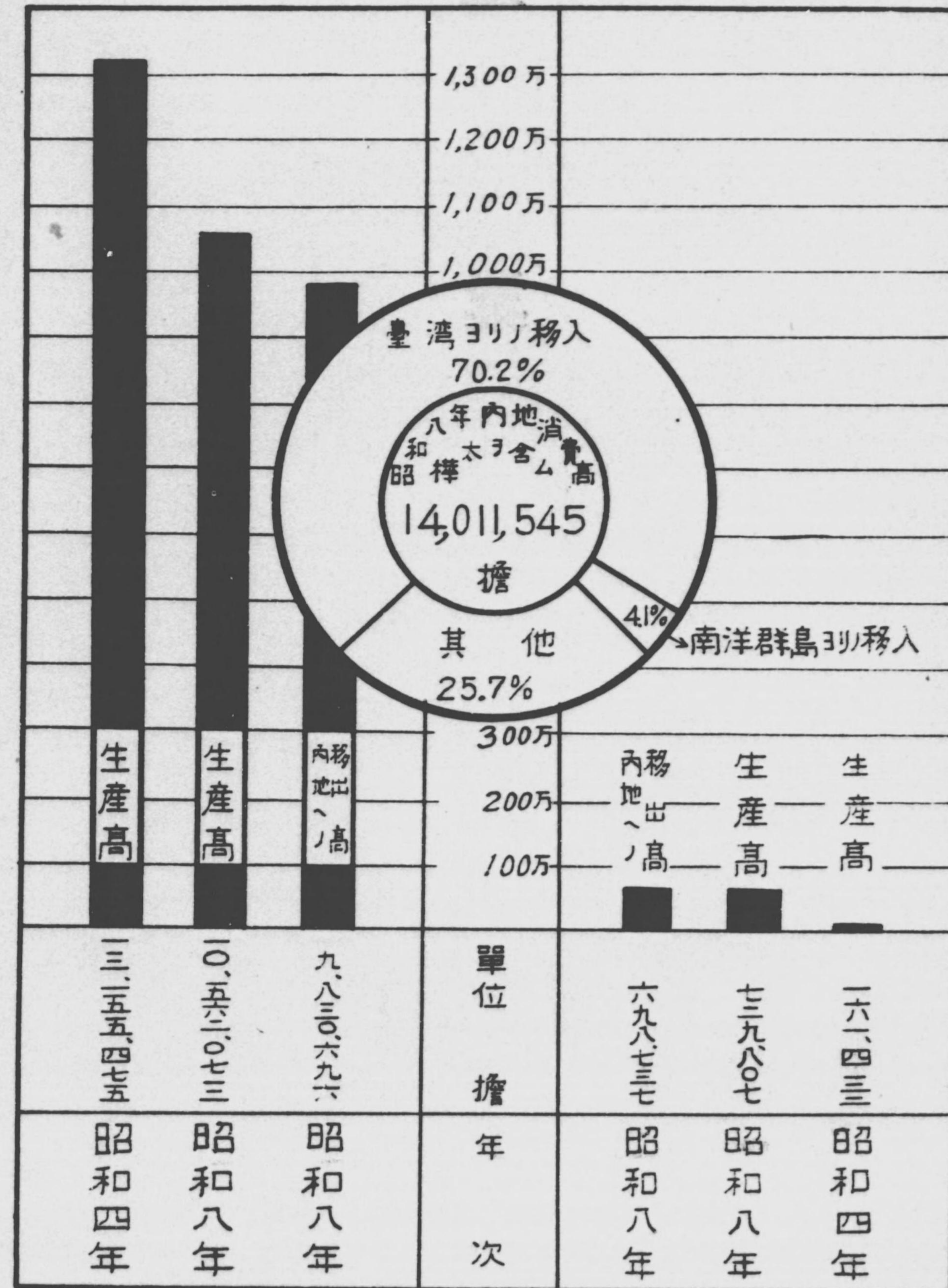
大正十一年勅令第二百九十五號を以て南洋群島に於ける關税に關しては關税法、關稅定率法等に依ることとなつて居り、パラオ、アングウル、サイパン、トラツク、ボナベ、ヤルートを開港と定め、關税の事務は南洋廳長官が大藏大臣の監督を承けて之を掌つて居る。昭和八年度に於ける關税収入は三萬六千七百七十八圓である。

産

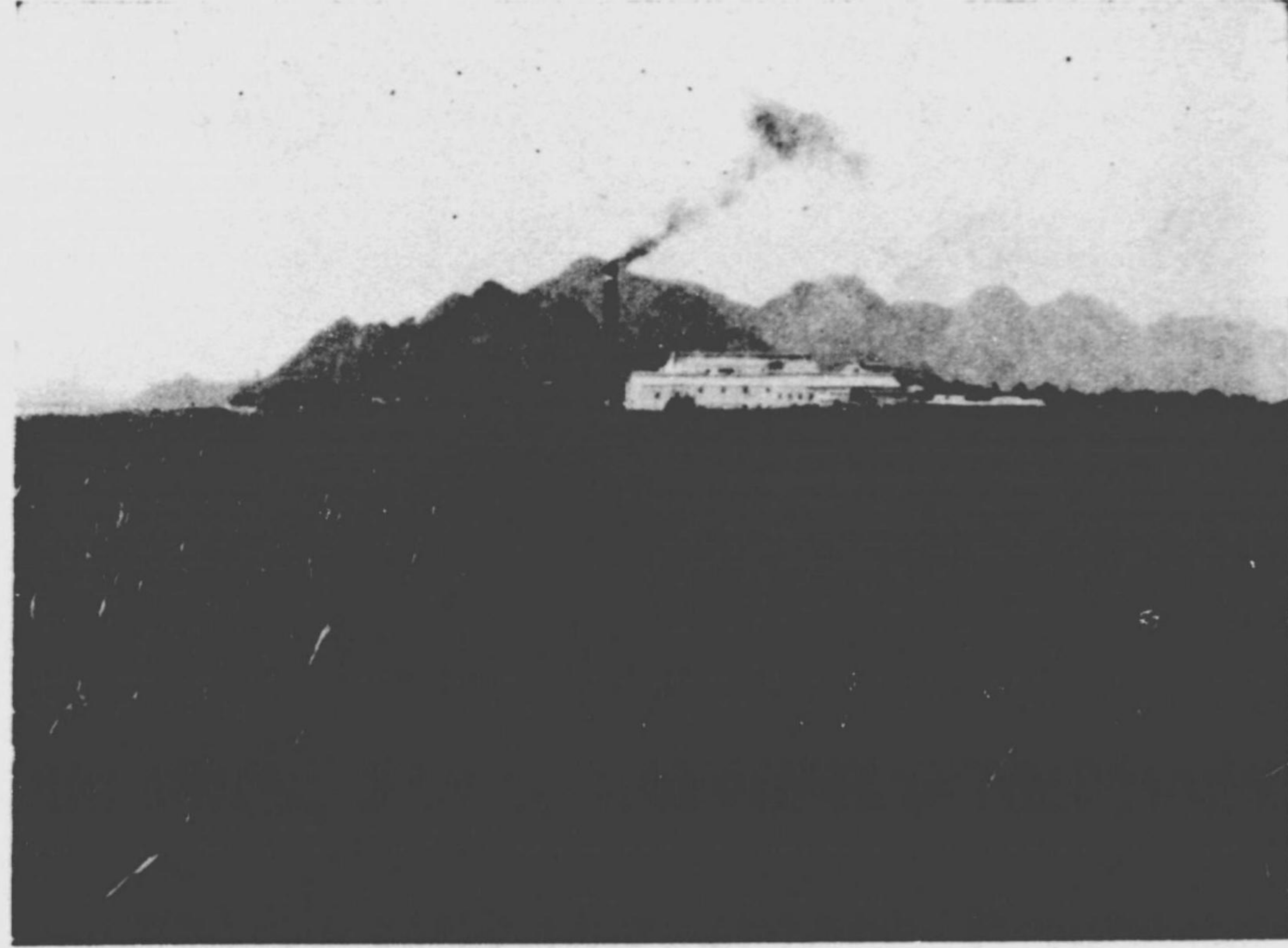
業

# 臺灣及南洋群島ニ於ケル糖業

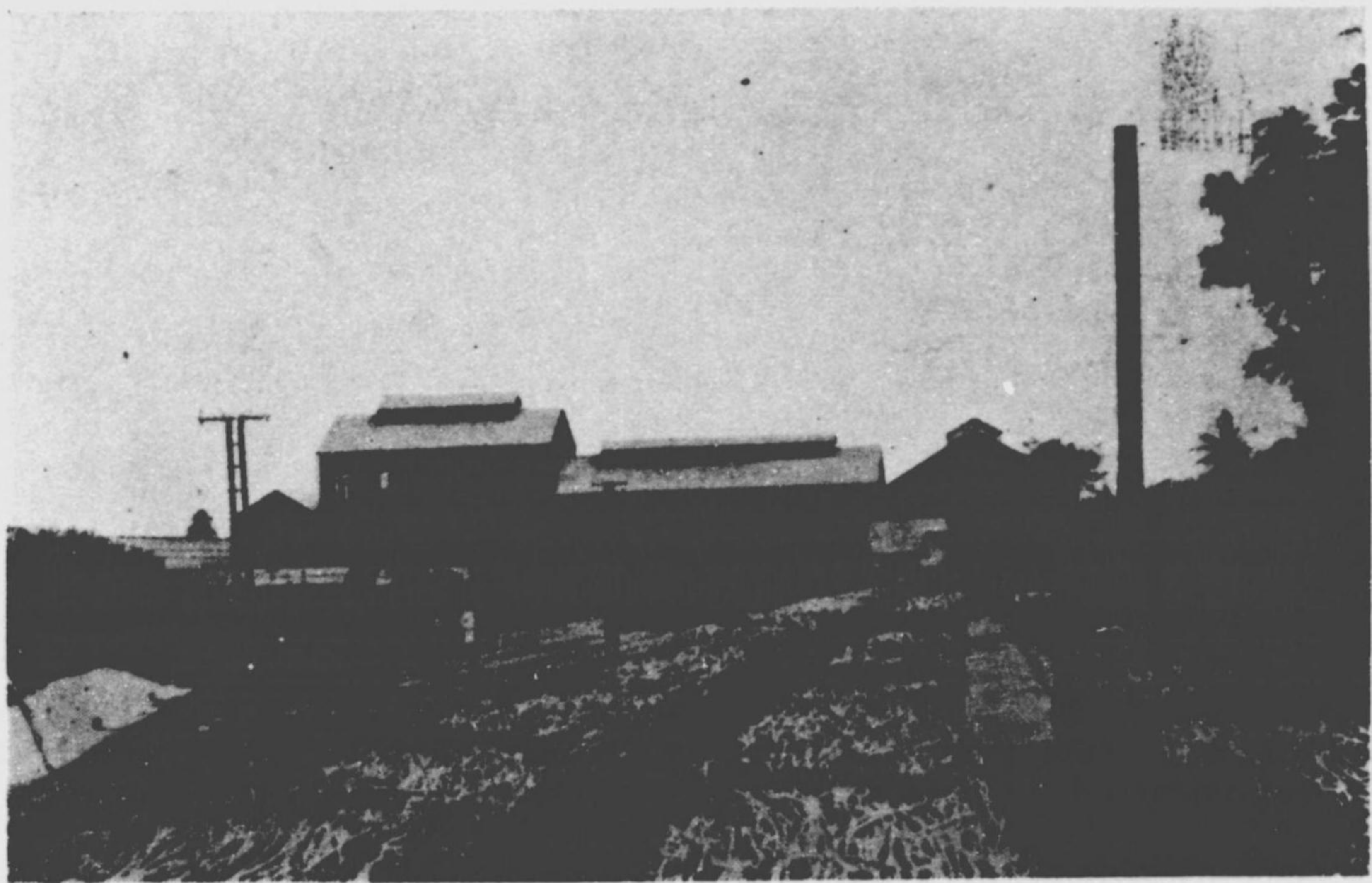
臺灣 南洋群島



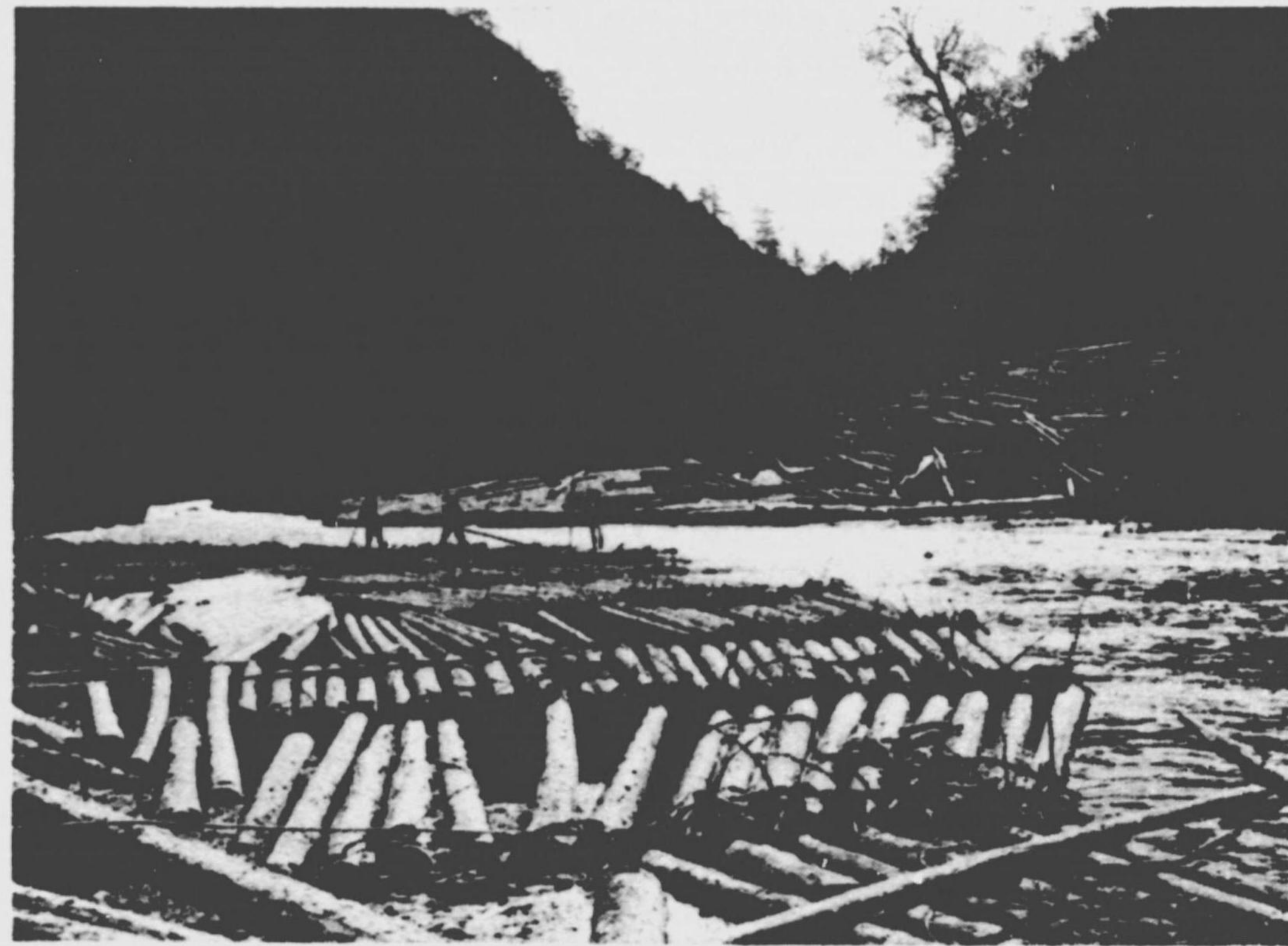




場工糖製式新るけ於に灣臺



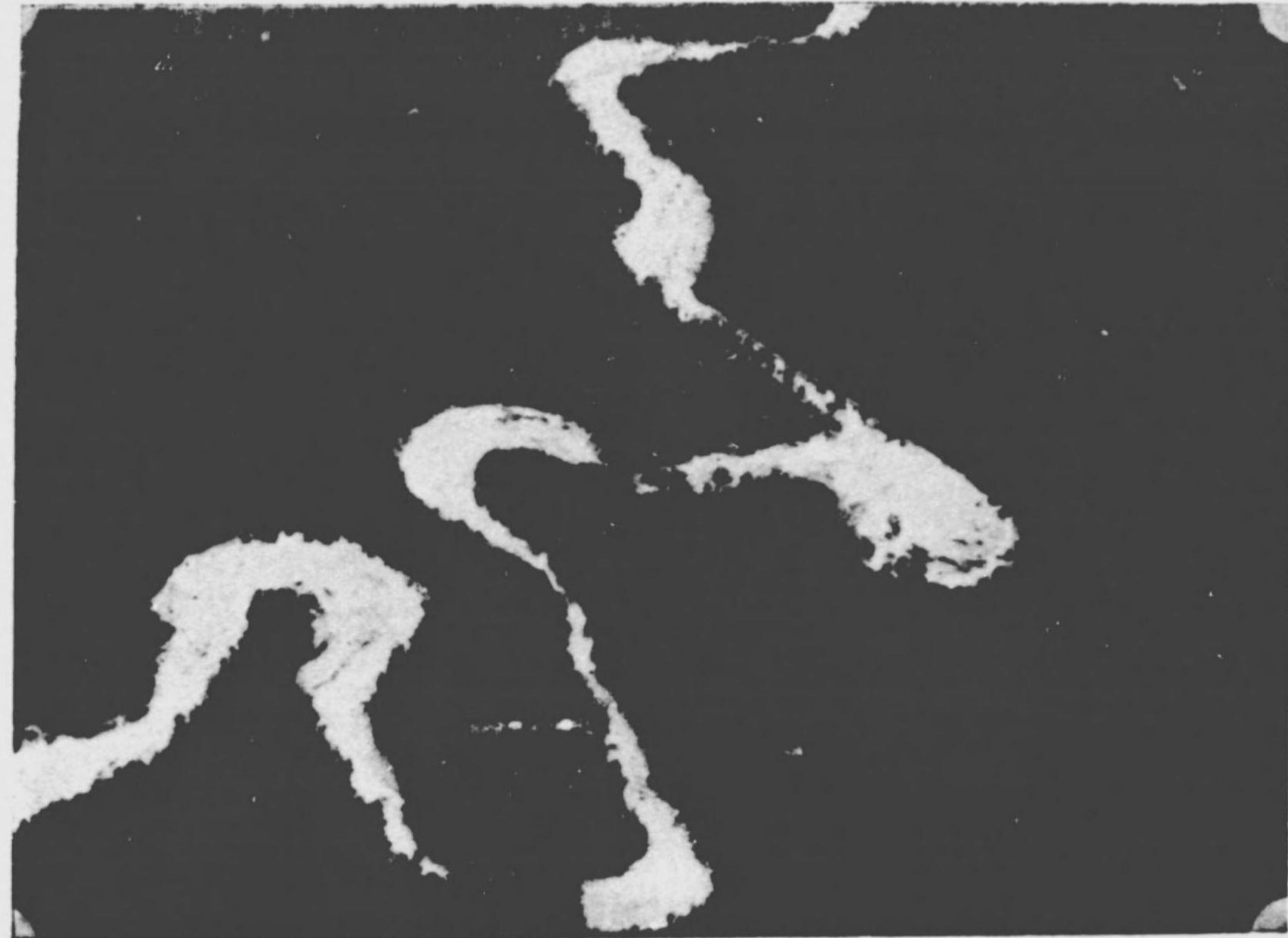
場工糖製社會式株發興洋南るけ於に島ンバイサ島群洋南



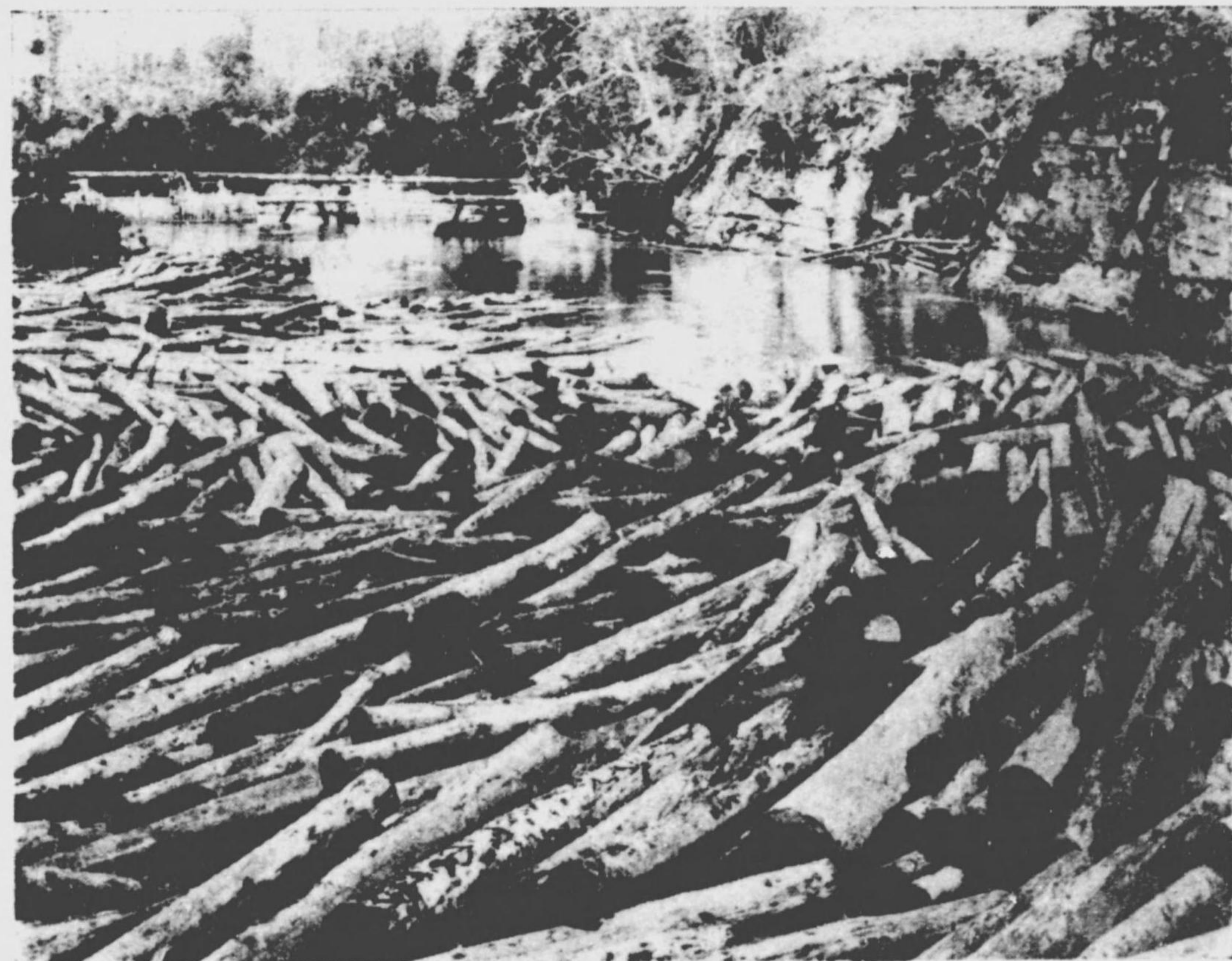
鴨綠江に於ける流木状況



臺灣臺中州に於ける樟樹林



林樹葉潤の域流川丹古太樺



況狀運流材木るけ於に太樺

## 第五章 産 業

### 第一節 農 業

#### 第一項 朝 鮮

##### 第一概 況

農業は古來より朝鮮産業の樞軸たる地位を占め、現在に於ても總人口の約八割は農業に従事し、其の生産價額は各種産業生産物價額の約八割に相當し、輸移出額に付て觀るも亦總輸出額の約七割七厘を占むるの狀態に在る。然しながら日韓併合以前に於ては、引續く稅政の結果農民の知識、經濟力極めて低く、農事の改良行はれず、官憲の指導獎勵も見るべきものなく、且山林の荒廢に因る旱魃、洪水の被害甚大にして著くし農村の疲弊を招來する有様であつた。茲に於て併合と共に當局は農事改良に最も力を盡し、先づ勸農機關を設けて實地に指導獎勵を行ふと共に、水利開墾事業を助成し、或は耕種の改良、耕地整理を行はしむる等各般の施設改善に努めたる結果近來其の面目を一新するに至つた。就中米は農産品中の王位に在り、農産總價額の約四割に當り、更に之を貿易上より觀るも農産物總輸移出額の約七割を占むるの狀勢に在り、従つて我國の人口食糧問題解決上極めて重要な地位を占むる朝鮮の産業政策は産米の増加を基調とせねばならぬ趨勢に在つたが故に、大正九年以來後述するが如き産米増殖計畫を樹立して積極的に灌溉設備の改善、土地改良事業の實施に着手するに至つたのである。然し乍ら最近に於ける米穀事情は本計畫の遂行に付き再検討を加ふるの必要を生じたが、其れは後に説明する通である。更に昭和六年には中小農家の食糧充實を主

なる目的とし、主要畑作物の改良増殖を圖る爲畑作改良増殖十二箇年計畫を樹て、又農家の副業として最も好適なる養蠶に付ては大正十四年産繭百萬石增收計畫を擁立し、孰れも目下着々實行の途上に在る。而して輓近重要資源國內自給對策確立の要緊切なるものあるに鑑み、棉花増産、緬羊増殖に付計畫する所あり、其の内容は後述の如くであるが、之が計畫遂行は朝鮮産業の發達延いては農家經濟の向上に資するところ尠からざるものとして、其の成果の期待せらるるもの多大である。

## 第二 組織及經營

### 一 耕地

昭和八年末現在に於ける耕地面積は田百六十六萬七千九百六陌、畑三百十四萬七千七百七十六陌、合計四百八十一萬五千六百八十二陌にして、總面積の約二割二分に當つて居る。又農家一戸當り平均耕地面積は田〇・五五陌、畑一・〇五陌、合計一・六陌にして、内地の一・〇六陌に比すると遙に多いが從來粗笨的農法を營み肥料の使用尠く、其の收穫高は内地に比し著しく劣り、米の一アール平均收穫高は僅に〇・一九四九陌に過ぎぬ状態である。然れども産米増殖計畫に伴ふ農事改良資金の供給による金肥の使用増加、堆肥の奨励等所謂集約的農法が行はれるに至つた結果著しく其の收穫高を増加したる地方多く、朝鮮全體としても今後其の收穫高の増加を期待することが出来る。

### 二 農家

昭和八年末現在に於ける農家戸數は三百萬九千八百五十五戸である。即ち總戸數の七割六分を占め、此の割合は漸次増大の傾向を示して居る。

### 三 小作關係

朝鮮の農業は主として小作農に依つて行はれるにも拘らず、小作方法に關しては從來唯古來の慣習に依つて行はるるの状態であつて、耕作期以外は何時たりとも地主の一方的意思を以て小作人を變更し、地稅其の他の公租、公課は形式上は地主の負擔なるも、實際に於ては小作人に轉嫁すること多く、又各種の名目の下に金品無償勞役を要求す。地主中には又直接に土地の管理を行はず、舍音なる管理人を置く者多きが故に舍音にして其の地位を利用し私利を圖る者も尠くない。斯様な小作慣行は小作人の生活の安定を奪ひ、小作地の生産増殖を妨ぐることも多く延ては小作爭議勃發の原因を爲し、農業の健全なる發達を阻害する結果となるので、本府は農業上樞要なる數道に小作官を置き小作に關する事務を掌らしめ、又朝鮮小作調停令を發布して小作に關する紛議の調停を行ふ等銳意小作慣行の改善を圖つて來た。而して今其の小作の種類に付て觀るに、大同江及鴨綠江沿岸の一部には賭地と稱する永小作が行はれて居るが、他は殆んど年期小作にして之を小作料徵收の方法により分類すると次の通である。

**定租法** 年の豊凶に拘らず一定額の小作料を收納する方法であつて、水利不完全にして天災に禍せられること多き朝鮮に於ては、此の方法の實行せられるは田又は水利灌漑の完備し比較的旱水害尠く毎年の收穫量に甚だしき差異なき畝の一部である。而して小作料率は平年作の四割乃至五割を普通とするが一般に高騰の傾向がある。

**執租法** 作物の刈取前に地主又は其の代理人が、小作地の立毛に付其の收穫高を看檢し一定の比率に依り地主小作人に分配して小作料額を定むる方法であつて、此の場合の契約小作料率は見込收穫高の五割を普通とするが、其の實納小作料は六、七割に達するものが尠くない實情に在る。

**打租法** 作物の收穫に當り一定の比率で收穫物を分析收得する方法であつて、普通其の率は五割であるが小作人等は徒に其の名目のみ良くて實の伴はざる定租、執租よりも優れりとして此の方法を歡迎する者が多い。然し地主側から

すれば、小作料收納に多くの手数を要し收穫の時期を失するといふ缺點がある。

前述の如く本府は小作農の生活を安定し向上を圖る爲小作慣行の改善に努力し、曩に制定實施した小作調停令は概ね其の運用宜しきを得、小作爭議の圓滿なる解決に資したる點尠くないのであるが、更に進んで立法關係を調整して弊害を芟除し小作農民をして専心農事に精勵し得ることとするの要切なるものあるを認め、昭和二年以降六年の星霜を費して完了した小作慣行調査、臨時小作調査委員會の答申及各方面の輿論を參酌して朝鮮農地令を制定し昭和九年十月二十日から施行せらるるに至つた。

本農地令は農地賃借權の確保に依る小作農の地位の安定、舍音制度の弊害の矯正、小作關係に關聯する地主小作人に對立的鬭争を避け農村の平和を維持しつつ事件の圓滿なる解決を圖る爲の機關たる府郡島小作委員會等に關する事項を主眼として規定せられて居るが、獨り小作人のみの利益を保護せんとするものでなく地主の正當なる利益も之を擁護し地主小作人協調融和の精神の下に農事の改良發達、農家經濟の進展を期せんとするもので、蓋し劃期的の經濟立法と言へよう。

### 第三 勸業機關及其他の施設

#### 一 農事試驗場

農事試驗場は總督府の管轄に屬し本場を京畿道水原に置き、同女子蠶業講習所、裡里南鮮支場、沙里院西鮮支場、普天堡北鮮支場、木浦棉作支場其の他の支場、出張所を設けて農業上の指導講習並に農事の改良發達に資すべき調査試驗、種苗、蠶種、種畜の配付等に從事して居る。

#### 二 各道に於ける勸業機關

各道に於ては道農事試驗場及道原蠶種製造所を設け、風土に應じて適種の育成配付、蠶業の講習講話、原蠶種の製造配付を行ひ、且種苗、蠶種等の試験調査を行ひ、大正八年以來道蠶業取締所を設置して蠶病の豫防及蠶種桑苗の生産販賣、繭の賣買等に關する取締を爲して居る。

#### 三 農會

農業改良發達を目的とする農業團體は從來全鮮各道各地に存し、各種事業毎に單獨に組織せられ、各専門の技術員を置いて組合員の指導に當り相當の成績を挙げたけれども、此等の團體は相互の連絡統一を缺き、然かも未だ法令の根據もなく、従つて其の完全なる發達を期すること困難な爲、大正十五年三月朝鮮農會令を公布し、此等團體を併合統一して系統的に成立せしむることとなつたが、獨り畜産同業組合のみは業態及其沿革などから依然として別に存続した。(平南のみは併合す)然しこれも昭和八年四月一日農會に併合せられ、上述の缺陷は全く之を除去することを得て農事の改良發達に貢獻して居る。現在二百二十の郡島農會並に各道の道農會の設立を見、昭和二年三月には朝鮮農會を設立し、茲に系統的農會が成立した。

#### 四 水利組合

朝鮮の農業水利は從來極度に疲弊し殆んど不安なる天水に俟ち、一度天災に遭遇せば忽ち凶作に禍せられ、農民の困苦甚しきものがあつたので、積極的に之が改善を爲すの必要が認められ、總督府に於ては大正六年七月水利組合令發布以來大規模に灌溉施設を獎勵し、又荒廢に歸せる在來の堤堰(内地の溜池)及沃(内地の堰)の修築を助成した結果、水利組合及其の他に依つて灌溉設備を有するもの全鮮畜總面積の約三割に達するに至つたが、他の七割は尙不安なる状態に在る爲、大正八年四月水利組合補助規定を發布し、面積二百町歩以上の事業調査は申請に依り

總督府に於て之を行ひ、又補助金を支出することとし、同九年十二月産米増殖計畫の樹立と共に土地改良事業補助規則を發布し、事業助成の範圍を擴張して個人經營の事業に對しても補助金を交付することとし之が發展を圖つたのであるが、更に大正十五年に至り産米増殖計畫を更新せらるるや其の助成が厚くなり、組合組織の計畫が勃興するに至つた。今昭和八年度末現在に於ける水利組合の狀況を示せば左の通である。

組 合 数	既定工事を完了せる組合	工事中又は起工準備中に屬する組合
蒙 利 面 積	一一八九	七
事 業 費	二一五、六九二町歩	一一、一〇一町歩
反 當 リ 事 業 費	一三四、二〇四、四六六圓	六、三一六、七〇一圓
	六二圓二二錢	五六圓九〇錢

五 朝鮮産米増殖計畫

朝鮮に於ける米穀の生産の増加は民衆の經濟に大なる影響を及ぼすのみならず、又内地の人口食糧問題の解決に資するところ大なるものがあるので、施政以來品種及耕種法の改善等に依りて産米の増加を圖つた結果、其の生産は増加し又輸移出量も非常に増加したが、今後尙一層産米の増加を圖るには、積極的に耕地の改良擴張を行ふの必要を認められ、總督府に於ては大正九年以降十五年を期する産米増殖計畫を確立し、總經費一億六千八百萬圓を以て約四十二萬町歩に亘る既成灌溉改善、田を畚とする地目變換及開墾十拓に依る開墾等の事業を助長し、併せて農耕法の改良を勵行し以て九百萬石の産米を得んとして實行に移つた。然るに此の計畫は其の後財界の變動等に伴

ひ、豫期の成績を擧ぐるを得なかつたので、大正十五年に至り計畫を更新し同年度以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、耕種法の改善と相俟つて約八百二十萬石の産米増加を圖らんとし、事業資金總額三億二千五百餘萬圓の内土地改良資金二億八千五百餘萬圓、農事改良資金四千萬圓とし、土地改良事業補助金六千五百萬圓及企業者自身に於て調達すべき金額二千二百萬圓を控除した殘額二億三千八百萬圓の半額は、政府の預金部より低利資金を供給し、他の半額は朝鮮殖産銀行及東洋殖産株式會社をして調達せしめることとし、且つ又土地改良事業の代行機關として朝鮮土地改良株式會社を設立せしめ、以て本計畫遂行上支障なきを期した。

而して本計畫完成の曉に於ては約八百二十萬石の産米増加を得て將來に於ける需要の増加を控除するも、尙約五百萬石を輸移出に振向けることが出来、現時の輸移出高と合して約一千萬石の輸移出高となる見込である。

因みに本計畫は内外兩地に於ける米穀事情の變遷に鑑み、現下の急迫せる事情の解消を見る迄之が遂行を一時中止することに決定した。

六 畑作改良増殖計畫

朝鮮に於ける畑面積は二百八十萬町餘にして、耕地總面積の三分の二を占め、之が栽培作物は概ね主要食糧たる麥、豆、雜穀にして、此等の改良増殖に對しては指導獎勵に努めたるも尙其の生産額は鮮内の需要を充たし得ず、近年に至りては粟、小麥、雜穀及豆類等食糧農産物の輸移入高毎年三百餘萬石、其の價額四千三百餘萬圓に達する情勢に鑑み、粟、麥類、大豆の増殖を行ふこととし、昭和六年以降十二箇年を期し優良品種の育成普及、耕種法の改善並に指導の徹底等に依り畑作物の増産を圖り、以て鮮内の食糧充實、貿易の改善、農家經濟の安定に資せしめんとし、畑作改良増殖計畫を樹立して實施中である。

右計畫は(イ)優良品種の育成並に普及(ロ)指導圃の設置(ハ)畑作改良組合の設置(ニ)専任指導技術員配置等の施設に依り、計畫實施を完了すべき十二箇年後には現在生産高に比し大麥四百七十六萬石、小麥百五十四萬石、裸麥二十五萬石、大豆百一十一萬石、粟二百九十五萬石を増收する豫定である。

七 北鮮開拓事業の状況

咸鏡南北道、平安南北道及江原道の一部の廣大なる國有林野中には、農耕適地多く開拓の餘地頗る大なるを以て、昭和五年度に於て北鮮農事調査費を計上し、咸鏡南道甲山郡普惠面に農事試驗場の北鮮支場を設置し、之が開發の根本對策樹立上必要なる基礎的試驗調査を開始せるが、北鮮開拓の急を要する事情あるに鑑み、開拓に必要な資料を急速に蒐集する目的を以て、昭和六年度に於て北鮮農事調査費を増額し開拓に必要な試驗調査を行つて居る。

八 米穀倉庫及會社設立の状況

一 米穀倉庫計畫

從來朝鮮の農家に秋收期に於て米價の如何を問はず、其の生産米を放棄せざるべからざる經濟狀態の者大多數を占め、其の販賣せられたる米は、一時に開港地其他に於て調製せられ、其の儘内地市場に殺到するを例とし、之が爲米價は著しく壓迫せられ、延て朝鮮農家經濟の蒙る損失鮮少なざりしを以て、總督府は昭和四年度に於て農業倉庫設置計畫を樹立し、極力季節的偏倚移出の緩和を圖らんとせり。時恰も内閣に於て開催せられたる米穀調査委員會は漸く其の結論を得、總督府は鮮米の移出を毎月平均的に統制するの要あるものとせるに依り、右計畫案を改訂し茲に先づ第一期計畫として昭和五年以降五箇年を期し、(中途より七箇年に變更)生産地に五十箇所の農業倉庫(建坪一萬二千五百坪、收容力五十萬石)を建設し、合計百萬石の移出米を收容することとし、殆

んど其の完成を見たが、第二期計畫として爾後十箇年を期し更に百五十萬石の倉庫建設を爲す豫定である。

二 保護助成

右米穀倉庫計畫は朝鮮としては創始の事業にして、本事業遂行には多大の困難を伴ふ爲、農業倉庫に對しては建設費の七割以内及三年間の經營費として一箇所千五百圓の補助金を交付し、移出米穀倉庫に對しては建設、買収、借庫に對し其の六割以内の補助金を交付する外、建設資金として預金部の低利資金を融通する計畫である。

三 米穀倉庫の實施狀況

イ 農業倉庫

昭和八年度現在	昭和九年度竣功豫定	計
一三、〇三九坪	四、二五〇坪	一七、二八九坪

ロ 米穀倉庫會社倉庫

昭和八年度現在所有	昭和九年度竣功豫定	計
七、二六七坪	一、二五〇坪	八、五一七坪

昭和八年度經常借庫

七、九二二坪

九 穀物検査

朝鮮米の輸移出數量は産米増殖計畫の進捗及耕種法の改善等に伴ひ逐年増加の趨勢を辿ると共に、其の取引方法の



如きも精緻の度を加ふるに拘らず、其の取引の根幹をなす検査制度は従来各道區々に獨立し、其の行政區劃を検査區域となす爲、同一生産状態又は同一取引系統のものでも、皆異なる標準米に依つて検査を受ける爲實際に即せざる點頗る多く、従つて取引上の不便亦尠くないのみでなく、輸送の途次若は貯藏中被れる損傷品を發見せる場合でも検査員の權限は自道産米のみに限らるるを以て、他道検査品に付之を再検査し其の輸移出を防止することが出来なかつた爲、鮮米の聲價を損傷すること尠くなかつた。仍て昭和七年十月一日から各道検査を本府の直轄とし、全鮮を左記検査區域に分轄し、同一生産状態又は同一取引系統のものは之を同一検査區域に包含させ、同一標準米に依て検査を爲すこととし、検査制度の根本的改正を行ふこととなつた。

- 本 所 京 城
- 釜山支所 慶尙南道一圓
  - 木浦支所 全羅南道一圓
  - 群山支所 全羅北道一圓及忠清南道の一部
  - 仁川支所 京畿道一圓、忠清南道、江原道の大部及黃海道の一部
  - 鎮南浦支所 平安南道一圓及黃海道の一部
  - 元山支所 咸鏡南道一圓及江原道の一部

一〇 肥料取締

産米其の他各種農産物の増殖計畫に伴ひ、鮮内に於ける販賣肥料の需要は逐年激増するに至つたので、昭和二年九月朝鮮肥料取締令を公布し肥料の取締を嚴重にし品位の向上改善に努めて居る、

而して昭和八年に於ける肥料營業者數は約一萬人にして、法規違反事件は一千五百件に達し、大體肥料營業者七人に付一件の割合になつて居る。

第四 主要農産物概況

一 米

總督府に於ては夙に米穀生産の増加を圖ると共に、雜穀類の栽培を奨励して食糧の充實を圖り、以て米の輸移出量を多からしむる方針を採り、各種試験の成績に鑑み各地の風土に適する優良種の栽培を奨励し、有利なる肥料の使用を指導し且つ耕作上の改良及收穫物の乾燥調製に對しても周到なる注意を加へ、他方米穀検査を嚴重にした結果優良種米の收穫増加し、全收穫の約七割八分を占めて朝鮮産米の聲價を擧げた。今併合當時と最近に於ける生産状況及輸移出高を比較すれば次の如く異常な進歩を示して居る。

米作付反別、收穫高及輸移出高

年次	作付反別	收穫高	輸移出高
明治四十三年	一、三五二、七九六 町	一〇、四〇五、六一三 石	七九八、九七六 石
昭和六年	一、六七四、六一〇	一五、八七二、九九九	九、〇五八、八三五
同 七 年	一、六四三、四四九	一六、三四五、八二五	七、五〇八、四四二
同 八 年	一、六九七、四六四	一八、一九二、七二〇	七、九九〇、五六八
同 九 年(豫想)	一、七一一、九五七	一六、五五四、〇五九	

而して輸出高の殆んど全部は内地への移出である。

斯くの如く産米の増殖と共に内地への移出も亦増加するに至つたのであるが、元來朝鮮の農民は其の經濟力薄弱なるが爲に、秋收期に於て米價の如何を考慮することなく一時に之を放棄し、之が内地市場に殺到して内地米價に重大なる影響を及ぼすのみならず、朝鮮米の價格を下落せしめ、爲に蒙る朝鮮の不利益甚大なるものがあつたので、經濟的施設に依りて移出數量の平均を企圖するの必要痛感せられ、總督府に於ては曩に農業倉庫の普及計畫を樹て、生産者に平均賣を奨励し漸次移出の調節を行ふこととし、此等倉庫に入庫する米穀に對しては、出廻期間中出庫せざるを條件として奨励金の交付並に低利資金の供給を行ひ、極力出廻期中に於ける偏倚的移出の調節に努めて居る。尙之と並行して出來秋に消費を以て米穀を買入れ、之を農民の希望に依つて貸付け翌年の出來秋に於て回収する所謂社運米制度を實施して居るが、昭和十米穀年度に於ける統制數量は前記の短期貯蔵奨励と併せ約百五十六萬石の豫定である。又昭和九米穀年度に於ては當時の米穀需給狀況に鑑み、内地の粗六百萬石と共に朝鮮に於ては三百萬石の粗の長期貯蔵を行つた。

## 二 麥

麥(大、小)は主として農家の食糧用として其の生産の増加を圖り、一般田作の外南鮮地方に於ては畜の裏作として其の作付を奨励し、施肥其他耕作上の改良を督勵した結果裏作も亦漸次盛になつた。昭和八年に於ける麥の收穫高は合計千三十七萬石である。

## 三 大豆

品質數量共に良好にして各道到る所に栽培せられ、殊に西北部には優良品を産し内地及滿洲種に比較すれば蛋白質

に富み、豆腐、味噌、醬油等の原料として貴ばる。昭和八年の收穫高は四百五十六萬石にして輸出額百四十六萬石、其の價額千九百二十八萬圓に上り米と共に重要輸移出品の一である。

## 四 粟

粟作は西北鮮地方に於ける主要作物にして、古來相當重要視せられ作付面積は米、麥に次ぎ、其の生産總額は五百十五萬石に達するも、鮮内の需要に充たない状態である。昭和八年の輸移入高は百七萬石である。

## 五 棉花

在來種は纖維長くして彈力に富み各種の用途に適するも、品質優良ならざるを以て其の改良増殖を圖る爲、明治三十九年以降木浦の棉作支場を設け、紡績原料に最も適した米國陸地棉栽培試験を行つた結果其の成績良好であつたので、總督府に於ては大正元年以降六箇年を期し陸地棉奨励計畫を樹立し、南鮮地方に陸地棉の栽培を奨励した結果其の産額漸次増加したが、大體豫期の成果を挙げたので續いて大正八年第二期計畫を樹立し、南鮮地方の陸地棉の積極的奨励と共に、西鮮地方に於ける在來棉の奨励増殖も行つた。同計畫に依れば作付總反別を二十五萬町歩と爲し、生産額を約二億五千萬斤に爲さんとしたのであるが、昭和四年に於て既往の實績に鑑み作付反別の積極的擴張を中止し、専ら集約栽培を奨励し反當收量の増加を圖り、以て棉作の堅實なる發達を期することとした。然るに最近に於ける農村の窮乏の實情並に國際情勢の動きは、國內棉花需給の要切なるものあるに鑑み、總督府は新に棉花増産計畫を樹立し、棉作に對し一段の積極的奨励を加ふることとなつた。而して本計畫は昭和八年以降二十年を期し、作付面積五十萬町歩、實棉生産高六億斤に達せしめんとするものなるが、之が實施を二期に分ち第一期は十年間に作付反別二十五萬町歩、實棉生産高三億斤に到達せしめ、其の後更に第二期計畫として如上の程度に増加

せしめんとするものである。然るに昭和九年度より更に之が擴充を行ひ、差當り昭和八年度より十箇年間に作付面積三十五萬町歩、實棉生産高四億二千萬斤を目標とすることにしたのである。昭和八年に於ける棉作實收高は次の通である。

區	別	作付反(町)		收種(高(斤))
		陸地	在來	
	陸地	一一七、三二一		一一四、三一三、四七八
	在來		五九、三三八	四五、一〇二、〇九六
	計		一七六、六五九	一五九、四一五、五七四

### 六 養蠶及製絲

朝鮮の氣候風土は共に養蠶に好適し且つ土地、勞力低廉なる爲 農家の副業として最も適當なるものである。然るに從來其の飼育方法極めて幼稚粗雑であり、桑樹の肥培管理も殆ど行はれず、繭質不良不齊にして産額も至つて尠なかつた。故に總督府に於ては各道と協力して之が試験及取締を爲すと共に、獎勵に全力を盡し斯業の發達を圖つて來たが、更に大正十四年度より向ふ十五箇年を期し産繭を百萬石に増殖するの計畫を樹て、之に要する桑田増殖の爲其の植栽桑苗に對し年々補助金を交付すると共に、植栽技術者を配置し一面に於て蠶の品種の統一を圖り之が振興を期することとした。其の結果始政當時に於て飼育戸數七萬六千餘戸、産繭額二萬石に過ぎなかつたものが、昭和八年には桑田反別約七萬九千六百六十九町歩、飼育戸數八十一萬二千餘戸、産繭額六十六萬八千餘石に達した。然るに從來製絲技術頗る幼稚にして優良繭も却つて粗惡なる生絲を製するに過ぎなかつたので、精繭は寧ろ製絲を爲さ

ず成る可く繭のまま賣却するが得策なるを認め、地方道府郡又は道郡農會及一部の養蠶組合に於て斡旋の下に之が共同販賣を獎勵し、此の共同販賣繭は大部分主として鮮内製絲業者と隨意契約に依りて取引されて居る。而して昭和八年に於ては共同販賣數量約三十九萬七千餘石に達した。又産繭額の増加に伴ひ繭絲質保全上の爲昭和二年以來道郡農會の建設する大型乾繭場に對し國庫補助金を交付し、之れが獎勵に努めたる結果、昭和八年に於ては國庫補助に依る乾繭場四十五箇所、一晝夜乾繭能力七千二百餘石を有するに至り逐年増加の狀勢である。

尙近時蠶業の發達に伴ひ機械製絲業の勃興を來し又座繰製絲も増加した。昭和八年に於ける製絲戸數は機械に依るもの七十一戸、其の他に依るもの二十八萬二千五百六十五戸、計二十八萬二千六百三十六戸にして、生絲産額は機械に依るもの二十九萬六千六百七十六貫にして、主として輸出向として殆ど全部内地に移出せられ、其の他に依るものは十二萬八千 百九十二貫である。斯くの如く製絲業の發達に依りて工場組織が各地に出現するに至つたが、然し鮮内に於ける産繭は専ら鮮内にて消化せしめ、合理的に製絲業の發達を期する必要より製絲工場の亂設を制限して居る。

### 七 畜産

由來朝鮮人は愛畜心に富み殊に畜牛の飼育管理に長じ、朝鮮牛は體質強健性質溫順で然かも粗雑な飼養に耐え得るので農耕運搬上缺くべからざるものであり、又其の肉は肥育せば頗る美味である。故に總督府に於ては農業の發達に資する爲、且つ又内地移出の爲に極力畜牛の繁殖改良を圖ると共に、防疫等の施設を充實したので其の頭數著しく増加し、明治四十三年末には飼育數七十萬頭、輸出數二萬頭に過ぎなかつたものが、昭和八年末には飼育數百六十六萬三千頭に上り、輸出六萬八千五百頭、價額三百三十六萬六千圓に達した。

馬は現在五萬三千頭に過ぎざるのみならず、其の九割餘は體軀矮小にして價值少き朝鮮在來種なるも、近年一般産業の發達と道路の改修とに伴ひ逐年馬匹の需用を増加し來りたるも、一面國防上の見地より馬匹改良の要切なるものあるを以て、昭和七年度より朝鮮競馬令の發布と共に既設咸鏡北道營種馬所を國營に移管し、種馬牧場を設置し該事業の擴充を圖り之が改良蕃殖に努めて居る。

綿羊の飼育は本邦羊毛の自給上最緊要なる事項なるも、現在僅に二千六百頭に過ぎざるを以て、將來農家の副業飼育を積極的に奨励し之が普及を圖ることに計畫して居る。

養豚、養鶏に至りては在來種は品質何れも劣等で利益少きを以て、始政以來改良種を奨励普及せる結果、豚は百四十二萬頭に對し、五十二パーセント、鶏は六百八十七萬羽に對し四十四パーセントの普及歩合を示すに至り、何れも相當の成績を擧ぐるに至つた。

惟ふに朝鮮の畜産は營農上重要なる地位を占め、更に之を進むるの必要と之が發達の餘地は充分なるが爲、其の前途は頗る有望なりと言ふべきである。

## 第二項 臺灣

### 第一概況

臺灣の地勢は高峻なる中央山脈が南北に縦貫し其の西方は緩斜で廣濶な沃野開け、東方は傾斜急で海岸山脈との間に狭少なる平野を見るのみである。従つて本島の農業は主として西部平野地方に於て行はれる。本島は熱帯及亞熱帯に位し、高温と強烈な日光に恵まれ、多雨と相俟つて各種の農産が頗る豊富で、近時諸般の施設經營の發達に伴ひ明治

三十三年に於て三千萬圓に過ぎなかつた農業生産額は、昭和八年に於ては二億三千八百餘萬圓に上つて居る。

農産は米を主とし甘蔗、豚、甘藷、バナナ、茶、鶏、落花生、牛、鳳梨、柑橘類等が順次之に次ぐものである。此等の中米は澎湖列島を除き全島に普く栽培せられ、氣候の關係上一年二回の收穫が出来る。

甘藷は全島に普く又バナナ、甘蔗は主に中南部に多く栽培せられ、茶、柑橘類は北部に、落花生は中南部及澎湖列島よりの産が多く、豚、鶏は農家は必ず副業的に飼養して居る。

### 第二耕地

昭和八年末の耕地面積は田四十五萬四千八百五十五甲、畑三十九萬四千九百九十五甲、計八十四萬五千四百七十九甲で、本島總面積の二十三パーセント、蕃地除外面積の四十二パーセントに當る。農家一戸當り耕地面積は二・一甲、農業者一人當り〇・三三甲であつて、本島の農耕は殆ど本島人の手に依つて行はれて居る。

### 第三經營

農業は本島の主要産業で之に従事するものは全人口の五十二パーセントを占め、昭和八年末の農家戸數四十萬六千二百十三戸、人口二百六十三萬八千四百四十二人である。此の中小作農の戸數は三十八パーセント、自作兼小作農は三十パーセントを占め、尙殘部三十二パーセントは自作農であつて、小作經營並に自作兼小作經營の割合が頗る大で、小作問題の影響する範圍が又頗る大である。又農家の經營規模を觀るに、内地に比しては大であるが諸外國に比すれば極めて小である。即ち昭和七年實施せる耕地分配經營調査に依れば、二甲歩に満たない面積を經營する農家戸數は總農家戸數の七十パーセントの多きを占め、比較的規模の大なる經營面積二甲歩以上五甲歩未満の農家は約二十四パーセント、五甲歩以上を經營する大規模のものは六パーセントである。

#### 第四 小作制度

昭和七年四月末現在に於ける全島農耕地中、小作地は水田三十九萬六千二百餘甲の中二十六萬四千餘甲、畑三十八萬四千餘甲の中十五萬三千七百餘甲である。即ち小作地の總耕地面積に對する割合及小作農家の總農家戸數に對する割合（前項参照）は共に頗る大なるものがあるが、之を支配する舊來の慣行中には小作人の地位を不安ならしむると共に、農産の増殖を阻害すること大なるものがある。

而して舊來の小作慣行中改善を要すると認むべきものは左の通である。

- イ 小作契約は多くは口頭を以て締結せられること
- ロ 小作契約期間の定めなきもの多く、偶々定あるも期間短く且容易に地主に於て中途解約をなし得る様契約しあること
- ハ 水田小作料に於て第一期作の小作料納入割合が第二期作納入割合に比し頗る大なること
- ニ 畑小作料は前納多きこと
- ホ 小作料代金納入の場合は地主のみにて換算價格を決定するもの多きこと
- ヘ 小作料の品質につき定め無き場合多きこと
- ト 「鐵租」と稱し凶作の場合と雖も減免せざるもの多きこと
- チ 地主が屢々且容易に小作料の引上をなすこと
- リ 小作料の保證として小作人より徴する積地金高額にして、而も之が利子を小作人に返還せざること
- ヌ 耕地の轉賃盛なること

ル 「佃頭」と稱し地主小作人の間に介在し専ら職業的に中間利益獲得の爲轉賃を行ふ階級あること

#### 第五 勸業機關及其他の施設

##### 一 農業試驗機關及其他の機關

農業關係の試驗機關としては中央研究所農業部、精業試驗所、各州農事試驗場及廳農會農場があり、其の他の機關としては殖産局附屬の諸機關がある。

中央研究所農業部には種藝、農藝化學、植物病理、應用動物及畜産の各科があり各主要地に支所を有して居る。州農事試驗場は五箇所、廳農會農場は三箇所ある。

殖産局附屬機關には養蠶所、植物検査所、米穀検査所、蔗苗養成所、鳳梨種苗養成所、茶検査所、茶業傳習所、獸疫血清製造所、肥料検査所、東部農産試驗場、鳳梨罐詰検査所がある。

##### 二 農業團體

農會 臺灣に於ける農會の濫觴は明治三十三年で爾來各地に設置されたが、明治四十一年十二月臺灣農會規則及同施行規則の發布に依つて法人格を有する廳農會の設立を見、爾來地方制度の改正に伴ふて屢々變遷あつて、現在の五州三廳農會となつたが基礎益々鞏固となり、總督府の施設經營と相俟つて地方農政上最も有力な助長機關として斯業の指導獎勵の任に當つて居る。

農業組合 農事實行小組合 各州廳及州廳農會の農事指導獎勵方針に従ひ、郡、街、庄又は大字、小字等を區域とする農業組合は、農事實行組合が全島に亘り二千以上も設立せられて居る。此等の組合は地方に於ける農事の改良獎勵或は農家經濟の向上を主たる目的として居る。

業個會、農農協和會 小作關係の改善を主目的とするものであつて、郡又は街庄を區域とする地主小作人協調團體で、不良小作慣行の改善、小作紛争の調停其他地主小作人協調施設等に活動して好成績を収めて居る

### 三 農業施設

産米改良 明治四十三年以來在來米の品種改良に付ては、米種改良事業を徹底的に行ひ其の効果を収めたが、蓬萊米（内地種水稻）に付ては昭和元年より其の栽培の健全なる發達を遂げしむる爲、州又は州農會をして原種田を経営せしめ、之に國庫補助金を下付して優良原種の普及を圖ると共に、蓬萊米の商品的統一を圖つて居る。

米穀統制 總督府に於ては、内地に於ける米穀對策に相呼應して左記施設を行ひ本島米穀の統制を行つて居る。

イ 穀の短期貯蔵獎勵 政府（農林省）は、米穀の季節的出廻を調節せんが爲め、本島に於て米穀の買上を行ふことに爲つたが、之が効果を一層充分ならしむる爲、昭和八年度以降總督府は十一月より翌年二月に至る出廻期間に於ける粗の貯蔵を獎勵して移出米の統制を圖つて居る。而して貯蔵粗に對しては貯蔵獎勵金を交付し、低利資金の貸付を行ひ、且粗貯蔵倉庫建設に對しては助成金を交付して居る。

ロ 代作獎勵 總督府は昭和九年度より獎勵金を交付して甘藷、黃麻、苧麻、蓖麻及蔬菜等の水稻代作物の栽培を獎勵すると共に、「特種農作物指導獎勵」參照、水田甘藷の増加を圖つて米の生産制限を企圖して居る。

農業倉庫設備獎勵 産米の腐敗變質等による商品價値の失墜を防止し、併せて貯蔵による需給の調節價格の安定を期する爲、昭和八年迄補助金を交付し各州農會十箇所（一箇所産業組合經營）の農業倉庫の設置經營を獎勵した。其の結果全島的に農業倉庫設置の機運を醸成し、現在に於ては州農會經營のもの二十一、産業組合經營のもの十五を算するに至つた。

蠶業獎勵 領臺當初本島には養蠶業は殆ど見ることが得ざりしが、自然的に非常に恵まれた條件が備つて居る爲、明治四十五年度より積極的に之が獎勵を行つた。其の結果島民の養蠶業に對する理解も漸く加はり、大正十一年度より其の獎勵も消極的になり殖産局養蠶所に於て蠶種を製造し、之を農民に無償配付するに止めたが、現在は外に逕廻教師の設置に對し地方農會に補助を爲して居る。

茶業獎勵 茶業改良獎勵は各方面に亘つて施設され、就中生産方面の改良獎勵は大正七年度より組織的方策の下に實行されて居る。即ち茶業組合の設置、製茶機械の貸付、優良茶苗の配付、模範茶園の設置獎勵、主要茶産地街庄に茶業技術員の配置並に茶共同販賣所及茶業傳習所等が主なる施設である。

鳳梨栽培獎勵 前途有望な鳳梨事業の基本的施設として、在來品種の改良は最も喫緊の要務なるを以て、高雄州鳳山郡大樹庄及同州東港郡萬丹庄に鳳梨種苗養成所を設置して優良外國種苗の繁殖配付を行つて居る。

蔗作獎勵 全島蔗園に對する蔗苗の更新及優良甘蔗品種普及計畫の下に、糖業者の設置せる甘蔗中間苗圃に對し、殖産局附屬蔗苗養成所に於て育成せる蔗苗の無償配付を行つて居る。

小作改善事業獎勵 本島小作慣行中には幾多の改善を要すべき惡習あるを認め、大正十一年試に臺南州新營郡に地主小作人協調團體たる業個會の設立を促し、之をして小作の改善事業を行はしめたる所、慣行の改善、地主小作人兩者間の紛争調停を爲す外、兩者間の親善融和を圖るに必要な施設をも行ひ、其の効果顯著なるものがあつた爲、各州に於ても之に倣ひ本事業を實施するもの續出するに至つたが、近時農民思想の變遷に伴ひ小作農民の團體運動漸く擡頭し來れるを以て、昭和二年度より州又は州農會に補助金を交付し、各郡下に小作改善事業を行ふ團體の設置を獎勵すると共に、總督府に専任職員を設置して之をして指導監督を爲さしめ、更に將來の小作問題對策

の調査研究をはじめて居る。

**特種農作物指導獎勵** 總督府は昭和九年度より獎勵金を交付して甘藷、黃麻、苧麻、苧麻、蔬菜及棉等の特種農作物の栽培を指導獎勵して米作の制限を行ひ、本島の米穀對策に資すると共に我國に年々多額の輸入を見つつある纖維及油類の防遏を行つて國內工業の安定を圖ると同時に、一面本島農業經營の米作偏重の弊を矯め他面之を多角形農業經營に向はしめんことを企圖して居る。

**畜産改良獎勵** 島民の生活には豚肉の利用頗る旺盛にして、其の結果本島農家は殆んど凡て豚を飼育し、又農耕によく牛を役とする。牛は従來水牛及黃牛の二種であつたが、領臺以來之が改良獎勵に着手し、役牛としては専ら黃牛の改良に印度牛カンクレージ種を交配し其の普及を圖つて居る。

豚は本島畜産の大宗とするもので領臺以來其の改良に努め、其の數量は既に過剩生産の處置を必要とするに至つた。種類の改良はパークシャー種を以てし、國庫補助に依り右種豚の移入を爲し、又種畜場より右種豚の拂下を爲して普及を圖つた結果、近時百八十萬頭中百五十六萬頭即ち八十七パーセントはパークシャー種系が普及した。尙其の品種の改良に付ては優良系統の普及を圖つて居る。

**家畜傳染病豫防** 往年猖獗を極めた牛疫は今全く根滅し、現在發生流行する主なるものは炭疽、氣腫疽、口蹄疫、畜牛結核病、豚コレラ、家禽コレラ、狂犬病等である。豫防法規は内地の家畜傳染病豫防法及畜牛結核病豫防法を引用し、一部本島に必要な條項を改正して施行して居る。豫防施設に必要な血清豫防液は總督府獸疫血清製造所に於て製造し之を配付して居る。

**病蟲害驅除豫防** 本島は温濕度高きを以て病蟲害の發生旺盛なる爲、各郡（支廳）に害蟲巡視員を配置し、一般

病蟲害、甘蔗露菌病の驅除豫防に努むると共に、各種の蚊蟲を飼育し之を地方に放飼し害蟲の自然驅除の方法をも採つて居る。

**農業基本調査** 本事業は本島農政上の基礎的資料を得んが爲、大正九年度以降毎年繼續施行して居るもので、既に完了した調査種目は耕地の分配及經營調査、小作慣行調査、農家經濟調査、主要農作物の生産調査、肥料需給調査、土地利用並に農産適地調査、主要農産物經濟調査、耕地貸貸經濟調査、農産物市場調査、企業的農業經營調査及農業金融調査である。

**米穀生産費調査** 我國の米穀對策並に本島農政に資せんが爲、總督府は昭和八年より米穀生産費調査を實施して居る。更に昭和九年四月に至り内閣に米穀生産費調査會を設置したが、其の審議の結果に基き昭和九年度第二期米に付ては略々内地、朝鮮及臺灣に共通なる調査方法に依つて之が調査を行ふことになつた。

其の他農業關係取締及検査 此の外農業關係の取締並に検査には輸移出入植物検査及蔗苗取締、肥料取締、米穀検査、製茶検査、鳳梨罐詰検査、蠶種検査等である。

## 第六 農産物概況

### 一 米

本島の氣候は米の栽培に適し一年二回の收穫が出来る。澎湖島を除き全島遍く栽培され西部諸州が其の主産地である。領臺以來品種の改良と栽培の獎勵に努めた結果面目大いに改り、其の作付面積、收量、品質等の諸點に於て著しい進歩を見た。即ち昭和八年中に於ける産額は八百三十六萬石餘、其の價額一億二千萬圓を超え本島三大農産物（米、甘藷、甘藷）中でも最も主要なるものである。

昭和八年に於ける第一期作付面積は水陸稻合計二十九萬五千三百二十二甲、此の收量三百九十三萬八千七百三十石、第二期作付面積は四十萬一千二百二甲、此の收量四百四十二萬三千百九十九石に上る。尙近年蓬來米の栽培盛んに行はれ、其の昭和七年の作付面積は第一期、第二期合計二十三萬七千四百二十九甲、收穫高は三百四十二萬六千二百一十一石に達した。

内地移出は明治三十年來のことである。昭和八年の移出高は玄米白米を合せて三百八十二萬四千三百二十二石、價額は六千四百六十二萬二千二百七十圓に上つて居る。

二 甘 薯

米に次ぐ食用作物で良く本島の氣候に適するので四時到来所に栽培されるが、就中臺南州は其の主産地である。昭和八年に於ける産額は二十三億五千五百七十八萬九千九百九十二斤である。直接食料とする以外に豚の飼料として重要である。其の切干薯(蕃薯乾)は酒精原料として移出せられ、又澱粉原料にも供せられる。昭和八年の切干薯移出高は三千三百十萬三千二百斤を超え、此の價額約百四萬六千八百九十七圓に及んだ。

三 甘 蔗

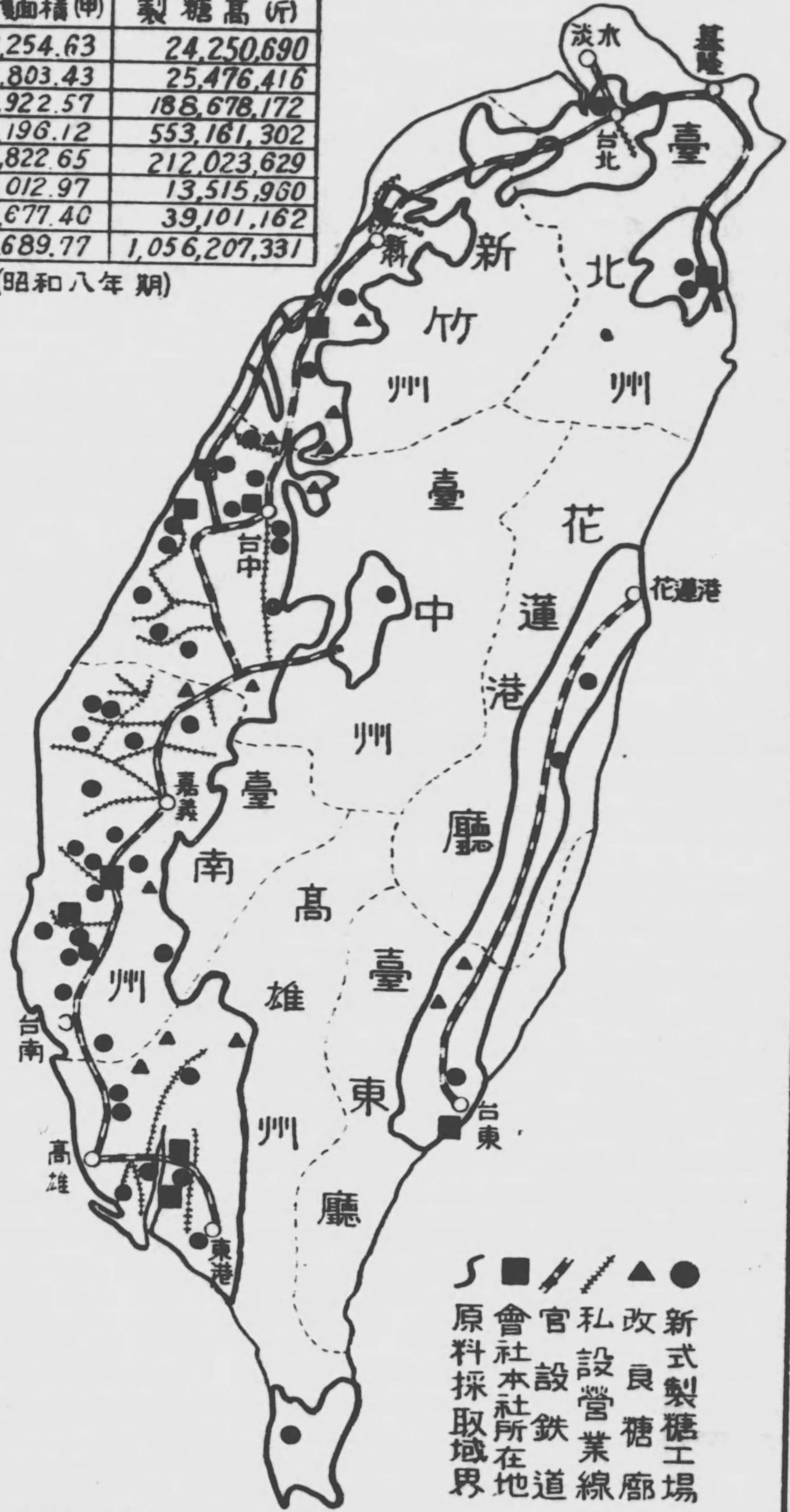
甘蔗は臺灣の代表的特産物にして之が作付は全島に亘り、主産地は臺中、臺南、高雄州であつて、其の作付面積は昭和八年に於て八萬三千六百九十甲、之が生産高は八十七億八千二百萬千八百四十九斤に達し、一甲當平均收穫高は十萬四千九百三十五斤である。

甘蔗耕作上最も緊要なのは灌漑排水の設備であつて、明治三十五年以來今日迄に糖業獎勵補助により施行した灌漑排水面積は延十三萬八千五百七十七甲に及んで居る。植付品種は現在瓜哇實生種中大羣種が全盛を極め、昭和八年は

	收穫面積(甲)	製糖高(斤)
台北	2,254.63	24,250,690
新竹	3,803.43	25,476,416
台中	15,922.57	188,678,172
台南	41,196.12	553,161,302
高雄	15,822.65	212,023,629
台東	1,012.97	13,515,960
花蓮港	3,677.40	39,101,162
合計	83,689.77	1,056,207,331

(昭和八年期)

臺灣ニ於ケル製糖業概況







殆んど全作付面積を占めて居る。今日の品種改良を見るに至るまでにはあらゆる改良が行はれ、在來品種である竹蔗、紅蔗、納蔗より布哇産ローズバンブー、ラハイナ種、次で瓜哇細莖種の輸入栽培となり、其の間には蔗苗養成所の設置、中間苗圃の設置補助、蔗苗三年更新の計畫となり、遂に今日の盛況を見るに至つたのである。甘蔗耕作發達の趨勢を示せば左の通である。

	植付面積	甘蔗生産高	一甲當收穫量
明治三十六年	一六、五二六甲	六八三、一五七、九〇二斤	四一、三三八斤
大正八年	二〇、一四〇	五、六三一、三三九、〇七二	四六、七六八
昭和八年	八三、六九〇	八、七八二、〇〇一、八四九	一〇四、九三五

#### 四 茶

茶は臺灣の主要輸出品で烏龍茶と包種茶とが其の大部分を占めて居るが、最近臺中州下に於けるアッサム種紅茶の生産も有望とされて居る。而して栽培地は臺中以北に限られ、臺北、新竹二州が主産地で年十數回摘葉をする。其の種類は青心烏龍、硬枝紅心、大葉烏龍、青心大有等であつて、此の四種は茶園全面積の六割以上を占めて居る。昭和八年の生産額は粗製茶として一千五百五十四萬四千八百七十七斤、價額三百八十六萬六千五百三十六圓である。而して輸出總額は六百三十八萬餘圓である。

#### 五 落花生

食料又は製油原料等に供し、全島到る所に栽培されるが、其の生産地は西部諸州及澎湖廳である。昭和八年の作付面積は三萬七百二十五甲、收量四十七萬五千五百二十二石、價額二百三十一萬一千三圓である。

## 六 大豆

本島で栽培される豆類の種類は多いが、就中最も主なるものは大豆である。

普通輪作として年二、三回の收穫が出来、高雄州が其の主産地である。昭和八年に於ける收量は三萬六千二十六石、價額四十九萬二千九百二十七圓である。

## 七 麥類

臺中、臺南二州の海岸地方に栽培されるが、其の方法極めて粗放な爲大正七年から品種改良に着手したが、作付面積は遺憾ながら減少して居る。昭和八年には收量八千九百七十二石、價額八萬九千八百三十五圓である。

## 八 其他の農産物

胡麻 主として製油原料に供せられ臺南、高雄の二州は其の主産地である。昭和八年には收量一萬一千五百五十石、價額二十萬六千六百六十七圓であつて之も亦減少の傾向が見られる。

黃麻 従來は網素、七島表の製造又は結束用に供するに過ぎなかつたが、臺中州豊原街に製麻會社が設立されて以來米袋、黃麻布等の原料として需要は大いに増加し、臺南、臺中兩州が主産地であるが猶年々不足を告げて居る。昭和八年收量は八百七十九萬四千九百三十八斤、價額七十五萬八千六百四十五圓である。

芋麻 平地のみならず山間の傾斜地にも適するので、宜蘭、新竹の蕃地に廣く栽培され蕃人の亦多少の栽をして居る。

昭和八年收量は百四十二萬四千七百八十七斤、價額四十一萬四千九百三十二圓である。  
煙草 主産地は臺南、臺中の二州と花蓮港とであるが未だ本島の需要を充たすに足らぬ。

## 九 果樹

昭和八年には收量百五十三萬五千六百八十八斤、價額九十三萬八千二百三十四圓である。

柑橘 柑橘類は必ずしも本島特有のものではない。然し椪柑と文旦は特に甘味豊醇な爲内地市場に於て歡迎されて居る。其の外雪柑、桶柑、斗柚、白柚等があつて、椪柑は臺中州員林、南投、新竹州新埔は有名な産地である。文旦と斗柚とは島内到處に産するが、前者は臺南州麻豆、後者は同州西螺が特に名高い。白柚の特産地も亦麻豆である。昭和八年に於ける收量は四千九百二十八萬二千九百九十一斤で、内地移出も累年増加し同年には三百八十八萬五千四百七十二斤、其の價額三十一萬四千二百三十九圓に上つた。又其の年の輸出高は八百五十四萬五千六百六十八斤、價額四十三萬八千五百八十一圓に達し、滿洲國への輸出を主として天津地方への輸出も亦躍進的な發展を示して居る。

バナナ バナナは臺灣の代表的果實にして全島到處所に栽培されるが、其の主産地は臺中、高雄の兩州にして、高雄州下は最近に至り水田又は畑地に集約的栽培を行ふの結果、單位面積よりの收量最も多く作付面積も亦益々増加の趨勢にある。輸移出品中米、砂糖に次ぐ重要品で、昭和八年の輸移出高二億一千一百一萬六千八百五十斤、價額一千八百八十九萬四千二百三十三圓に上り、同年の全島産額は二億九千二百五十五萬五千六百六十七斤の巨額に達して居る。パイナップル バイナップル（鳳梨）は能く本島の風土に適し、又他作物の栽培困難な傾斜地を利用して得ること及罐詰用として之を海外市場に輸出し得る等の特徴を有する爲、最近に至り本島新興の一大産業として其の將來を囑望せられ栽培事業が著しく勃興するに至つた。

其の適地は六萬四千甲以上に達し、昭和八年の栽培面積は六千六百二十六甲、收量八千六百八十萬四千四百四十八箇、

生果としての輸移出高三百九十四萬四十三斤、價額十五萬九千四百四十四圓、罐詰の輸移出高二百五十萬六千二百四十打、價額五百十四萬九千五百七十二圓の多きに達して居る。

龍眼 遍く島内に栽培されるが就中臺南州は主産地である。果實は直接食用にも供されるが、乾龍眼又は肉龍眼として主に支那に輸出される。昭和八年の樹數は五十萬四千二十五本、總收量は八百二十八萬二千三百九十三斤である。

### 十 蔬 菜

本島在來の蔬菜は其の種類七十種に及ぶが、多くは内地人の嗜好に適しない爲、内外から良種を取り入れ栽培を奨励した結果近年大いに見るべきものあり、昭和八年には一千三十三萬二千六百十三圓の生産があつた。就中大根(約百二十萬圓)、大芥菜(約百萬圓)、里芋(約七十五萬圓)、胡(約七十萬圓)、甘藍(約七十萬圓)、西瓜(約五十六萬圓)、葱(約五十五萬圓)等は其の主要なものである。夏季は少く冬季の産出多き爲内地に送つて甚だ歓迎される。

### 十一 畜 産

畜牛 本島の畜牛は水牛と黄牛との二種で専ら農耕と運搬用に使役される。他に乳用、肉用として洋牛と雜種牛とがある。

水牛は最も多數を占め耕作上必要な家畜である。黄牛は水牛よりも一般に小さい。又動作が敏捷な爲農耕以外運搬用にも使役される。印度牛は黄牛改良の目的で輸入されたものである。

昭和八年末の全頭數は三十八萬六千二百七十頭で其の内水牛は約三十萬頭、黄牛は約七萬頭、洋牛、印度牛雜種合

せて約九千頭である。

養豚 豚肉は本島人の最も重要な食物の一つであつて、人口一人當二十六斤餘を消費し自給自足の状態に在り、農家の副業として毎戸に必ず數頭を飼育して居る。

昭和八年には飼養數百八十萬六千四百八十九頭、屠殺數百萬三千七百八十八頭を算して居る。

家禽 臺灣に於て飼養される家禽は鶏、鶩、鷺、七面鳥等であつて、昭和八年飼養數は鶏五百七十四萬六千五百四十四羽、鶩百四十九萬六千六百六十五羽、鷺三十一萬九千六百六羽、七面鳥一萬一千二百九十九羽、合計七百五十七萬三千五百四羽である。

### 十二 蠶 業

本島に於ける養蠶事業は蕃地並に行政區域内では山手地方に小範圍に農家の副業として行はれて居るのみで、其の年産繭額も昭和八年に於ては千九百九十石に過ぎず、其の現状は未だ貧弱の域を脱せぬが、本島の自然的環境が頗る養蠶に適し將來甚だ有望な産業である。年中桑葉が繁茂し冬期でも養蠶が出来得る如きは將來大に矚目に値する點の一つである。

## 第三項 樺 太

### 第一概 況

樺太は我國唯一の亞寒帯に位する島でポトゾル地帯を形成し、此の特有の氣温と土性に立脚する農業は自ら獨特の趣がある。特に天候は一年を通じて驟雨性天氣が多い爲、従つて降雨日數は夥多の方に屬するけれども、日照時數も亦

多い爲に植物の成育は非常に良好である。

樺太に於て科學的竝に經濟的に合理的と認められるのは含水炭素物、即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産で、此等の原料作物である甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の多望なる將來を認められて居る。

經營方法に付ては此の他獨特の事情に不馴れの状態にある農民の指導が最も緊要な問題であつて、樺太の農業の將來は指導方法の如何に係る事が大であつて、現在に於ては有畜農業を主眼に置くを有利とされて居る。

本島の氣候は又家畜の飼育に適し、飼料作物の生育も亦良好なので其の經營の宜しきを得れば將來大いに斯業發展の望がある。

## 第二 耕地

本島の耕地面積は年を逐ふて躍進的な増加を見たものであるが、昭和八年末現在に於ける耕地面積は三萬三千二百六十七陌で、之を農耕適地四十六萬九千陌に比すれば未だ其の六分に過ぎない。故に之を耕作すべき農民は猶數萬を收容することを得べく、耕地の現在状態から觀ても樺太は今後の開拓を俟つて發展すべき餘地が大である。

## 第三 經營及勸農機關

### 一 農業者竝に經營

近時本島内地間交通の便が著しく増進せられ世人の樺太に關する知識が向上し、一般渡來者が増加すると共に農業移民も亦著しく増加して、昭和八年末現在一萬一千二十七戸、五萬五千九百五十四人で全戸口の約一割九分を占めて居る。

## 二 勸農機關

中央試験所を小沼に置き農業部、畜産部、林業部及水産部の四部門に分掌されて居る。

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ、其中第一科は主として種藝及農業物理に關する研究部門であつて、特に本島の如き特殊の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定及其の農耕作法に關する研究に力を注いで居る。第二科は農作物の病害、害虫及雜草に關する研究部門で、第三科は樺太農業に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帶ポトゾル系土壤に關する調査試験及其の農耕利用に付ての研究を行つて居る。尙第四科は醸造に關する研究部門である。

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ、第一科は牛馬の繁殖、改良、飼養、管理に關する事項、其の飼料作物に關する研究を行ひ、第二科は豚、綿羊、家兎、養狐其の他毛皮動物竝に家禽に關する研究及其等の種卵の配付、種畜の貸付及種付に關する事項を掌り、第三科は樺太畜産に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帶ポトゾル地帯と畜産の關係及酪農に關する研究を行つて居る。

尙中央試験所の外に西海岸宇遠泊に支所が設置されて居る。

## 第四 農産物概況

### 一 農 産

麥類 麥類は大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麥、裸燕麥にして昭和八年に於ける作付面積の總計は九千八百三十六陌、收穫高三十一萬三千五百七十一碩、其の價額百七十四萬七百二十五圓に上る。此の中最高を占むるものは燕麥で家畜飼料の外一般需要も少くない。作付面積は作物中第一位で六千六百餘陌、收穫高は二十四萬七千餘陌であ

る燕麥に次ぐものは裸麥で作付面積一千五百餘陌、收穫高二萬餘頭である。

大麥、小麥は良く本島の風土に適し生育良好であるが、販路の關係に依つて年々減少の傾向がある。故に之が栽培を奨励すると共に製粉精麥事業の發達を奨励して居る。昭和八年現在に於て大麥の作付面積は三百四十二陌、收穫高七千九百十頭で、小麥は作付面積五百八十陌、收穫高九千二百六十三頭である。

豆菽類 豆菽類中最も廣く栽培せられるのは豌豆で、昭和八年作付面積九百十六陌、産額一萬五千四百頭に達し品質も亦優良である。

豌豆の外に菜豆、大豆、小豆、蠶豆等を産する。昭和八年の豆類生産額は一萬八千四百五十二陌、價額二十萬二千七百三十二圓である。

馬鈴薯 燕麥と共に本島に於ける重要作物で、作付面積は五千四百四十四陌、産額四千九百八十一萬六千九百九十二疋である。主として自家消費に供され又澱粉原料とし其の他市場に搬出せられるものも相當の量に達して居る。

蔬菜 蔬菜としては甘藍、蘿蔔、白菜、體菜、漬菜、胡蘿蔔、牛蒡、蕪菁、葱、茄子、南瓜、胡瓜等にして、作付面積總計二千九百六陌、産額三千八百九十三萬疋、其の價額百二萬八千六百七十五圓である。此の中甘藍は樺太の氣候に好適し、作付面積は逐年増加の傾向に在る。昭和八年現在五百七十一陌、産額八百四十一萬疋である。蘿蔔も亦全島に亘り廣く栽培せられ優良品を産する。

甜菜 昭和二年度より農家に試作せしめたのであるが、其の成績は極めて優良で品質は遙に北海道産品を凌駕し、樺太に於ける將來最も有望な作物の一つである。

昭和九年度試作の結果に依れば、一陌當收量は最高五萬四千三十六疋、平均二萬七千五百十疋(以上一千戸調査)

で、含糖率は根中糖分最高二四・三三%、平均二〇・三一%純糖率最高九四・二七%、平均九〇・五七%(但し千戸の試作中現在迄に判明せる三百二十六戸の調査)である。

## 二畜産

果樹 一般的に栽培して居るものは少いが、將來有望なものは苹果及葡萄である。

牛 樺太の畜牛の基礎となるものは在來種(露人の遺棄せるもの)及領有後北海道より移入せらるもの二種に大別される。在來種は體格一般に矮小であるが、能く寒氣に耐へる性質がある。北海道より移入せるものは殆んど絶滅したのも少なくないが、現在エアシャー種のみ繁殖盛んで、全畜牛の六割以上を占めて居る。尙近時ホルンスタイン種の移入が行はれ、繁殖増加の傾向に在る。

昭和八年現在の飼養戸數一千五百一戸、頭數四千六百六十二頭で昭和八年生産數は一千百三十五頭である。

其中乳牛は一千八百十八頭で、搾乳高二萬九千九百五十七疋、價格二十七萬八千二百十八圓を算する。

馬匹 馬匹の基礎となるものは在來種及領有後内地より移入したものの二つである。

在來種は體格矮小寒氣に耐へるが役馬としての能力が劣つて居る。領有後優良種の移入に依り改良増殖を圖つた爲現在ではトロッター、ハクニー、ノルマン等の雜種、サラブレット、ベルシユロン、クライデスデール、アングロアラブ等の系統に屬する優良馬を産して居る。昭和八年末現在の飼養戸數七千五百一戸、頭數一萬三千四百三十五頭で生産數一千三百八十五頭である。

豚 在來種は殆んど其の跡を絶ち、パークシャー及ヨークシャー種の二種に限られて居る。

普通産體重は七十五瓦乃至百五十瓦で百八十瓦に達するものは殆んど稀で改良の餘地が尠くない。

昭和八年末現在の飼養戸數二千八百四十九戸、頭數七千四百四十頭で生産數三千八百九十九頭である。

鶏 占領當時は在來種が各地に普及して居たが、改良種の普及に伴ひ漸次減少の傾向に在る。

移入種はレグホンが最も多く、其の後單冠白色レグホン及横斑ブリマスコックが奨励品種に決定されてより盛に増殖して、現在は總數の約九割を占めて居る。昭和八年現在の飼養戸數六千三百八十二戸、飼養數八萬七千六百三十八羽で年産卵數は六百五十五萬七千個を算する。

綿羊 シュロツプシャー種に移入によつて繁殖を圖り、之を一般農家に集團的に配付して普及に努めて居る。飼養數三百二十六頭、生産數百三十二頭である。

此の外家畜としては山羊、家禽としては鶯、鶯、七面鳥等あるも飼養數は僅少である。

毛皮用畜 現在毛皮用畜として飼育されて居るものは狐であつて、大正四年頃養狐事業の企業が始まり其の後一旦該事業の衰退を見たが、大正十四年再び養狐熱盛んとなり、昭和八年末現在の養狐場數は三百九十三で、頭數は赤狐、紅狐、十字狐、黒狐、銀黒狐を通じ四千三百三十三頭を數へられ、年生産數は二千二百五十六頭である。其の中銀黒狐(就中カナダ種は最近最も有望視されて居る)は其の大部分を占め飼育容易で毛皮の價格も高價であり、將來益々其の飼育は盛んになると認められる。尙樺太には狐の外、野生毛皮動物としてミンク、海狸、獺、栗鼠、貂等も棲息し優良な毛皮を供給する。特に黒貂は世界に於ける分布地域が甚だしく少ないので最も將來を矚目されて居る。

此等の野生毛皮動物の飼育化に付ては相當考慮せられ、最近其の飼育試験も目論まれて居る。

#### 第四項 關東州及南滿洲鐵道附屬地

##### 第一概況

關東州は滿洲の一角遼東半島の東南部山嶽丘陵地帯に屬し耕地面積は狹隘であるが、南滿洲鐵道附屬地は遠く滿洲中部平野を貫通し其の背後地として萬里の沃野を有して居る。而して關東州の中部以南の中部より北に及ぶ地方とは自ら耕作法も異り、南方は概して集約的であるが北方に及ぶに従つて粗率的になつて居る。一般に輪作を普通とするが土地狹少で之を行ふことの出來ぬ場合、或は窪地にして常に濕潤なるか又は鹽分強い土地で特別の作物以外に栽培し得ぬ場合には連作を行ふことがある。

作物は南方と北方と大體二分することが出来る。即ち南方には玉蜀黍を主として栽培せられ高粱及粟或は糜子(黍)が之に次ぎ大豆は比較的少い。然るに北方は第一が高粱、第二が大豆であり粟、糜子は之に次ぐ。大豆は又所によつて第一位にある場合もある。

園藝作物は概して南方に盛んである。

農民は能く最低度の生活に甘んじて然かも體軀強健多力勤勉で、加ふるに役畜の使用が極めて巧妙である。従つて滿洲の家畜は其の農業と密接な關係を有するものであつて、南方の集約農法には多く牛を用ひ又工程の大なる馬をも使役して居る。

##### 第二 組織及經營

##### 一 耕地

都督府設置當時即ち明治三十九年に於ける州内耕地反別は、田畑合計約六萬七千町歩に過ぎなかつたが、農耕奨励に努めた結果未墾地は漸次開拓されて昭和八年末には水田六百六十三町歩、畑二十萬八千町歩、合計二十萬七千四百十三町歩となつた。鐵道附屬地のみ耕地面積は水田四百七十二町歩、畑三千八百六十三町歩、合計四千三百三十五町歩である。

土壤は到る所アルカリ及アルカリ土鹽類を含有し、特に其の甚しい所は如何なる作物も全然成育しない。故に鹽分の含量少なければ少い丈け地味優良となる譯で、特に窪地は旱地に比して鹽分少く肥沃度が大である。併し濕潤な年には作物の收穫量は反つて旱地に於て多くなると言ふ現象が見られる。

## 二 農 家

昭和八年末の農家戸數は州内日本人二百七十八戸、人口六百三十六人、滿洲國人四萬八千八百七十四戸、人口十九萬五千四百四十四人、附屬地日本人千三百三十三戸、滿洲國人千三百三十三戸で、州内外の總戸數は五萬一千五百八十八戸である。

尙農業經營の方法を觀るに凡そ次の如き五種を擧げることが出来る。

**自作農** 自作農は一族苗黨寄り合つて農事に従事し、其の數は一戸數十名乃至百名を超ゆるものがある。

**小作農** 小作農の多くは小經營であつて剩餘の勞力を以て他人の土地を耕作するものである。小作料は金納と穀納との二種あるが、金納は寧ろ稀で大部分を占むる穀納の場合は普通收穫量の一半乃至三分の一を收むることになつて居る。

**分益農** 分益農は豫め規定せられた率に従つて地主と小作人とが收穫物を分配するもので、稍小作農に類似して居

る。分益農に二種あつて家屋のみを支給されて居るものと、家屋を支給され其の他一切の農耕用品、生活必需品を貸與されて小作するものとある。收穫分配の率は前者に於ては地主四・五分、小作人五・六分、後者に於ては地主六・七分、小作人三・四分位が普通である。

**協同農** 協同農とは民間人の所謂挿具ツツグミと稱するもので、二、三の農家が協同して各自所有の土地、牛馬或は農具等を離出して其の土地の耕作に従事する方法である。此の制は關東州に多く奉天以北には殆んど認められない。

**受負農** 受負農は牛具ウシグミと呼ばれるもので、役畜を有しない小農及過小農の階級者又は人の勞力に不足のもの或は農業者以外のもので耕地を所有するもの等の土地を受負耕作する方法である。受負賃は一町歩に付二十元内外である。

## 第三 勸業機關

**農事試驗場** 明治三十九年十一月發布の關東都督府農事試驗場規程に依るもので、本場は初め大連に在つたが大連市の發展と一方農事改良の必要上農事試驗場の移轉を促進し、大正十三年十二月金州城東門外に移轉すると共に其の敷地を擴張した。現在行つて居る業務は大要左の如くである。

- 一 農産畜産に関する試験及調査
- 二 農産畜産に関する分析及鑑定
- 三 種子、種苗、種禽及種草の配布並種畜、種禽の貸付
- 四 農事及畜産に関する講習及講話

**蠶業試驗場** 蠶業試驗場は大正七年農事試驗場より分離獨立して旅順市に設立せられたもので、本場は蠶絲業に関する試験及調査、蠶種及桑苗の製造配付並に蠶絲業に関する講習、講話及指導等を目的とするもので、事業機關として

蠶種係、講習係、野蠶係、桑樹係、製絲係等がある。

#### 第四 農産物概況

##### 一 穀 菽

**高粱** 高粱は連作に堪ふる性質強く又水濕、鹽分に對する抵抗力も大であるので、前述の様な特別の性質を有する滿洲の土性には最も適當な作物と云ふことが出来る。高粱は北支那地方の常食物であつて、其の昭和八年末栽培面積は甚だ廣く關東州二萬一千五百三十九町歩、鐵道附屬地三百七十一町歩、計二萬一千九百十町歩、收穫高は兩者合計二十三萬六千七百二十六石で、其の價額は百三十一萬八百三十三圓である。

**大豆** 大豆は滿洲に於ける農作物中、作付面積、收穫高共に第一位を占むるものであつて、特に奉天、鐵嶺邊より以北に最も多く栽培される。昭和八年度の作付面積は關東州に於ては五萬一千六百七十三町歩、鐵道附屬地は一千二十九町歩、合計五萬二千七百二町歩であつて、其の收穫高は合計十八萬二千三百五十二石である。又昭和八年に於ける輸出價額は一億四千二百八十八萬三千二百圓である。大豆は連作を忌むので必ず他の二、三作物と輪作される。其の最も普通なるは高粱及粟と共に三年輪作を行ふものである。

一般に大豆を分類して金元豆、青豆、黑豆、磨石豆の四種とし、此の各に屬する品種は五十種を越ゆる。其の中所謂滿洲大豆として有名なるは金元豆で、其の主なる用途は大豆油の搾取原料である。大豆油は食物の調理用とし又車輪機械等の潤滑用として其の用途非常に廣く、粕は家畜の飼料又は肥料として用ひられる。昭和八年に於ける豆油の輸出價額は一千四百五十九萬九百五十三圓で、豆粕は三千九百四十五萬三千八百三十六圓に上つた。青豆は金元豆と同様の用途があるが品質が劣る爲栽培が多くない。黑豆及磨石豆は主として家畜の飼料に用ひられる。

**其の他の豆類** 大豆以外の豆類は小豆、黑豆、綠豆、落花生であつて、此等の中最も産額の多いのは落花生である。何れも主として關東州に栽培せられるもので、昭和八年の作付面積合計は三萬四千三百三十町歩、産額は百三十萬五千二百八十九石である。

**包米(玉蜀黍)** 黄包米、白包米の二種あり、一般に廣く耕作せらるるは黄包米で、南滿洲一帶平坦地方に在りては栽培少きも、遼東半島及東部山間地方に在りては常食とする。作付面積は關東州九萬九千九百六十六町歩、鐵道附屬地九十一町歩、合計十萬五千七百七十七町歩で、收穫高百八萬二千五百八十八石、價額七百二十萬七千二百十六圓である。

**粟** 粟は連作を忌む作物で普通輪作を行ふ。又水濕を嫌忌するので多く高畦に栽培される。作付面積は關東州一萬七千四百四十三町歩、鐵道附屬地六百四十六町歩、合計一萬七千七百八十九町歩で、收穫高合計は二十萬五千百八十八石で、此の價額は百三十三萬五千五百二十七圓である。

以上の外小麥(作付面積一千二百二町歩、收穫高一萬百七十九石)、稻(作付面積水陸稻合計一千五百五十五町歩、收穫高二萬二千六百四十四石)等がある。

其の他雜穀として糜子、稗、大麥、蕎麥、其他(作付面積合計一萬四千四百町歩)がある。

**特用作物** 滿洲に於ける特用作物として棉花、大麻、蓖麻、煙草、胡麻其他麻類等がある。昭和八年に於ける收穫高合計は二百三萬六千三百四十一斤で、此の價額二十四萬一千五百六十九圓である。

##### 二 蔬菜・果樹

**蔬菜** 州内の蔬菜は都市附近に於て營業的に栽培せらるるもの外は總て自家用に供せられる。而して營業的に栽培せられるものは蘿蔔、白菜を主として概ね山東地方よりの出稼人の耕作である。其他茄子、葱、馬鈴薯、蒜、



牛蒡、南瓜、胡瓜、甜瓜、甘藷、萆其の他等がある。收穫高は一億八千三百三十七萬六千四百四十一斤で、其の價額は二百七十六萬二千六百七十一圓である。

果樹 果樹園の經營は我國の租借以來のことで、關東廳農事試驗場に於ては明治三十九年果樹園を設置して内地より取り寄せた梨、苹果、葡萄、桃及櫻桃等の苗木を栽植して整枝、肥培、接木を行ひ、其の成績良好なるものを選び出して苗木の配付を行ひ栽培を奨励した。種類は梨が最も多く、苹果、葡萄、桃、櫻桃等がある。由來本州の風土は以上の落葉果樹の栽培に適し、生産品も品質優良で益々有望の域に進んで居る。

昭和八年の收穫高は二千百十八萬三千斤で、其の價額は百六十六萬五千三十五圓である。

### 三 蠶業

關東州の蠶業は我が租借前には極めて微々たるものであつたが、租借後農事試驗場及後に之より獨立した蠶業試驗場等が、蠶業に關して多大の努力を拂ひ研究奨励に努めた結果大に斯業の普及を見、將來は此の地方の重要産業の一となるであらう。現在奨励されて居るのは春蠶と秋蠶であつて、夏蠶は所謂滿洲の雨期で飼育困難である爲に奨励されて居ない。昭和八年末に於ける桑園反別は二百七十七町歩で、春秋家蠶の收購合計は六百五石である。

### 四 畜産

畜産は滿洲に於ける一大産業であつて、他の總ての産業は畜産を骨子として成立せる如き感がある。特に前述の如く農業經營には密接の關係を有するものであつて、一方運輸交通に或は食用品として夫々必要缺くべからざるものであるが、其の品種は所謂滿洲在來種にして性能品質共に概ね良好でない。従つて經濟的價値に乏しい故に其の資質の改良は極めて肝要なものである。特に關東州は地域狭少で飼料に制限があるので、家畜の經濟的價値の増進は

品種の改良に俟たねばならぬ。當局に於ては特に意を茲に注ぎ、逐年之が改良奨励施設を爲して目的の達成に努め、漸く其の効果を認め得るに至つた。

家畜の種類は牛、馬、騾、驢を主とし、此の外豚及鶏は農場廢棄物を利用して此等を副業的に生産する。綿羊及山羊は甚だ稀である。

畜牛 關東州内に飼養されるものは蒙古系統に屬する品種で役牛として用ひらる。乳牛としてホルスタインフリーシヤン種が飼養され、滿洲の氣候、風土及飼料に應じて漸次改良を試みられ其の數も増加して居る。

昭和八年末に於て二萬四千七百二十四頭が飼育され、同年中に於ける屠殺數は四萬九千六百九十九頭である。

馬匹 牛と共に滿洲の農家に缺くべからざるもので、品種は蒙古馬が其の主なるものである。體軀は小であるが性質は極めて溫順で力量持久力共に優れて居る。元來滿洲は馬の使役地で生産地でなかつたが、近年關東廳に於ては州内に種馬所を設けアングロアラブ、ハクニー等の良種を購入して改良繁殖を圖り漸次其の實を擧げて居る。昭和八年末現在一萬七百六十七頭の馬が飼養され、同八年中の屠殺數は三千二百二十一頭である。

驢 滿洲に産する驢は體軀矮少で體高僅かに三尺乃至三尺七八寸、體重三十貫平均に過ぎぬ。性溫順で強健忍耐力あり、極めて粗食に耐へて管理が容易である。品種改良は山東及直隸地方産大型驢に依つて之を行つて居る。昭和八年末飼養頭數は二萬五千三百九十七頭である。

騾 騾は牝驢に交配して生産せる一代交配雜種である、體高平均四尺五寸内外で耳は驢に似て長大である。粗飼管理に耐へ力量は却て馬に優る。改良は大型驢を移入して行つて居る。昭和八年度末現在飼養數は二萬七千五百五十一頭である。

豚 大型、中型及小型の三種がある。北滿地方は大型、中型で南滿地方は中型及小型である。關東州に於ては小型の飼養が多く體重十貫乃至二十貫である。

關東州内に於ては小型、小軀、晩熟等の缺點を改良する爲、パークシャー種を移入して其の交配雜種を作り好成績を収めて居る。昭和八年度末現在飼養数は十四萬一千六百三十二頭で、同年中の屠殺数は十萬七千五百九十八頭である。

綿羊及山羊 綿羊及山羊の飼養数は少く僅に回々教徒に屬する滿洲國人等の稀に飼育せるのみである。

關東州内のみにしても集約的に農業を營める爲自然採草地に乏しく、又放牧を主とする牧畜には不適當である爲飼養頭数は極めて少い

關東州及鐵道附屬地を合して昭和八年末現在の飼養數綿羊は三千五十八頭、山羊は五千五百三十四頭が飼養されて居る。

家禽 滿洲に於ける家禽は鶏、鶩、鴛、七面鳥等がある。此の中鶏が最も多く其の品種の大多數は所謂支那鶏で飼養は極めて普及して居るが、産卵、肉用の目的に向つて何等淘汰選擇を経たものでなく、従つて經濟的價値に乏しいものである

昭和八年現在の家禽の飼養數は四十一萬二千二百八十八羽で、此の中鶏は三十六萬二千六百六十四羽である。

### 第五項 南洋群島

#### 第一概況

本群島は熱帶圈内に在り生活上天恵に浴することが多いので、衣食住に對して大なる努力を要せず、従つて現在島民の農業は頗る原始的で一定の耕種組織を有せず寧ろ放任的である。併し日光の熾烈と降雨の潤澤とを合理的に利用すれば内地の農業に比して遙かに優良な收穫を期待し得るものであつて、此の爲には適當な農具の使用、地力維持の爲の施肥、飼畜組織の採用、種苗の改良等を行ふ必要がある。

#### 第二 耕地及經營

本群島の總面積は約二十一萬三千陌、内農耕適地又は椰子林適地として約七萬陌を推定される。既に開墾された農耕地としては昭和八年末に於て一萬五千陌、椰子林としては三萬三千二百陌、合計四萬八千二百陌で約二萬五千陌の土地は猶將來に向つて經濟的利用の時機を待つて居る。島民の大多數の生活は原始的で簡易なる農耕に従事し、全島民人口の約四割即ち約二萬五百人は農業者と看做すべく、邦人農業者は約六千四百人である。

#### 第三 勸農機關及施設

##### 一 産業試驗場

パラオに本場を置きサイパン島及ボナベ島に分場を置く。

本場は農林業及畜産に關する各種の調査、試験並分析鑑定及講習講話等を行ひ、サイパン分場は主として糖業に關する試験調査を爲し、ボナベ分場は主として水稻及藥草の試験調査をして居る。

又地方産業の開發に資する爲各支廳に産業試驗費の一部を配付し、附屬農場を設置して各種の試験を施行すると同時に指導獎勵の任に當らしめて居る。

##### 二 獎勵金

群島農産物中、蔬菜、珈琲及畜産等に関し奨励金を交付して之が改良増殖を助長して居る。

### 三 糖業奨励施設

我國が本群島を占領以來サイパン島の風土が糖業に適應するを認めためたので、糖業の開発を計畫し甘蔗栽培並に製糖工場の建設を奨励し、甘蔗栽培の爲には官有地を貸與し以て斯業の發展を圖つた。

大正十一年南洋廳の設置と同時に、積極的に糖業改良奨励の爲糖業規則、糖業奨励規則を制定した。

### 第四 農産物概況

#### 一 農作物

甘蔗 我國領有當時に於て甘蔗の栽培は殆んど生食用であつて、其の栽培面積は僅少であるのみならず其の栽培法も亦幼稚で品種も劣悪であつたが、領有後群島中特にサイパン支廳では氣候、土壤等自然的要素が甘蔗栽培に好適することを認めて糖業企業が起り、之に従つて甘蔗栽培が漸次勃興するに至つた。當時は主として在來種及ローズバンブー種を栽培して居たが、蠶象蟲の被害激甚であるのと收量減退の爲瓜哇小葦種を以て之に更へた。併し之も亦黒穂病の發生が多い爲現在に於ては瓜哇大葦種に依つて更新を圖つて居る。昭和八年度實收面積は六千六百六十陌、收穫高は六億八千六百十四萬三千四百斤で、陌當收穫高は十一萬一千三百八十七斤である。産糖高は七十三萬九千三百七十七擔である。

タピオカ及甘藷 タピオカの昭和八年に於ける産額は四百四十三萬七千五百六十二疋、其の價額十五萬五千七百九十三圓、甘藷は百四十九萬二千八百八十八疋、其の價額七萬八百七十五圓で共に性强硬で廣く栽培に適し、島民邦人の食糧として重要であると共に、其の澱粉製造は頗る有望であるので共に將來を矚目するに足る作物である。現在

に於ては總て島内に於て消費せられて居る。

#### 果 樹

イ 鳳梨 鳳梨は現今栽培少く漸く島内の消費を充すに過ぎないが、本作物は元來性頗る強硬で瘦地にも生育し且つ風害を蒙ることも少く、他作物に比して其の栽培區域廣汎に亘ることを得るもので、此の栽培は將來大いに有望な事業と認められて居る。

昭和八年に於ける産額は五十五萬五千四百三十一疋、價額二萬九千六十七圓である。

ロ 其の他の果樹 蜜柑、バナナ、マンゴー等は熱帶果樹中群島の栽培に適するものであつて、此等の品種の適否、栽培技術の向上等に對しては産業試驗場は特に研究の歩を進めて居る。

昭和八年に於ける果樹産額は約一千五十五萬疋、價額約九十四萬圓である。

蔬菜 群島の氣候及土質は蔬菜栽培上致て好適とは云へぬが、氣候の關係上南瓜、西瓜其の他瓜類及トマト等が常時生産せられ成績は相當良好である。

昭和八年に於ける蔬菜産額は約六百八十萬疋、價額約三十七萬圓である。

内地との交通機關が完備すれば春冬の候に蔬菜の移出を圖るは特に有望であるので、目下品質改良、栽培法の改善と共に移出解禁の途を講じて居る。

珈琲 珈琲樹栽培はサイパン島に於て大正十五年以來南洋珈琲株式會社の經營に係るものが主たるものにして、其の面積百三十一陌に達する。昭和八年に於ける産額は二百九十二萬七千六百八十八疋、價額十九萬九千九十二圓である。其の外ボナベ島に於ても本業が相當有望視せらるるに至り、昭和七年度より官より補助金を交付して奨励に努

めて居る。

水稻及陸稻栽培 未だ一般に栽培されて居ないが、産業試験場の研究に依つて其の栽培可能は認められて居るので、糖て水稻、陸稻栽培の實現を見ることと思はれる。

### 二畜産

本群島に於ける畜産は、島民の生活と關聯し極めて原始的で何れも其の増殖率は低い。將來邦人農業者の移住、農耕地の増加に伴ひ、役畜及肉用畜の需要は當然増加するので在來種の改良増殖は目下の急務である。

牛 主としてサイパン島に於て飼養せられ、運搬農耕の用に供せられ又近來人口の増加と糖業の發達に伴ひ其の需要は益々増加し、従つて其の價額も騰貴し漸次増殖を見て居る。昭和八年末現在に於て四千七百五十五頭である。

豚 島民が好んで飼養を爲し管内畜産の最たるものである。昭和八年末現在に於て一萬五千七百八十六頭を算する。山羊 主として肉用種であつて椰子樹林間の放牧に適し近年漸次其の増殖を見て居る。昭和八年末現在に於て三千七十頭である。

鶏 優良種に乏しく在來種は産卵率低く肉量も亦少いが豚に次ぐ重要なるものである。昭和八年末現在に於て八萬七千八百十四羽を算して居る。

## 第二節 林業

### 第一項 朝鮮

#### 第一概況

#### 一 概況

朝鮮に於ける林野の總面積は一千六百四十三萬餘町歩を超え、全土の七割強に當る。然るに朝鮮は古來林政不備にして封山、禁山の如き特殊の保護林を除くの外は所謂公山と稱し人民の自由入山を許したので、濫伐、盜採盛に行はれ、或は又火田耕作の爲山林の荒廢其の極に達し、國土の保安を害し延いて産業の發達を妨ぐることも甚かつた。茲に於て總督府は明治四十四年六月森林令を公布し、植林の普及獎勵並に森林の保護、營林監督を主とし、併せて國有林野の整理及經營を完うせんと努め、又各地方に技術員を配置して林政の刷新と林業の指導開發とに當らしめた。昭和八年末現在に於ける林野面積は次の通である。(單位町)

區分	國有		民有	
	要存	豫定	一不	要存
立木地	三、一六八、五一七	八二七、五〇三	三、九九六、〇二〇	六、九二二、三〇九
散生地	八二二、一八六 (六七二、九二五)	三四九、三一二 (二〇五、〇〇八)	一、一七二、四九八 (八七七、九三三)	一、四八一、一五七 (八六八、五七〇)
未立木地	三五八、〇三五 (一七三、四四二)	二一六、六四五 (七五、四一五)	五七四、六八〇 (二四八、八五七)	八八三、四四四 (二八八、七四六)
除地其他	三二〇、五八五	一六六、二六四	四八六、八四九	九一八、六一六
合計	四六七〇、三三三 (八四六、三六七)	一、五五九、七三四 (二八〇、四三三)	六、三三〇、〇四七 (二、二六六、七九〇)	一〇、二〇五、五三六 (一、五七三、三六六)

(備考) 括弧内は天然造林に依り成林せしめ得べき面積を示す

即ち立木地は約一千九十二萬町歩にして、林野總面積の約六割六分に過ぎず、殘餘は散生地又は未立木地にして林況甚だ不良である。又成林地中林相の稍見るに足るものは、主として鴨綠江及豆滿江の兩流域地方又は脊梁山脈附

近に偏在し、交通、運搬共に不便にして大部分は未利用林の状態である。

## 二 林野整理

大正十四年度末現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地、境界複雑地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの百三十一萬町歩に達する見込であつたので此等は昭和元年度より夫々調査整理を行ひ將來の要存國有林野を四百萬町歩と爲し、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除き殘餘の三百八十八萬町歩に對し、周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に著々整理を進めて居る。

而して朝鮮に於ける國有林野中には約三百五十萬町歩に達する緣故森林(註)があるが、從來其の歸屬確定せざる爲緣故者は之が愛護の念薄く、爲に林業振興上支障少くなかつた。仍て此等の林野は速に夫々各緣故者に讓與するを得策と認め、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令を公布し、昭和二年二月より之を施行し、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與することとして民心の安定と林野の改善促進とを圖つた。而して之が出願總數は百十七萬四千件にして、昭和八年度迄に讓與處分を爲したるもの九十八萬六千件、其の筆數百一萬四千筆、面積二百七十一萬七千町歩である。

【註】緣故森林とは

(一) 舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し、禁養し來りたるも其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲に林野調査に際し國有と査定せられたるもの

(二) 舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたる爲土地調査に當り國有と査定せられたるもの

## 三 樹木の分布と種類

(三) 古 equal 又は歴史の證するところにより往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有に査定せられたるもの

由來朝鮮の氣候は南北に於て差異あるを以て北寒帯より南暖帯に至る迄各種の樹木を生じ、其の分布も亦地方に依つて同じくない。北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方其他の高山に於ては、タウピ、朝鮮唐松、テウセンハリモミ、タウシラベ、朝鮮松等を主とし鬱蒼たる樹林を形成し、中部より南部に亘り到る所赤松多く又黒松、楡、樺、樺、ハンノキ、栗等を生じ、最南部に至れば檜、椎等の常綠樹及竹林を見る。全鮮を通じ概して森林樹木の種類に富み七百餘種の多きに達し、其の内喬木に屬するものは針葉樹十九種、闊葉樹百三十六種、外に竹類三種がある。

## 第二 林業の獎勵及施設

### 一 森林保護

#### イ 國有林野

大正十五年林政の改革を斷行し、從來の山林課出張所、營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を置き、更に昭和四年之を十九箇所に廢合して經營保護等營林の實行に當らしめて居たが、昭和七年八月從來の十九營林署中八營林署を廢止すると共に、從來營林署の所轄に屬した林野の一部を道に移管するに至つた。次いで昭和九年四月右道所管林野の一部を割き一營林署を新設したが、現在此等の林野中道所管の林野百十三萬町歩に對しては、五十箇所の森林保護區を置き、八十八名の森林主事を配置せしめ、又營林署所管林野三百四十二萬町歩に對しては百二十箇所の森林保護區を置き、百六十九名の森林主事と二百四十二名の森林主事補とを配置して直接保護取締の任に當らしめる外、地元住民の活動を促し官民一致協力して保護せしむる爲森林令に依り地元住民に保護命令を發

し保護の萬全を期して居る。尤も右營林署に於ける森林保護機關中森林保護區十一區と森林主事十一名及森林主事補の全員は昭和七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものであるが、該事業は北鮮奧地帯に於ける林野二百十六萬町歩に對し森林保護機關を擴充配備すると共に、一帯の地に漂動跋扈して隨所美林を燒燼し火耕を恣にして居た火田民（四萬餘戸約二十數萬人）に對しては、各現地に夫々指導機關を配置し之が善導定著を圖り以て森林被害の甚減を期せんとするもので、既に昭和七、九兩年度に於て其の一部の地域に就き山農指導區四十五區（各區に一名宛の指導手を配屬す）及同監督事務所五箇所（各所監督技手一名を配屬せるの外、關係營林署及郡職員を兼動せしむ）を配置し目下森林保護機關と提携し兩全の實を擧ぐべく銳意施策の遂行に努めて居る。

## ロ 民有林野

民有林野に付ては始政以來森林令に基き、森林の使用收益の弊害矯正及害蟲の驅除豫防並に火災、盜伐の防止に努め、尙一面保護の實績を擧ぐるには民間の自治的活動を促進するの緊要なるを認めて、在來の松契、植林契、洞契其の他新に設立せられた森林組合等を指導監督して濫伐暴探の制限、害蟲の驅除、火災の防止等森林の保護に努めしめ、更に國費を以て郡島森林主事を配置する等銳意惡習の打破に努め來つたのであるが、其の完きを期する爲に郡島森林組合を廢止して其の事業を各道に繼承せしめ、昭和八年度より國費支辨の森林主事百名、道費支辨の産業技手百十二名、地方森林主事二百七名、地方森林主事補一千六十二名、合計一千四百八十一名の専任職員を配置し、専ら民有林野の保護取締に従事することと爲つたので、林野の保護機關は統制せられ今や全く其の面目改まり林業經營の安全性を著しく増加するに至つた。

## 二 指導及獎勵

植林事業は治山治水事業上重要な施設なるを以て始政以來銳意之が普及獎勵に努めて來た。即ち始政當時は山林は伐採せらるるのみで、其の跡地に對しては植林する者殆んど無き状態であつたから、植林獎勵の第一段として國費及道費を以て苗圃を經營し、之が生産苗を配付し植林の用に供せしむると共に普く愛林思想を喚起する爲、明治四十四年四月三日の神武天皇祭日をトして全鮮を擧げて記念植樹を行ひ、朝鮮綠化の第一聲を放つたのである。更に造林貸付の制度を設くるの外道、面、學校等に國有林を讓與し、以て造林の模範を示さしむる等凡ゆる施設を開始した。爾來年と共に愛林思想勃興し又林野の經營に對する智識を啓發し、更に大正十四年以降國庫より造林補助金を交付して造林の促進を圖つた爲、明治四十四年の造林本數僅に一千萬本に過ぎなかつたが、今や一年の造林數實に三億本を數ふるに至つた。又綠化運動としての全鮮記念植樹は毎年之を繼續し、昭和九年其の第二十四回目を舉行し植林事業振興上大いに貢獻するところがあつた。斯くして植林事業は漸次進展して居るのであるが、民有林野の蓄積は未だ平均二十八尺締に過ぎない。然かも尙廣大なる林間裸地又は荒廢林野がある。加ふるに林相は概して赤松に偏して他の樹種特に潤葉樹を濫採したこと、溫突燃料及綠肥の採取が過度であつたこと、生枝及地被物を濫採したこと等民有林指導上改善を要する事項があるので、民度、民需及林野の現況等を考察し速に林地を安定し地方の回復を圖り然かも努めて天然力を利用して林叢の構成に力を注がしめ、且用林の造成に偏することなく先づ燃料林の造成に努めしむる等に重點を置き、昭和八年一月民有林指導方針を制定して民有林經營上の羅針盤たらしめたのである。別項林野保護制度の革新と全鮮一貫せる指導方針の制定とに依つて、將來の民有林野は著しく改善せらるるものと認められる。次に林業に關する調査試験を行ひ林業の開發に資する爲大正二年以來林業試驗場を設

置し、以て組織的調査研究を爲して居る。』

### 三 砂防事業

全鮮に亘る大面積の禿裸山野から年々流出する土砂は夥しい量に上り、其の被害實に甚しく急速に之が復舊を圖るを要する状態であつたので、總督府に於ては大正七年度以降先づ忠清南北道、全羅北道及慶尙北道の四道地方費に對し國庫補助金を交付し砂防工事を施行せしむると共に荒廢林野復舊の根本的計畫樹立の目的を以て大正八年以降三箇年間に全鮮に亘つて之が實地調査を行つた。其の結果に依れば荒廢甚しく相當な施設を爲さなければ復舊困難な林野が約四十七萬町歩に達し就中十一萬町歩は全然一木一草をも止めない禿裸地なることが判明した。依つて此等林野に對しては速に砂防工事を施すの要あるを認め、先づ大正十一年度以降三十箇年間に經費五千餘萬圓を以て五萬七千町歩の砂防工事を施行することとし、其の當初十箇年の施行面積一萬五千町歩、所要經費一千三百餘萬圓は繼續費として議會の協賛を経事業に着手した。其の後財政の都合及關東震災の影響を受け既定計畫の繰延べ又は削減を餘儀なくせられ豫定の進行が出来ぬので、遂に大正十四年に至り計畫を改訂し要砂防工事地中荒廢特に激甚なる八萬二千町歩を選び七千三百餘萬圓を以て同年度以降三十箇年間に施行することとし、當初九箇年間は既に議會の協賛を経た八百六十萬圓を以て工事に着手したのであるが、更に昭和四年度に至りて年度割を更め同年度以降二十箇年以前記事業を完了することとし既定繼續費の年限を昭和十年度迄とし、昭和十一年度以降の事業は更に改めて計畫を樹立することとした。

敘上は主として財政上の事由に基くもので屢々計畫の繰延べ又は削減を餘儀なくされ計畫は豫定通り進捗しないが、砂防事業は一面經費の大部分が勞銀として直接地元で撒布され窮民の救済上好適の事業であるので、近時著しく疲弊した農村民を救済する目的を以て前述計畫の外昭和六年度より三箇年間に總額七百五十萬圓の窮民救済事業を起し、(道地方費事業にして國庫より其の八割を補助す)更に昭和七、八兩年度に於て毎年國費八十萬圓、道費百二十五萬圓を以て時局應急施設事業を施行せる結果其の實績大に昂り、昭和八年度末迄に面積三萬六千六百五町歩を完了することを得たのである。然るところ一面荒廢地は年を逐ふて益々其の度を昂め又は區域を増しつつあり、被害亦甚しいので本事業の促進を圖り且既施工地に於ける保護をも完璧ならしめるの要あるを認め、昭和八年八月制令第十七號を以て朝鮮砂防事業令を發布し尙同九年二月府令第十一號を以て同令施行規則を發布して此等の目的達成を圖りつつある。

### 第三 營林の概況

鴨綠江及豆滿江流域の營林署管内に於ける伐木作業は營林署に於て直營し、其の運材は一部輕鐵に依るの他多くは冬季の積雪、結氷を利用して牛橇に依つて江岸に搬出し之より流筏に依る。流筏は通例四月より開始するが五月より九月に至る五箇月の間が最も盛であつて遅くも十月下旬迄に終了する。而して此等の流下材は鴨綠江流域に在りては新義州營林署の北下洞(新義州の上流約一里中の島に在り)及新義州製材所構内、豆滿江流域に在りては茂山及會寧營林署構内に在る貯木所に貯藏する。尙昭和八年度より北鮮開拓計畫に依る拓殖線及惠山鎮線の漸次竣工に伴ひ、其の沿線出材は此等鐵道に由り城津港茂山營林署貯木所に搬出貯藏する。

製材作業は新義州營林署の製材所に於て行はれ、主として建築用材、枕木及函板を製材し、規格の統一、供給の確實等一般需要者に満足と與へて居る。

尙朝鮮に於ける固有林産物の運搬は、從來山地に於て小規模の森林軌道に依るの外は一時的川造工事を施し主として

河川を利用したのであるが、豫期の成績を擧ぐることを得ず、昭和三年に國有林産物利用増進計畫を決定し、昭和四年度以降十箇年間に主要流域に森林鐵道を、其の支線に森林軌道を敷設し、他方固定的川造工事を施行し、統一ある運搬設備に依りて運搬の安全増進を期することとし、尙山地製材工場を設けて極力森林産物利用の集約を企て、併せて歳入の増加を圖ることに計畫し、先づ最急施の要ある平安北道厚昌郡東興面南社水流域に昭和四年度以降五箇年間に經費百十九萬餘圓を以て森林鐵道三〇・四哩を敷設することとした。

右の外北鮮殖産計畫の一部として拓殖鐵道及惠山鎮線の各鐵道の完成に關連せしめ、白頭山を中心とする八十萬町歩の森林を開發する爲、昭和七年以降十年間に森林鐵道二二三・四杆、輕鐵二六四・九杆、其の他簡易製材工場を建設することとなつた。

以上は主として官行事業の概況であるが、右の外民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にて、國有林經營上竝に官行斫伐事業實施上に支障なき範圍で立木拂下を實行して居る。

最近の拂下數量及金額を掲記すれば左の通である。

年 度	材 積	金 額
昭和六年度	二、九四三、九二八 尺 <sup>3</sup>	七一三、四七五 圓
同 七年度	三、七三七、五〇七	一、〇二七、四九二
同 八年度	四、六〇六、九八六	一、七八三、六五四

## 第一總 說 第二項 臺 灣

臺灣は熱帯と亞熱帯とに跨り地形概ね峻峻、中央を南北に縱走する背梁山脈中蕃地地形圖に依り同高線二百尺以上の差を有する峯を一座と見做して數ふれば一萬尺を超ゆる名を有する高峯八十一座、無名山百八十九座、計二百七十座にして、其れ以下のものに至つては殆んど數ふるに違なしと言ふ状態である。然かも此等峻嶺高峰に源を發する河川は最長僅かに四十二里、水流急激にして舟筏の便なく大雨一たび到らば濁水滔々として河堤を決潰し、其の慘禍の大なる殆んど想像もつかないものがある。又地質氣象等も頗る錯雜して南北雨期を異にし、東西地質を異にする。此の状態は植物學上にも頗る變化を齎し甚だ妙味あるものがある。従つて其の間に育まれたる林木も亦多種多様にして誠に植物學上の寶庫の感がある。

### 第二概 況

臺灣は由來一箇の植民地であつた。我國の本島領有以前に於て覇を此の地に争へるものに和蘭あり、西班牙あり、明あり、清あり、而して王朝を建設せしものに鄭成功がある。而して和、西の占據は主として商業的植民にして林野の開拓は一小局部に過ぎなかつた。然るに鄭氏の建業時代に至るや明朝の恢復、獨立國家建設の壯圖に伴ふ林野の開拓は平地林は元より低地林に至るまで甚しく伐採燒燼せられ、降て清朝に至るに及んでは支那移民の増加と蕃地討伐との關係上森林の燒燼濫伐相次ぎ、高山地帯に至るまで其の影響を蒙らざるなき状態となつた。嘗て葡萄牙の航海者をして「イラーフォルモサ」と絶叫せしめた綠翠の本島も遂に枯禿、裸山を現出するに至つた。

斯くの如く林政の荒廢其の極に達した森林を如何に處理するかは領有當時我が當局の頗る苦心したところであつて、非常なる困苦調査の結果漸く林野の管理區分の調査を終了したのである。

今昭和八年末の林野面積を示せば左の通である。(單位甲)



計	森林		平原		野		合計
	平地	山地	平地	山地	計	計	
國有	504,400	1,111,267	211,019	402,403	1,111,267	2,111,267	2,111,267
公有	1,111,267	—	—	—	1,111,267	—	1,111,267
私有	111,111	1,111,267	211,019	—	1,111,267	—	2,444,654
計	726,778	2,222,534	422,038	402,403	2,222,534	402,403	4,650,078

此等森林を概観するに西部は帯状の海岸林を第一線とし、次に本島五億圓餘の生産の約半を占むる農作物の耕地があり、其の間桂竹林及相思樹林の叢林が介在し斯くして傾斜漸く急を告ぐるに至つて暖帯の潤葉樹があり、更に進んで温帯林に入り本島特有の肖楠、紅檜、香杉、亞杉現はれ次に扁柏、榲等的の喬木となり、最後に新高殿、新高ビヤクシンの等の寒帯林に達するのである。東部地方は領有當時西部地方の如く支那民族の移住甚しからずして、平地と雖も所謂平地蕃族の選食的農耕を營めるに過ぎざりし爲、山脚に接し尙廣大なる天然の森林鬱蒼として存したものであつた。然るに此の地方も拓殖計畫の進捗に伴ひ伐木、製腦、製糖等各種産業の勃興したる爲急激なる森林の減退を來し、正に西部臺灣の轍を辿らんとして居る。

斯くの如く本島の森林は過去三百年の永きに亘り、大舉渡來せる支那移民の開拓と高山蕃族の魔手と領臺後に於ける各種産業の發達に伴ふ土地利用の促進、林産物需要の激増とに因り著しく濫伐せられたので、今日残存する森林は世人の想像するが如く豊富ではない。然し乍ら全島の森林を通観するに尙相當纏れる森林が存在するも之が利用には却々苦心を要するものがある。其の見込蓄積は左表の通である。(單位千石)

樹種別	國別	民別	有	計
針葉樹	二五一、五八一	—	三、〇七八	二五四、六五九
闊葉樹	四五七、七四五	—	三二、四二二	四九〇、一六七
計	七〇九、三二六	—	三五、五〇〇	七四四、八二六

右の表に包含せらるる各種の林木は土地の高低に依り氣象上變化があるので、其の存在する箇所も自ら局限されるのである。其の分布の狀況を表示すれば左の通である。

熱帯	域			見込面積	割合	主要林木
	北部	中部	南部			
熱帯	海拔一〇〇米	八〇〇米	一、〇〇〇以下	二、〇七四、一〇一	五六%	榕樹、茄苳、檳榔、龍眼、樟、檳榔、楠、椎類、肖楠、榲、おがたまのき、檜、油杉、紅檜、糖大杉、臺灣杉
暖帯	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	一、一四〇、三五七	三一	檜、おがたまのき、檜、油杉
温帯	二、九〇〇	三、二〇〇	三、三〇〇	四一三、六九二	一一	檜、おがたまのき、檜、油杉
寒帯	以上	—	—	八〇、七七九	二	新高殿、新高しやくなげ、新高檜
計	—	—	—	三、七〇八、九二九	一〇〇	—

第三 森林の管理

一 林務機關

林務に關係ある各般の事項を處理する機關は複雑して居る。今此等の關係を表示すれば左の通である。



迄の伐採材積は七百二十六萬石を算し、尙約二百四十四萬石の針葉樹と三百三十三萬石の潤葉樹とを包蔵する原生林が残存して居る。然し乍ら此等も今後十三、四年も経過せば殆んど原生林はなくなる計算となる。阿里山の材木は他に類を見ない長幹巨材に富むが故に、此等の伐採運搬は主として機械力を利用して居る。即ち集材にはスキッターを、運搬には獨特の機關車を使用し八千餘尺の高峰より蜿蜒四十四哩の鐵路を經過して嘉義に運搬せらるるのである。嘉義には又此等巨材の製材に適する工場の設備があり、其の工場能力は一日四百石あるけれども昭和八年中の製材高は三萬石に止められて居る。

#### 口 八仙山の伐木事業

八仙山は西部本線豊原驛より大甲溪に沿ふて溯ること二十哩、中部合歡山より白姑大山の西方に連る一帶の森林にして、其の面積一萬七千甲、其の蓄積針葉樹二百八十七萬石、潤葉樹五百七十七萬石、地勢急峻搬出容易ならざる状態であつたが苦心の結果索道、インクライン等各般の設備を施し、大正十一年漸く官行斫伐を實施するの運びとなり、業態全く安定し昭和八年中に於ける伐木造材材積は八萬石に及ぶに至つた。然し乍ら本林地の樹種は松、樺の如き市價低廉のものが可成多量に生立して居る關係上、山地に於て製材加工するを有利なりと認め昭和三年度より差當年六千石を製材することとなり、業績漸次良好に向つて居る。

#### ハ 大平山の伐木事業

宜蘭濁水溪の上流の一大森林にして其の面積六萬五千甲、蓄積針葉樹二千二百九十一萬石、潤葉樹二千六百四十一萬石、林相の整一蓄積の豊富なること蓋し本島隨一にして最も將來ある森林である。然し乍ら本事業地は大正三年討蕃の大業成就するまで、蕃族中最も兇暴なる溪頭蕃族の根據地であつたので其の實相は不明であつた。大

正四年に至り蕃情急に平靜になつたので、事業を開始せし爲其の規模も極めて小規模に止めたものであつた。然るに森林の真相闡明せられ事業の將來益有望となるに及んで事業は逐年發展の一途を辿り、林内四十哩の軌道と平地二十四哩の鐵道を敷設せる外、集材機械ガソリン機關車の運轉其他各所の索道及インクラインを新設する等、機械力應用の諸設備著々擴充せられ作業能力著しく増進し、昭和八年中に於ける造材材積は十七萬餘石にして一路官線羅東驛近くの野木場に搬出し島内及島外の需要に應じて居る。

#### 二 官行斫伐材の販賣狀況

官行材は主として扁柏と紅檜である。其他亞杉、樺、香杉等がある。何れも建築材として可ならざるはなく内地方面への移出年々増加し昭和八には七萬八千石、價額七十七萬圓に及び漸次其の價を高めて居る。島内消費は並材以下のもの多く其の消費約三十七萬石、價額二百二萬圓にして官行斫伐材消費量の主位を占めて居る。

#### 三 造林事業

全土の七割に相當する廣大なる林野を擁する本島に於て、其の地勢、地質の關係よりして森林が治水、國土保安上將又産業開發上極めて重要なるに拘らず、既述の如く古來林野の荒廢甚しく造林事業は林政上焦眉の急務であつた。茲に於て我が領臺以後天然樟腦保續の見地より樟樹の國營造林を初めとし、官行斫伐跡地造林、熱帯有用林木の造林等著々として進められ、一方民行造林に就ても當局の指導獎勵の結果近年著しく造林熱勃興の機運に向ひ年植一萬甲を超ゆる状態であるが、昭和八年末の造林面積累計は官行四萬九千五百餘甲、民行十七萬二千餘甲、計二十二萬一千五百餘甲に達して居る。

#### 第五 林業試験

本島は林木の育成に適する所なるも、低地森林一帯は價值少なき林木が主林木をなして居た關係上、林相の改善は焦眉の急にあつたので先づ林木の植育試験に重きを置き、其の試験の成績を検し本島に於ける造林の指針としたのである。又本島は固有の造林樹種に富むと雖も此等の樹種は多く高地帯に産し、熱帯の有用樹種は外國産に待たねばならぬ結果、此等の移植試験も一定の方針の下に順次其の試験を進め相當の成績を擧げて居る。元來造林の試験は他の農作物に比較し一般に著しく長年月を要するので、多くは直ちに之が成績を見ることが出来ない。今日尙試験繼續中の事項が相當多數を占めて居るが何れも良好の成績を擧げて居る。

### 第六 大學演習林

臺灣に帝國大學の演習林が設定されたのは明治三十七年臺中州下の東京帝國大學演習林が其の濫觴である。次で明治四十三年には京都帝國大學基本林が高雄州屏東蕃地に設けられ、更に大正二年に九州帝國大學演習林が臺北州文山郡に、又大正五年には北海道帝國大學演習林が臺中州能高郡蕃地に設けられ、其の合計約十三萬甲、年々各種の試験研究を發表して居るので本島林業諸般の調査研究に裨益するところが少くない。従つて大學演習林の存在は島内林業家の期待と敬意とを繋ぐ重要な研究機關の一である。

### 第三項 樺 太

#### 第一總 說

本島は本邦唯一の亞寒帯にして林木の種類比較的少なく、有用樹種としては僅にエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ、タモの數種であつて、其中最も多いのはエゾマツ、トドマツで全森林蓄

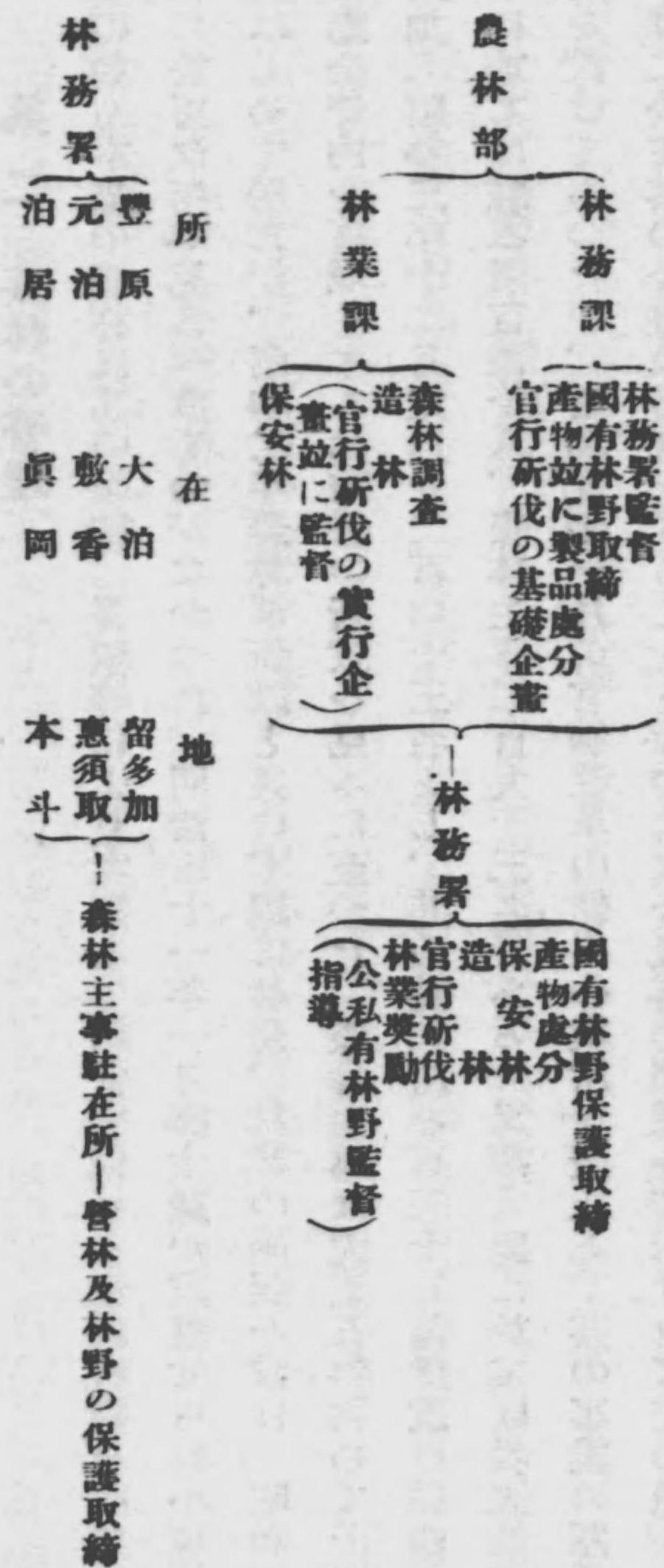
積の約八割を占めて居る。

本島の森林面積は拓殖及伐木等によつて年々移動があるので的確の數字を示し難いが、昭和八年末の森林調査の結果に依れば國有林面積は約二百九十萬陌で、之に大學演習林の面積約八萬陌を加ふれば約二百九十八萬陌で邦領樺太總面積の約九割となる。昭和八年度に於ける本島總生産物價額は九千七百六十二萬八千圓で、内林産物價額は一千百五十四萬七千圓で其の約一割二分弱に當り、木材を原料とする工産物たるバルブ及洋紙の價額は約五千四百六十三萬圓で、此の二者を合すれば本島總生産額の六割七分強となる。

又樺太廳に於ける昭和八年度總歲入二千七百八十四萬一千四百九十七圓の内、森林收入は一千六十萬一千七百七十二圓で其の四割を占め本島財源中最も重要なものである。

#### 第二 森林の管理

前記の如く本島の森林は其の面積、蓄積等により考察して相當完備せる管理機關を必要とするところであるが、領有當初に於ては何等見るべきものがなかつた。明治四十一年一月樺太廳が設置せられ小規模の機關に依つて森林業務を取扱はしめて居たが、昭和二年農林部新設と共に本廳に林務、林業の兩課を設け、昭和五年一月支廳林務係を廢し、各支廳全管内を區域とする林務署の新設を見るに至つた。森林主事は大正五年初めて十六名を地方へ配屬し、以來年々増加し昭和三年十二月定員を二百六十三名とし、其の駐在所を百三十五箇所設け従前の面目を一新したが、昭和八年末に於ては駐在所百四十八、森林主事二百九十三名である。又樺太廳に於ては從來蟲害木を斫伐する關係上森林作業所を設けてあつたが、昭和五年一月の官制改革の結果作業所を廢止し、其の事業の關係上林務署に引繼ぎ林務、林業兩課に於て其の企畫及監督をすることとなつた。今此等の關係を表示すれば左の通である。

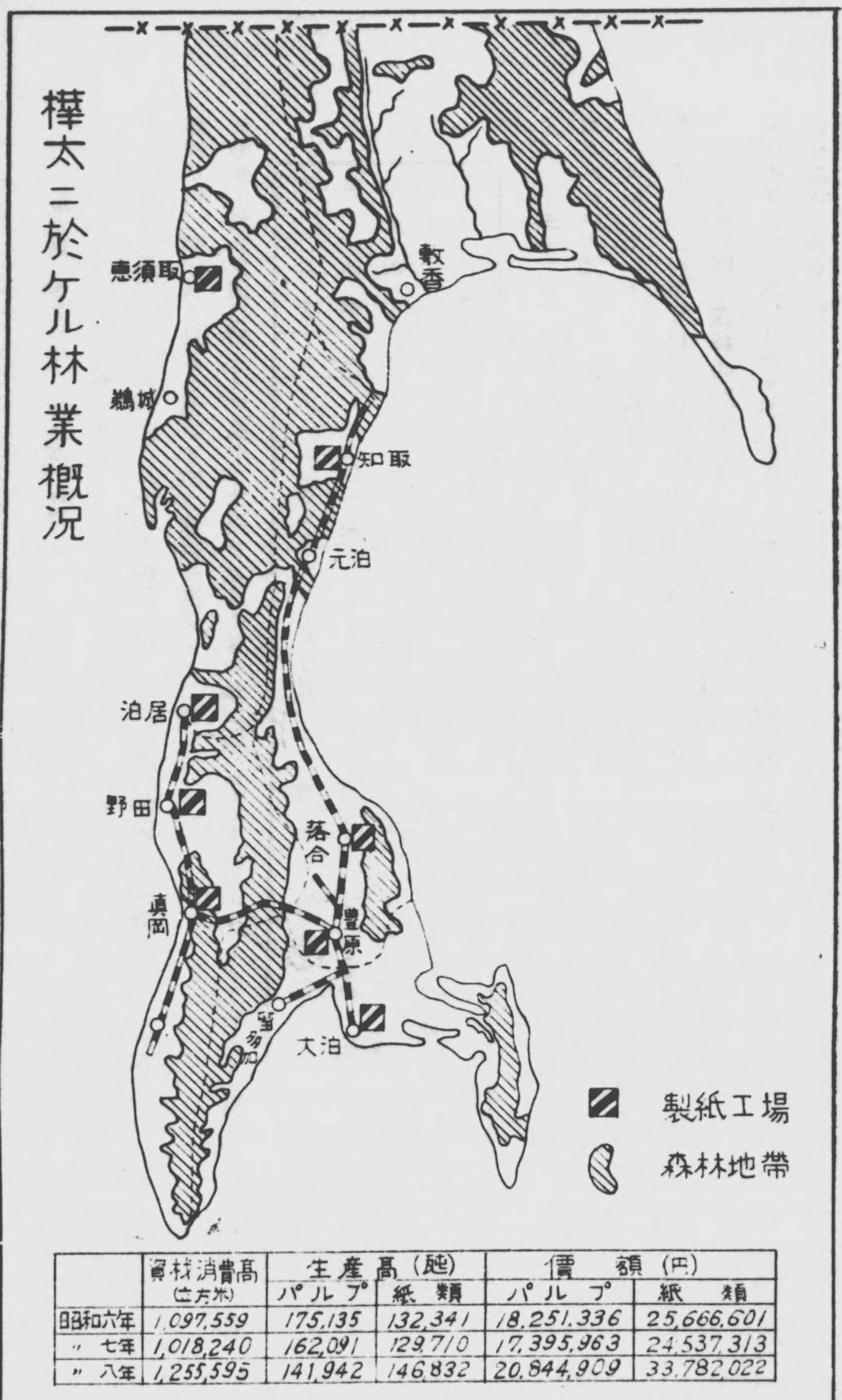


第三 林野の區分調査

領有當時に於ける本島は殆んど全部森林を以て掩はれて居たが、其の後拓地殖民の進展と共に急速に伐採せられ、又山火蟲害等に因りて森林の備蓄漸減し、昭和八年度末に於ける森林分布の概要は國有林面積は約二百九十萬陌で立木地面積百六十二萬六千陌あり、而してトドマツ、エゾマツの材積は約一億五千五百四十四萬立方丈、グイマツの材積は約一千五十一萬立方丈、潤葉樹其の他の材積は約二千二百九十五萬立方丈である。

尙伐採地、ツンドラ地帯、燒跡地、草生地等の未立木地面積は約百二十八萬陌である。

昭和五年航空寫眞撮影に依る地形及林相調査を陸軍當局の援助の下に決行し、以來同六年同九年を以て知取、伊皿を連ねる線以北の調査を完了した。此の結果は寫眞應用に依り各種調査及立案に至便を來し且つ近く完全なる地圖の完





成を見るであらう。

此の外東京、京都、九州及北海道の各大學に移管された演習林八萬陌がある。

#### 第四 森林の利用

樺太森林の樹種中有用なるは數種に限られて居るので、其の用途も殆んど一定して居る觀がある。即ち其の主要樹種たるエゾマツ、トドマツは建築、パルプ製造、包装用に使用せられ、殊にパルプ製造には本島のエゾマツ、トドマツは本邦パルプ原料木の七割を占めてゐる状態であつて、如何に本島森林が我が製紙界に重要な地位にあるかを知ることが出来る。最近島内に於けるパルプ生産状況を示せば左の通である。

年次	工場數	資材消費高 立方米	生産高		價額		計
			パルプ 噸	紙 噸	パルプ 圓	紙 圓	
昭和六年	八	一、〇九七、五五九	一七五、一三五	一三三、三四二	一八、二五一、三三六	二五、六六六、六〇二	四三、九二七、九三三
同 七年	八	一、〇一八、三〇〇	一六三、〇九二	二二九、七二〇	一七、三九五、九六三	二四、五三七、三二三	四一、九三二、二七六
同 八年	八	一、二五五、五九五	一四一、九四三	一四六、八三三	二〇、八四四、九〇九	三三、七八一、〇三三	五四、六二六、九四二

又建築用材及包装用材として島外に移出せらるる量は最近四、五箇年には少くとも二百五十五萬餘立方米を超え、内地到る所に樺太材を見ざる所なき迄に販路を擴張するに至つた

尙官行斫伐に就て一言すれば大正八年樺太南部を襲つた松枯癘の被害は其の面積二十二萬町に及び何時底止するかも不明であつたので、之が應急策として大正十一年より官行斫伐を行ひ 差し當り四箇年に立木四千石を伐採し丸太二

千石を造材して五年目に全部搬出する計畫を樹てたけれども、勞力の不足に伴ふ賃金の暴騰に依り當初の計畫通り施行することが出来ず、昭和元年度に至つて大體豫期の仕事を完了することが出来た。而して臨時作業所は廢止されたけれども、官行斫伐は其の後生立木の伐採に迄擴張せられて今日迄繼續されて居る。

第五 造林事業

明治四十五年豊原に苗圃を設け僅かに播種及天然生トドマツ、エゾマツの苗木の移植を試験的に行つて來たが、其の成績に鑑み漸次擴張を重ね昭和八年末に於ては苗圃所在箇所數十、面積百四十陌、養生山出苗木數九百五十八萬本を産出する迄に至つた。而して山地植栽は大正九年初めて落合附近の山火跡地にトドマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試験的に行ひたるに、發芽が良好で植樹、造林に比し經費を要すること少く、大面積の施業に適して居るので主として播種造林を實行して來たけれども、本島の播種造林は幾多考慮の餘地があるのみならず、伐採跡地は天然下種により充分更新し得るので其の後人工造林は特殊の立地關係以外には施行せざることとし、専ら植樹造林の方針を以て進んで居る。今最近三箇年の人工造林の状況を表示すれば左の通である。

造林事業の概要

施業年度	事業別	播種面積	植樹面積	天然更新面積	防火線延長	新設林内歩道延長
昭和六年		1陌	1,088.44陌	92.60陌	27,962米	103,868米
同 七年		407.02	2,327.43	473.65	82,840	329,984
同 八年		35.10	3,153.03	652.49	55,444	206,114

第六 森林保護

森林被害の最大なるものは火災である。元來本島の森林は大部分エゾマツ、トドマツの密林で、此等森林の伐採跡地は末木枝條が山積して居るので春期乾燥期に到れば非常に可燃性のものとなつて居る。殊に林地は腐蝕土の層が相當深いので火は忽ち此等に燃え移り地中深く侵入する。此の山火の爲に年々亡失する樺太の資源は實に大なるものであつて、昭和八年に於ては火災件數九十件、被害面積十二萬餘陌、直接の損害額約四百三十四萬圓、消防費約十九萬圓に達し、此の外多數の家屋人畜の被害等があつた。

右の如き事情なれば本島の山火の警防は林政上頗る重大なる問題であるので、廳當局は凡ゆる方法を以て之が防止に努めて居る。森林盜伐も亦相當多けれども山火の被害に較ぶれば殆んど言ふに足らない。此等の被害は森林主事の増員に依り漸次減少の傾向を辿つて居る。

第七 大學演習林

大正二年六月珍内川流域に約二萬陌の北海道帝國大學演習林設置せられ、次いで東京、九州、京都各帝國大學の各演習林が設置せられたのである。其の概要は左の通である。

大學演習林 (昭和八年度末現在)

演習林	所在地	設定年月	面積
東京帝國大學演習林	榮濱郡榮濱村相川流域小田寒川流域の一部	大正三、四年	二一、八一八陌

京都帝國大學古丹岸演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川流域	大正四、二	一九、八三四
同 阿屯演習林	敷香郡敷香町幌内川支流亞屯川流域の一部	同 五、二	一九、七四六
北海道帝國大學演習林	久春内郡三濱村珍内川流域	同 二、六	二〇、三四三
九州帝國大學演習林	敷香郡敷香村幌内川支流保惠川流域	同 三、四	八一、七四一
計			

此等各大學の演習林は學生各種の演習に供するは勿論であるが、傍ら本島森林の植生調査、氣象と森林の關係、森林植物、施業方法の調査等凡そ本島林業に關する重要な研究は一として此等演習林に俟たざるはなく、本島森林開發、利用更新上誠に必要なるものである。

### 第八 林業試験

凡そ各般の産業開發には其の基礎を嚴密なる試験研究に俟たざる可からざることは勿論であるが、本島に於ても林業關係の試験は明治四十三年に開始された。然し當初は主として試験研究であつたが、其の後豊原在の大澤に二千數百町の地をトし各種更新法の試験を初めとし湖樹の試験等を爲したが、此の試験林は山火の爲焼盡したので大正十四年に保呂に試験地を設け、造林利用、更新保護の試験を爲した。然るに昭和四年中央試験所が設置せられたので、従來林業課の主管であつた此の試験事項は試験所内の林業部の主掌するところとなり、試験研究は全く面目を一新するに至つたので、本島林業經營上一段の進展を見ることが出来るであらう。

### 第九 林政改善

昭和七年従來の林政上の缺陷に鑑み左の諸點に亘り改革方針を發表し、之が實現を期する爲技手九名を増員し目下實行に専念中である。

- 一 農林適地區分を完成し施業案の編成を了すること
- 二 隨意契約を極力制限し之に代るに競争入札を以てし、更に年期賣拂制度を廢止し唯現存の年期賣拂契約に付ては適宜整理の上存續を認むること
- 三 樺太材島外移輸出數量を統制し市價の維持安定を計る爲、昭和七年度に於ては之が數量を八百萬石に、同八年度は七百萬石に、更に同九年度以降は漸次遞減せしむること
- 四 従來の賣拂單價劃一制を廢止し單價算出の基礎因子に就き慎重な基本調査を行ふこと
- 五 賣拂立木調査法を改善すること即ち調査委員に對し調査を充分に監督し得る餘裕を與ふると共に傭人の全部を官役夫と爲し、皆伐調査の場合には賣拂毎木に番號を記し伐採以前嚴重な實地監査を行ひ、又伐採後の跡地檢査に付ても更に嚴格を期すること
- 六 契約不履行の整理並に林務關係諸法規の改廢を行ふこと

### 第四項 關 東 州

#### 第一概 況

關東州内の林野面積は九萬四千百三十六町步で全面積の三分の一強に當り、既成林面積は七萬七千四百三町步である。



當州の山地は重粘質壤土であるので周到な管理の下に施行せらるれば將來良好な樹林地として更新をなす可能性があるが、實際に於ては既往數百年濫伐の弊に陥り加之野火、放牧及採草の慣習等の爲州内到處所禿山と化し、地力減退せる箇所頗る多く、且地表は落葉雜草等の地被物が少いので降雨毎に表土流出し、殊に丘陵地の基脚部は水蝕作用を受け崩壊し地隙を生じ、尙河岸地は飛砂の爲附近耕地を埋没せる箇所を生ずるに至り、樹林地は唯僅かに河岸地、墳墓地、村落及寺廟等に見るのみである。之を森林植物帯より論ずれば所謂落葉地帯に屬し、森林として完全に鬱閉を保つて居るものなく只落葉樹中の陽樹を存するのみである。山地に自生する主要樹種は赤松、柳類、白楊類、楡類、柞類、樺類、楓類、赤楊類、樺類、胡桃類、皂莢、棗、公孫樹、せんのき等である。

### 第二 林野に関する施設

關東廳内務局農林課直屬として官設苗圃を旅順、大連、金州の三箇所位置き、其の下に三十五箇所の地方苗圃を設置し、地方苗圃の作業は各民政署に配屬せる林業技術官適宜巡回して其の指導監督に任じ、且つ最寄警官派出所の巡查をして事業の監督を助けしむる爲數次林野講習會を開き、此等巡查をして林學の大意を會得せしむるに努めて居る。地方造林を奨励すると共に一般林野取締の爲大正二年林野保護取締規則を發布し、大正七年より山林監督所を十箇所設置して居る。尙林野の保護に付ては軍政時代より嚴密な注意を加へ、明治三十八年告示第三十五號を以て山野の林木、路傍の並木、寺廟、公園、墓地等の立木は官民有の區別なく許可なくして伐採することを禁じ、其他マツケムシの驅除、山火事、盜伐等に對し銳意保護監視せしめて居る。官公造林の目的とする所は主として風致林、水源涵養林、魚附林の造成を計ることにして且つ又造林の模範を公衆に示すことであつて、日露戰役當時以來現在に到る迄此の計畫を繼承して造林を實行して居る。

植栽樹種は赤松を主とし、黒松、アカシヤ之に次ぎ、唐松、ヌルデ、栗、ニレ、ハギ等である。尙官行造林の外に公有造林は州内會屯の事業として造林を實行し、又明治四十一年造林奨励規則發布に依り造林の爲に官有地無償貸下を許可し造林用種苗の無償下付を許可して居る。即ち昭和八年末現在に於ける新植造林面積は左の通である。

	新植面積	植栽本數	播種
官 行 造 林	三〇三町歩	二、九八二、九四五	二二三石
公 有 造 林	七〇二	七、八〇五、四四五	一五四
私有造林其他	六八五	九、四六八、八六四	二
合 計	一、六九〇	二〇、二五七、二五四	一七九

### 第五項 南洋群島

#### 第一概 説

南洋群島は到る所鬱蒼たる森林を以て覆はれ一見千古の美林を爲すの觀があるが、其の内容を實地踏査すれば雜木の混淆林であつて有用樹の蓄積は比較的少いことを知る。其の主なる原因は各島孰れも面積小なる海洋島であつて、大森林を構成する要素を缺くのみでなく從來住民に愛林の念薄く、隨時隨所より材木を伐採して毫も補植造林をなさなかつたことに因るものである。唯椰子は海岸附近に植栽され、住民は之を唯一の財産として保護を加へて居る。現在の森林状態は右の如くで其の蓄積は甚だ少いが、在來有用樹種の數は多く又外國樹種の造林に適するもの多い見込であり、一方温度、湿度の潤澤と造林見込面積の豊富の諸條件を背景として、適當な植林を行へば現在の雜木林は一變

して有用樹種の蓄積豊かな森林を形成することが出来るであらう。

### 第二 椰子の栽培及獎勵

古々椰子は一般に古くより植栽せられたもので、其の發育も良好で各離島に至るまで之が植栽を見ない所はない。又其の製品であるコブラは群産業中砂糖に次ぐ重要物産であるのみならず、椰子は島民の飲食物其の他の資料として日常生活に缺くべからざるものである。然るに従來椰子林の經營法は極めて粗放で合理的に經營せられたものは殆どなく、大半は老齡樹で林相も不均一で疎密均整を缺き樹勢良好でない。故に南洋廳設置以來椰子栽培獎勵規則を制定し、新植を獎勵すると共に既成椰子林の整理を行ひ漸次良成績を擧げて居る。昭和八年末現在に於ける椰子林面積は三萬三千二百陌である。

### 第三 コブラ及其他の林産物

コブラは椰子果核中の仁肉を乾燥したものであつて、本群島の移出品として重要なものである。本群島に於けるコブラの品質は統一を缺き且つ漸次低落せんとする傾向があるので、昭和七年よりコブラの移出又は輸出に付て検査を爲し品質の統一竝に向上を計つて居る。

昭和八年に於けるコブラの製造高は一萬六百七十噸にして此の價格八十五萬五千二百三十三圓である。尙内地に移出する年額は百五十一萬圓に上つて居る。

林産物としては此の外象牙椰子、マングローブ、鐵木、紫檀、ウカール、タマナ、ブラキヨース、アンモイ、シヤターク等があつて、其の材質、光澤共に優良なものがあるが古くより濫伐された結果其の蓄積は極めて少い。昭和八年中の林野物産額は左の通である。

用材	數量	價額	數量	價額	
薪炭材	三、二四三立方米	一五、一九四圓	コブラ	一〇、六七〇噸	八五五、二三三圓
木炭	三二、四九九噸	一一、四八二	其の他		四六、六〇五
木炭	九〇三、二一四噸	三七、八五二	計		九六六、三六六

## 第三節 鑛業

### 第一項 朝鮮

#### 第一概況

朝鮮は諸種の鑛物に富み鑛業の起源も亦頗る古いのであるが、李朝の末葉頃に至る迄は未だ不振の状態を免れなかつた。然るに明治二十七八年戦役後外國人にして半島の利權に注目する者頓に増加し、米、露、佛、獨、英、伊等の外國人にして鑛物採掘權の特許を受くるもの相次いで出づるに至つた。而して當時は二、三外國人の稼行に係るものを除くの外は殆んど見るべきものがなかつたが、我國の保護政治を行ふに至るや、韓國政府は明治三十九年鑛業法及砂鑛採取法を發布して鑛業制度は漸く其の緒に就いた。併合後總督府は大正四年舊法を廢して朝鮮鑛業令を制定し、次いで同五年朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。同令は外國人にして鑛業に關し現に既得權を享有するものを認むるの外は、新に鑛業權の取得を禁じ新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、且つ鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し、鑛業上必要な土地の使用收用に付土地收用令中の規定を準用する等鑛業權の保護制度を確保した。此の時偶歐洲大戰の勃發に會し朝鮮の鑛業は一時空前の活躍を呈したが、戦後鑛物の需要減退し一

般經濟界の變調とに依り、内地大鑛業家が相次いで事業を休止して引擧げて以來相當資本を有する鑛業家なく、然かも鑛業金融に關して何等特殊機關のない爲結局朝鮮鑛業の現状は開かるべき寶庫が資金難の爲に閉鎖されて居る状態であるが、幸に朝鮮の石炭は炭田調査の進捗に依り漸次價值闡明せられ、無煙炭の開發も漸く其の緒に就き、有煙炭田も亦内地資本家の注目を惹くに至り其の開發は期して俟つべきである。尙近時金價昂騰の爲金鑛業に對して著しく内地鑛業家の進出を見るに至つた。

其の鑛業出願件數は大正五年乃至同七年の如きは鑛物市價の昂騰と一般經濟界の好況とに惠まれて、一箇年の出願件數は三千乃至六千件の多數に上り、歐洲戰後出願件數激減して大正十一年には僅に二百五十餘件に過ぎない。然し爾來再び増加して昭和七年には三千二百餘件となり、更に昭和八年は五千二百餘件を示すに至つた。次に鑛區は明治四十三年末七百四十餘鑛區に過ぎざりしものが、大正七年末には三千二百餘鑛區に達し爾後一時急減し再び増加の趨勢を辿り、昭和八年末には三千三百四十三餘鑛區を算するに至つた。而して其の稼行鑛區は大體鑛區數の四割四分であつて、其の内金、銀鑛區が最も多く砂金、石炭、鐵、黒鉛等之に次ぐものである。

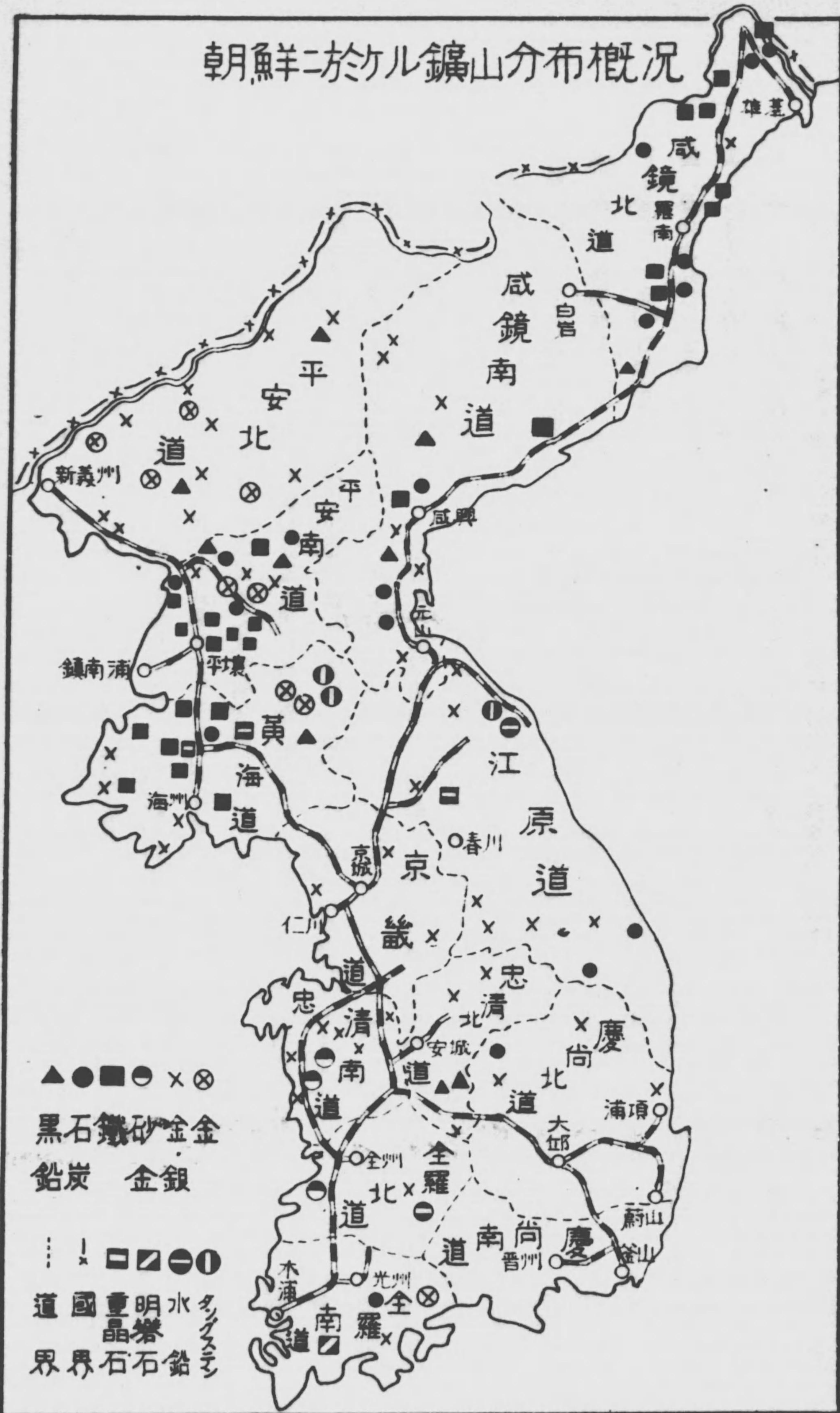
又鑛産額は年に依り増減ありと雖も大體に於て漸次増加し、明治四十三年には六百六萬餘圓に過ぎなかつたものが、昭和八年には約四千八百三十餘萬圓を産するに至つた。鑛産額の主なるものは金地金、石炭、鉄鐵、砂金、金銀鑛、銀、銅、黒鉛等である。

今最近三箇年と併合當時との鑛産額を示せば左表の通である。

鑛産額

種別	昭和八年	同七年	同六年	明治四十三年
金	二六、〇六六、七八四	一七、八〇九、四三七	九、〇〇八、五七二	三、七四四、九五七
砂金	三、三二七、六六二	一、八二三、七三六	五七五、三七八	八二一、六〇九
金(汰鑛チ含ム)	一、九〇六、四四五	一、五八二、六七三	五五三、五四五	五〇五、六二三
銀	七二一、六五一	五五二、七一四	二〇六、六〇〇	六、五五五
銅	四一七、三六八	三〇七、〇二七	二二四、九二一	二一、二八八
銅	四一、九九五	三三、八一七	三五、四八五	
鉛	一二〇、七八二	六四、三七五	五、八〇〇	
鉛	一、一一七			
亜鉛	九七、七七〇			
水銀		五、一六九	七、八八七	
水銀		一四		
鉄	五、六〇五、六九一	四、一一四、〇一二	四、五八八、八八七	
鉄	一、二八七、七八八	七四九、二五九	八二四、〇六三	四二一、四六二
硫化鐵	七五、五八〇	四三、九九七	三二〇	
タンダステン	一一七、二三四	二九、八四五	七、一五四	
水銀	二一八、六三二	五五、六三六	二五、三三七	

朝鮮ニ於ケル山嶺分布概況



第二編 所管地域 第五章 産業

含重	鐵石	錫石	明礬	高嶺土	石炭	鉛	亞硫酸	雲母	安質母	其の他	金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫
計	石	石	石	砂	土	炭	鉛	酸	母	錫	
四八、三〇一、四六八	五八、四九九	三六、五四六	一二〇	一二二、五六一	九六、五四五	一四七、〇九六	七、二〇五、四〇六	四六五、六五六	一五、八四六	一二、九四三	三、八三三
三三、七四六、九五八	五一、六七二	八、〇〇四		九四、六九七	五〇、一八六	五五、三三二	七七、八四〇	五、九七〇、一一九	二五五、八四七	一〇、二七一	一、二七九
二一、七四一、五一九	五四、六〇〇	一八、九四八		一一、九一六	六三、七六四	三八、九九三	五七、二〇四	五、一九〇、〇六四	二三一、九七五	一〇、一〇六	
六、〇六七、九五二								三八八、七八一	一五三、四七七		

(備考) 一 明治四十三年に於ける礦産額中には鉄鐵と鐵礦、含金銀粗銅、含金銀粗鉛、金銀等産額が重複して統計せられたるものである、昭和六年に於て此等の點を訂正せり。  
 二 昭和六年の金産額は従来の統計方法に依り礦業權者の報告を其の儘集計したるものにして純金量にあ



らず、依つて昭和七年より之を平均品位に依り純重量に換算せり。  
 晶石に付其の状況を略述すれば左の通である。

金 朝鮮に於ける金産物の分布は全鮮至る所に存在して居るが、就中平安北道、忠清南道、江原道及咸鏡南道等に最も廣く分布し、次いで忠清北道、慶尙北道、京畿道、黄海道、平安南道、全羅北道、慶尙南道、咸鏡北道及全羅南道の順である。産産額は平安北道、平安南道、忠清南道、黄海道、江原道及咸鏡南道が多く、次いで慶尙北道、全羅北道、全羅南道、忠清北道、京畿道、咸鏡北道及慶尙南道の順で、平安北道及忠清南道等の順に分布して居るが、全羅北道、忠清南道が主産地である。鑛山の著名なるものは東洋合同鑛業株式会社(米國會社)の平安北道雲山金山及大楡洞鑛山株式會社の平安北道大楡洞鑛山であるが、之に次ぐ成興鑛山、光陽鑛山、遂安鑛山、義州鑛山、新延金山、三成鑛山、笏洞鑛山、金井鑛山、瓮津鑛山等で、其の他小林、洪川、中央、大成、仁興、青岩、吉祥、橋洞、尙州、新興、永興等相當設備を有し有望のものが多し。砂金は金堤、有信、肅川及順安等の砂金鑛は何れもドレツチャーを以て採金して居るが、此のドレツチャー砂金産額は大正六年稷山金鑛(現有信砂金鑛)で操業を開始したのが本邦新業の先驅で、昭和四年に三菱金堤砂金鑛、昭和八年に安城及順安砂金鑛がドレツチャーを設備して大規模の砂金採取を開始した。昭和八年末に於ける稼行鑛區は千二百三十五鑛區で、三千百三十萬八千九百一十圓を産出した。

鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛、褐鐵鑛、磁鐵鑛なるが、赤鐵鑛は咸鏡南道利原、黄海道安岳の鐵山で赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黄海道載寧、銀龍、下聖、南陽、黄州、兼二浦等の鐵山がある。此等の内兼二浦鐵山

を除く他は主として褐鐵礦を産し赤鐵礦は少い。而して右各礦山に埋藏せらるる赤褐兩鐵石の埋藏量は五十%以上の鐵石約二千萬噸と推定せられ、昭和八年約五十二萬噸を三菱兼二浦製鐵所及八幡製鐵所へ送礦したが、將來重要視せらるべき鐵礦は各地に豊富に埋藏せらるる磁鐵礦でなければならぬ。其の賦存地は咸鏡北道の茂山鐵礦で調査不充分なるも其の平均品位は四十%にして、大體四億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、僅に南滿洲鞍山鐵床に匹敵するものにて純粹なる磁鐵礦のみなること、粒大なること、品位良好なることなどは稼行に際して鞍山より有利にあるものである。此の外咸鏡南道端川、忠清北道忠州郡、慶尙南道全海郡等にも同じく磁鐵礦床が発見せられた。

**石炭** 朝鮮には褐炭及無煙炭の二種を産出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州、明川、鏡城炭田、會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿ふて散在する慶源、慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く、其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田あり。總埋藏量は四億一千萬噸と推定されて居る。現存鐵道局機關庫用炭として産出高の約半數を使用し、其の他工場船舶用としても需要あり白煙なると火持良き性質を有する爲家庭燃料として京城其の他の都市に於て歓迎せられつつあるが、全般的に觀て遠隔の地にある爲從來消化拂々しくなかつたが、最近煤煙防止の必要に迫られつつある内地各都市に移出する傾向がある。且つ朝鮮の褐炭は油分多く特に高價なるパラフィンを多く有する爲、低溫乾留を爲して代用液體燃料を採集するに適するが、既に朝鮮窒素肥料株式會社が昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低溫乾留工場を建設し、重油、ガソリン代用燃料を産出し、併せてパラフィン、メタノール、ベークライト等の重油製品を産出して居る。

無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏され、全埋藏量約十七億五千萬噸と稱せられる。而して目下全産額の大部分を産出するは平壤炭田なるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道開慶、全羅南道の和順等の各炭田でも稼行して居る。

將來有望視されるものに平安南道順川、价川、徳川の各郡に跨る廣大なる平安南道北部炭田（价川方面は滿浦鐵線の開通と共に一部稼行しつつある）を初め、江原道三陟、寧越炭田及咸鏡南道高原炭田等がある。而して無煙炭は鮮内に於ては其のまま微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用され、又マセツク煉炭として汽關車用にも相當需要があるが、各種煉炭原料としても相當の勢力がある。然し最も主要なる需要先は内地各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として頗る歓迎せられつつあること、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は独自の立場に在る。此等煉炭原料として内地へ移出さるる數量は昭和八年に於て約三十九萬噸に上つた。昭和八年の稼行礦區數は有煙炭四十、無煙炭三十七礦區で、其の産額は有煙炭五十六萬五千餘噸、無煙炭七十四萬一千餘噸、計百三十萬六千餘噸である。

**黒鉛** 鱗狀及土狀の二種ありて鱗狀黒鉛は平安北道、咸鏡北道、土狀黒鉛は慶尙北道、咸鏡南道を主産地とし、品質は共に良好である。

礦山の主なるものは鱗狀に在つては江界礦山、新溪里礦山、伏木礦山、城干礦山及城津黒鉛礦山等であり、土狀黒鉛は月明礦山、小宮黒鉛礦山、永興礦山、長興礦山、价川第一礦山等である。鱗狀黒鉛の需要は殆んど内地に限られ、特に歐洲戰時中錫蘭產品の輸入の自由ならざりし當時に於ては、内地の需要は一に朝鮮産に依つた爲に市價が昂騰して未曾有の盛況を呈した。然るに戰後需要減退し且つ錫蘭產品の輸入復活の爲其の壓迫を被つて久しく沈滞の狀況に在つたが、昭和八年に入り幾分市價昂騰し需要亦漸く増加の傾向に在る。之に反して土狀黒鉛は戰前に於て内地の需要極めて僅少の爲主として販路を海外に求めたが、戰後内地の需要を増し大正九年度には海外輸出と相俟つて稍盛況を呈した。同十年に入り海外市場の不振と内地に於ける生産過剰とに因つて悲境に陥るに至つたが、其の後滞貨漸く消化せられ且つ近年歐米向輸出亦漸く増加の傾向にあるも未だ市況を左右するに至らず猶待機の状態に在る。

タングステン鑛 特種鑛物の一で製鋼用に必要である。タングステン鑛は江原道、黃海道、忠清北道等を主産地とするが、曩年歐洲大戰の際には江原道金剛鑛山附近最も多く産出し、忠清北道忠州郡が之れに次いで居たが、最近黃海道谷山郡に大鑛床が発見せられ百年、箕洲、谷山鑛山等盛んに採掘せられ、今後益々産額増大の傾向がある。昭和八年の産額は約百五十二億、價額千一萬七千餘圓である。

水鉛 タングステンと共に水鉛鑛も亦歐洲大戰當時盛んに採掘せられたが、其の後需要杜絶と共に休止されて居たが、最近再び製鋼事業の盛んなるに伴ひ採掘者多く全羅北道長水鑛山、江原道金剛鑛山其の他より産出し、其の産額の殆んど全部が内地へ移出されて居る。昭和八年の産額は百萬五千億、二十一萬八千餘圓である。

明礬石 アルミニウムは自動車、航空機の發達並に電氣事業の進歩に伴ひ軍需品及一般工業の材料として愈其の重要性を加へられるに、従來之が生産は全然内地に於て見る能はずして其の悉くを輸入に俟つの状態であつた。然るにアルミニウムの原料たる明礬石は全羅南道玉埋山、鑛山黃山面鑛山、鑛山鑛山、加沙島鑛山等に於てアルミナ二十乃至三十五%を含有するもの約二千萬億の埋藏量を有して居り、現に採掘中のものは玉埋山、鑛山及黃山面鑛山にして、其の産出高は昭和八年に於て約二萬七千餘億、約十三萬圓である。此等は内地に於て明礬及硫酸礬土の製造に使用されて居るが、愛媛縣新居濱に於て住友合資会社が玉埋山産鑛石を原料とし、日本電氣化學株式會社は鑛山鑛山の鑛石を原料とし、神奈川縣子安及長野縣大町に工場を設けアルミニウムの製造に著手して居る。

重晶石 各種バリウム化合物の製品として主として顔料、ゴム製造用、皮なめし用、硝子及製紙等に用ひらるるものにして江原道金化郡は其の主産地である。外に黃海道載寧郡、中和郡其の他各所に於て相當埋藏量を豫想せられて居る。然し之が採掘事業は比較的新しく、鑛山の見るべきものは唯江原道金化郡岐梧面鶴芳里の中川昌道鑛山である。

該鑛山は鑛脈二十數條より成り埋藏量は硫酸バリウム九十%以上のもの約百萬億と推定せられ、現に露天掘にて採掘して居る。然し操業の規模小さく生産額も僅少である。昭和八年の生産高は四千九百六十九億に過ぎない。然れ共内地に於ては奥羽地方に僅かに産出されるのみであつて、之が必要を充たす能はずして海外より輸入して居る状況なるを以て、朝鮮に於ける之が開發は今後益々重要である。

## 第二 鑛業に關する施設

### 一 鑛床及地質調査

朝鮮に於る鑛床の性状を調査し鑛業的價值を測知して鑛業行政の参考と資すると共に企業家の調査に便せんが爲、明治四十四年度より鑛床の調査を開始し、大正六年度に於て全く所期の調査を完了した。此の間に於て數名の専門家が實地踏査及鑛物岩石の調査研究を爲した事項に對しては報告書を刊行して斯業の開發に資し、更に進んで地質構造を明かにし各種事業の参考に供せんが爲、大正七年度に於て鑛床調査の組織を變更し數名の専門技術者を置いて地質調査所を設け、地質有用鑛物及岩石土性、水利及土木に關する地質學的事項の調査、其の他地質圖幅及地質鑛床圖並に調査報告書等の作製に當らしめた。然るに當時の組織を以て朝鮮全土の調査を終了するには三十箇年の長期を要し時勢の進運に伴はない爲、大正九年度以降更に技術者數名を増して調査期間を十五年に短縮し現に事業進行中である。

### 二 石炭調査及試験

朝鮮には褐炭及無煙炭の埋藏量が頗る豊富であると推測せられるのであるが、一部の地方を除いては之が埋藏量に付未だ調査したることなく、爲に此の調査を開始して鑛量を確定すると同時に其の經濟的利用法を明かにし、朝鮮

に於ける燃料竝に動力問題解決の基礎を確立せんが爲大正十一年十月燃料選鑛研究所を設置し、調査試験を施行することとした。其の概要は左の通である。

**石炭調査** 無煙炭田は主として地表調査に依り、有煙炭田は地表調査及試錐依りにて石炭賦存の状態竝に炭量を推定し試錐を施し深さ二千尺以内の賦存量を確定せんとするもので、既に平安北部、平壤、三陟、寧越、高原の無煙炭田、咸北、鳳山、安州の有煙炭田等の主要炭田の大部分の調査を完了して居る。

**石炭試験** 朝鮮に産する石炭は褐炭、無煙炭のみなので、無煙炭に付ては微粉炭の完全燃焼試験、褐炭に付ては重油、揮發油、半成コークス、ピッチを製造し得る乾餾試験等を実施し、各種石炭固有の性質に従つて徹底的に利用の途を講ぜんとするものである。而して炭田調査に付ては大正十二年度以降地表調査竝に試錐作業を續行すると共に石炭試験に付ても種々攻究を重ねつつあつたが、石炭試験は豫定の試験項目を終つて昭和四年度限り之を廢止した。

### 三 選鑛製鍊試験

朝鮮に於ける鑛山の多くは選鑛製鍊の施設を缺き、多少の施設を爲すものも概ね姑息幼稚で未だ十分な成績を示すに至らぬ爲に利潤を見ることが少ないのみならず、鑛業の發達を企圖することが出来ないで朝鮮の鑛山に適應する處理方法を研究し、併せて之が普及に努め朝鮮鑛業の振興を計らんが爲、主として金銀鑛及黒鉛の選鑛製鍊試験を施行し兼て其の他の鑛物の處理及利用に付試験研究を爲すもので大正十二年度に於て之が設備を爲し同年度以降漸次研究改善を重ね斯業の開發を促して居る。

### 四 鑛業の指導監督及教育

朝鮮の鑛業は一般的には未だ幼稚であつて鑛主の技術に關する素養の乏しい者多く、不完全なる舊來の操業方法を墨守して採算不引合等の爲稼行中止の止むなきに至る者が少なくない。仍て此等の當業者を實地に就て指導し操業の知識を注入し有利に經營せしむる爲技術員を派して普く稼行鑛山を巡視せしめ、更に大正十二年新に鑛業に關する技術官派遣制度を設けて民間の希望に應じて鑛業に關する調査、設計及鑑定を爲さしむることとなした。

又鑛業に對する監督としては鑛業の状態を調査し報告を徴し操業を督勵し、或は鑛産額の調査を爲し尙隨時鑛山を巡察して鑛業簿、鑛夫名簿竝に坑内實測圖を調査して居る。

尙鑛山に關する技術者の養成は鑛山開發の一要素なるを以て、大正五年度より設立の京城高等工業學校内に鑛山科を設置し、總督府鑛山課勤務の吏員をして一部の授業を擔當せしめ毎年六名乃至十名の卒業生を出して居る外、下級技術者養成の應急施設として昭和八年五月鑛業技術實習生規程を設け、燃料選鑛研究所に於て給費及自費實習生を收用し之が養成に努め且つ昭和九年度より京城工業學校に鑛山科を新設した。

### 五 産金獎勵

國勢の現状に鑑み金増産の緊要なるを認め、金鑛の賦存状態、埋藏量等の推定及砂金鑛床の試錐調査を行ひ、以て起業の資料に供せんとし昭和七年度豫算に金探鑛獎勵補助費約二十萬圓を計上し、昭和七年八月府令第七十八號を以て金探鑛獎勵金交付規則を發布し、將來有望と認めらるる金鑛及砂金鑛床探鑛の促進を圖り、又低品位金鑛石賣鑛獎勵の爲昭和八年度豫算に六萬圓を計上し、昭和八年六月府令第五十九號を以て低品位金鑛石賣鑛獎勵金交付規則を發布し、鮮内買鑛製鍊業者に賣鑛せんとする者に對し其の鑛山選鑛場より最寄船積場迄の低品位金鑛石の陸運賃を補助する等金増産に努めて居る。



第二項 臺灣

第一概況 第一

明治三十九年新に臺灣鑛業規則、同施行細則、鑛業出願及申請手数料の諸規則を發布して鑛政を整へ、更に大正十二年府令第六十二號を以て鑛業許可臺帳の謄本、抄本若は鑛區圖の謄本の交付又は鑛業許可臺帳、鑛區若は鑛業出願圖の閲覧を請求し得る規定を設けた。次に本島に於ける有用鑛物の分布を觀るに金屬鑛物は極北部から東部に限られ、殊に金産地としては本邦屈指のものがあり、石油は北部及中部に産し其の中心地は次第に南下の傾向がある石油は殆んど全島に亘り中南部は特に其の兆候が著しい。故に極北から東部は金屬鑛物の産地帯、北部は煤田地、中南部は油田地と大別することが出来る。昭和八年に於ける稼業鑛區數は左の通である。

種	類	鑛區	坪數	該當地名
金	金	二	一、七七〇、五四一	臺北州
砂	砂	一〇	五、五一三、二四二	同
石	石	一三	一、〇三三、六八三	同 及花蓮港廳
硫	硫	一	五、一三三、九〇三	臺北州及新竹州
石	石	一	一八、三九九、七九二	新竹州、臺南州及高雄州
計	計	一六八	六二三、四九五	臺北州
			七八、四七四、六五六	

而して鑛産額は年々著しき増加を示し概況左の通である

明治三十年  
同 四十年  
大正六年

一一一、八三三  
二、二五五、七二三  
六、六八一、七五三

昭和二年  
同 七年  
八年

二一、一〇二、六七四  
一三、九五〇、八八九  
一五、一九六、二五〇

更に昭和八年の主要鑛物の産額を示せば左の通である。

種 類  
金 類  
金 類  
砂 類  
銀 類  
銅 (沈澱銅)  
汰 類  
金 類  
銀 類  
澱 物

金 額 圓  
一、五八一、三二八  
三、七七三、一九四  
九四、七三〇  
八、四七二  
二七四、四八四  
六六、六三三  
二五〇、七一六

石 炭  
硫 黃  
原 油  
揮 發 油  
カーボン、ブラック  
プロパン瓦斯  
瓦 斯

七、六八一、六八九  
六二、〇七五  
四二四、六七七  
五七四、八五七  
三四一、〇七九  
五、四八五  
五六、八三一

第二 鑛業に關す施設

一 鑛物及地質調査

領臺當時民政局殖産部に於て産業の調査を爲すに當つて、地質、鑛産に關する調査も同時に行つたが、明治二十九年民政を布くや、殖産部經費中鑛物地質調査費があつて五箇年を以て本調査を完了し、有望の鑛業地と重要な箇所

には特別調査を行ふの方針を定め、専ら實用的調査を主として事業の進行を圖り、其の後明治三十八年度から礦物調査費を計上して、(一)油田調査 (二)煤田調査 (三)一般礦物調査 (四)地質調査の四項目に分ち臨機豫察及特別調査を行つた。次で明治四十二年新に地質調査と土性調査の二係とを殖産礦務課に置き、地質の精査と土壤の理化學的調査を行ひ、其の後土性の調査は同四十五年に至り農事試験場に移管した。更に油田地精査と東部臺灣の砂金調査の必要を認め、共に四箇年繼續事業として昭和二年度より作業を開始し、昭和五年度を以て豫定の調査を完了した。

二 石油鑛業獎勵

油田調査に依つて石油の分布は殆んど全島に亘ることが明かになつたが、是は總督府が助成として明治四十二年度以後深さ二千尺以上に達すべき適當な鑿井設備をしたものに對しては鑿井費の一部を補助し、大正十三年度迄繼續し經費の都合に依つて大正十四年度から其の豫算が削除せられたが、昭和五年度から再び補助金十萬圓を計上して既設の事業を獎勵するは勿論、處々油田の開發にも努め本島石油事業の向上發展を期して居る 昭和九年度には石油試掘助成費として三十萬圓を計上した。

三 天然瓦斯

臺灣に於ける天然瓦斯の包藏量は頗る豊富であつて、同島の中部より南部の各地に亘つて自然の噴出を見るの狀況である。從來臺灣に於ける石油の鑿井作業中、強烈なる天然瓦斯の噴出に依つて屢其の掘進を妨げられた事績より按ずるも、天然瓦斯が如何に豊富なるかを察知し得らる。現在新竹州錦水に於ける日本石油株式會社の試掘井

よりも多量の天然瓦斯を噴出して居る。同社は現在是より一日百五拾石内外のガソリンを採取すると同時に、其の廢棄瓦斯よりは日産八千封度のカーボンブラックを製造し、一部は鑿井其の他の自家動力燃料用に使用して居るが、更に其の利用方法を研究するの必要上から、總督府は之が研究費を計上して調査研究をなして居る、之が研究の結果は獨りガソリンの採取及自家燃料用に限らず、廣く發電又は化學工業原料として利用せらるべく期待されて居る。

第三項 樟 太

第一概 況

明治三十八年邦領となるや全管内に於ける鑛業を禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地と同一の制度の下に開放するに至つた。鑛業、砂鑛業の出願件數は左の通であつて、昭和八年末現在許可採掘鑛區數は六十である。

年次	出願	許可	年次	出願	許可		
明治四十一年	一四	一一	昭和六年	二一八	九九		
大正八年	八一三	九五	同七年	二一七	八三		
			同八年	二七七	一三〇		
採掘鑛區數							
年次	石炭	石油	金屬其他	年次	石炭	石油	金屬其他
明治四十一年	二	一	一	昭和六年	四六	八	四
大正八年	二〇	一	一	同七年	四八	一〇	四
				同八年	四九	一〇	一

右表の如く、本島の鑛業の主なるものは石炭鑛業にして昭和八年には約八十八萬九千疋を産し、炭田の主要なものは南部、中部、北部の三大炭田、恵須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等で、中生界白堊系の岩層よりなる西樺太山脈の西側に於て該白堊系に接する古第三系及新第三系中に發達し、夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなして居る。其の推定埋藏炭量は約十五億三千萬疋(未調査區域を除く)である。現在稼行中の重なる炭鑛は川上、東白浦、内幌、大榮、大平、恵須取、知取、樺保の各炭鑛等である。石炭に次ぐものは石油で其の他の鑛物は金、砂金、含銅硫化鐵鑛であり、建築用及土木用の石材類としては花崗岩閃綠岩、安山岩、流紋岩等である。尙石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せらる。

### 第二 鑛業に関する施設

#### 一 地質及鑛物の調査

樺太に於ける地質及鑛物の調査は明治三十八年以來全土的に施行せられ、爾來現在に及ぶも調査委員の不足、鬱蒼たる森林の障害及交通不便の爲未だ完了するに至らない。

#### 二 炭田調査及石炭の低温乾餾試験

大正十四年度より封鎖區域中比較的開發の容易なる中部内淵炭田及南部内幌炭田並に北部内川炭田に於ける炭層賦存の状態及炭層地帯の地形測量を行つて居る。

樺太炭の利用法研究の一端として大正十一年中内幌炭、川上炭及内淵炭を商工省燃料研究所に送つて石炭の低温乾餾試験を行つた結果、左の如き率を示して居る。

	川上、内淵炭	内幌炭
半成 炭	六五—六六%	五六—五七%
低温 ターレ	一一—一二%	一〇%
低温 ガス	一五〇立方米	二〇〇立方米
硫 安	約 五 疋	約 五 疋

右試験の結果により内幌炭鑛鐵道株式會社は内幌に石炭低温乾餾工場を建設し、昭和十年夏期より操業開始の運びなるを以て之が完成の晩は成績相當見るべきものあらう。

#### 三 石油調査及油田の試験

昭和二年度より従來の方針を變へ、繼續事業として樺太全島に於ける第三紀層の石油に對する地質構造を調査する計畫の下に地域を分つて進めて居る。目下落合町圓山及名寄村琴年澤に於て日本石油株式會社をして試錐せしめ、樺太廳は之に補助を爲して居る。

### 第四項 關東州及南滿洲鐵道附屬地

#### 第一 概 況

關東州及滿洲は全域に亘つて鑛産物に富んで居るが、最も有望で且つ埋藏量の豊富なものは石炭であつて、砂金、鐵鑛、マグネサイト、ドロマイト、耐火粘土、石灰石及珪石等が之に次いで有望である。左に關東州並に鐵道附屬地の鑛業狀況を示せば左の通である。

鑛産物数量價額

鑛産物	千噸	千圓	千斤	千圓
鐵	一、〇〇五	一、八七六	一七七	二七
石	七、六八七	五〇、二五〇	一四九	一八二

鑛業に従事する鑛夫及勞役夫延人員は日本人三十七萬一千人、滿洲人九百七十萬八千人、合計一千七萬九千人である。尙稼業鑛區數は鐵鑛三、石炭四、石綿一、苦灰石二十二である。

第二 鑛産状態

金鑛 金鑛の有望なものは未だ發見されて居ない。滿洲人の幼稚な採掘法に據り試掘されたまま放棄した廢鑛は可なり在る。又砂金は滿洲各地に採掘される。即ち南滿洲に於ては各河床に沿うて砂金鑛があり、殆んど官有であり、特に黑龍江岸に著名なものが多い。

銅鑛 銅鑛は吉林省に於て一、三の銅鑛が精鍊を兼ねて發掘されて居るが、經營方法が幼稚で鑛量の豊富にも拘らず産出額は極めて少い。

鐵鑛 鐵は滿洲の鑛物中最も豊富なもので、南滿洲の鞍山鐵鑛は已に採掘され製鐵所に於て精鍊されて居る。尙本溪湖煤鐵公司の經營にかかる廟兒溝鐵山がある。其の他奉天、吉林兩省に於て既に發見されただけでも多數に上つて居るが、含鐵量は總體に低く廟兒溝鐵鑛の大部分は三十一・四十%の鐵分で、鞍山は三十%以上の含鐵硅岩即ち一次的ものが大部分を占め、之に二次的構成に成れる富鐵五十五%以上のものが局部的に發達して居る。

石炭 石炭は滿洲重要鑛物中の第一位で、撫順、本溪湖、煙臺、新京、關東州の各地方に産し、埋藏量は十五億噸以上と推定せられ、地質の時代は古生代石炭紀二疊紀、中生代侏羅紀及近生代第三紀層の別がある。

油母頁岩 撫順産のものは露天掘の豫定區域のみにて七百五十尺迄を採掘するとしても五億二千萬噸、此の收油量は原油二千七百五十萬噸と稱されて居る。

第五項 南洋群島

本群島に於ける鑛産として見るべきものは唯アンガウル島に於ける燐鑛のみである。燐鑛は其の他ファイイス、ペリリユー トコベ等の各島にも存在するも何れも埋藏量は僅少である。ペリリユー島の燐鑛は南洋興發株式會社の手に依り目下採掘事業計畫が進められて居る。外に西カロリン群島バベルダオブ島中に褐炭の埋藏あるも特筆する程度のもではない。アンガウル島は東西、南北各約四杆の小島で鑛層の厚さ三米乃至六米である。年々約六萬噸の移出を見、昭和八年度以降に於て尙百七十餘萬噸は採掘可能とされて居る。本鑛は今より二十二年前獨領時代獨逸南洋燐鑛株式會社によりて採掘に着手せられたるものにして、目下は南洋廳の經營に屬す。昭和六年度以來の各年移出額は左の通である。

年次	移出額 英噸	金額 圓
昭和六年度	五九、二五一	一、一二五、七六九
同 七年度	六四、五七三	一、二〇五、一七二
同 八年度	六九、二二四	一、三六一、八七九

昭和八年末の使用人は雇員四人、傭人十四人、職工鑛夫四百三十四人である。

### 第四節 水産業

#### 第一項 朝鮮

##### 第一概況

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長一萬七千五百八十杆に達し、地勢、氣候及潮流の關係等天恵に厚く水族豊富にして有利の漁場に富んで居る。即ち(一)日本海方面沿岸は東朝鮮漁場を中心として沙懸崖相交つて好箇の海岸漁場を形成し、リマン海流は北より寒帯性水族を送り、對馬海流は南より暖帯性魚族を齎し、然かも水深く魚介類の棲息に適して居る。就中鯛、明太魚、鱈、鯨、鱒、鯖、鱈、鱈、鱈の如きは最も有望である。(二)朝鮮の南部多島海方面は大小の島嶼蒼布し、沿岸亦凹凸多く寒暖兩海流交錯して水産物の分布頗る豊富である。就中巨濟島、巨文島近海に於ける鱈漁業、鎮海灣の鱈漁業、麗水附近の鱈漁業が著名である。(三)黄海方面は河口、港灣に富み淺灘多く島嶼此の間に點在し、海底は概ね遠淺で春季暖流の回流に伴ひ石首魚、鯛、鱒等の魚群放卵の爲淺海に蝟集する。而して七山灘、煙島近海、延平灘の石首魚漁業は咸鏡南北道の鯛及明太魚漁業、慶尙南道の鱈漁業、慶尙北道の鱈漁業と共に著名なる漁業である。其の漁獲高及製造高は左の通である。

年	漁獲高	製造高
明治四十四年	六、七六〇、〇〇〇圓	二、六五〇、〇〇〇圓
昭和六年	四六、五七八、一七〇	二七、七六〇、〇〇〇
同 七年	四六、二六二、五九二	二七、三八〇、〇〇〇

同 八年

五一、三七八、一五八

三五、五八九、一二六

昭和八年二百萬圓以上の産額を有する漁獲高及製造高を示せば左の通である。

品名	漁獲高	製造高
鱈	六、三八四、八二五圓	二、六三三、一四一圓
真 鱈	五、七六六、五四八	三、二五六、六四二
片口 鱈	三、〇二二、八一〇	二、七五二、八二〇
石首魚	三、七〇六、四九九	五、七二六、一四七
明太魚	三、五四九、二二六	四、六一七、三九八

漁業の基本制度は漁業の免許、漁業の許可及漁業の届出の三種に區別して居る。而して漁業免許出願其の他の手續を爲す者は府令の規定に依り一定の手数料の納付を要し、尙漁業者は道税として漁業税を賦課せられる。昭和八年度の有效件数は免許八千九百五十五件、許可一萬四千三百一十一件、届出九千八百八十二件である。尙水産業者用船舶數四萬五千五百五十一隻、水産業に従事する戸數は十四萬六千三百六十二戸の多數に上つて居る。之を内地の水産業に比すれば猶遠く及ばないので、今後適切な施設と相俟つて斯業の發展に努めて居る。

#### 第二 水産業に関する施設

##### 一 水産團體

水産會 大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し、道の區域を單位とする道水産會及之が聯合組織である朝鮮水産會の二階級に區分して設立した。水産會は公共團體にして水産業の改良發達を圖るを以て目的とし、各種の施設經營を爲す一面に於て國家水産行政の補助機關たる性質を有して居る。其の施設事業は道水産界に在りては水難豫防、

救済、醫療、施業、各種の試験及調査、水産業の指導奨励等にして、朝鮮水産界に在りては機關雜誌の發行、道水産會の助成、水産業の指導奨励等であり、大正十四年以降毎年國庫補助を受け健全なる發達を圖つて居る。國庫補助の額は當初三萬圓であつたが漸減し、昭和八年度は一萬五千二百圓となつた。

**漁業組合** 明治四十五年二月漁業令に基いて漁業組合規則を發布し、爾來漁業組合の設立を奨励して來たが、昭和四年一月漁業令の改正と共に漁業組合規則も亦改正された。組合の事業は主として漁業權を取得し、又は漁業權の貸付を受け漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、漁業必需品の共同購入、養殖場施設、貯氷庫及冷蔵庫竝に倉庫の設置等の施設を爲すことである。此の漁業組合に對して其の普及と共同施設とを促進せんが爲大正十一年度より國庫補助を開始し、尙漁村振興の爲更に各種の施設に對し四萬圓を補助することとし、此等を合せて昭和八年度は約七萬三千圓を支出して居る。同年度の組合數は百九十七である。

**漁業組合聯合會** 漁業組合の活動は地域又は經濟的事情に依つて一定の範圍に局限せられるが故に、他の組合との連絡上又は共同施設遂行上不便がある。斯くては半島水産業の開發進展上遺憾とし、少くとも一道内に於ける漁業組合を糾合して一體とし、漁業資金の貸付、漁獲物の委託販賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱其他適切有效なる施設を爲し、合せて所屬組合に對して業務上の指導を爲すことを得る聯合會を設立し、以て組合の機能を益々發揚しめ其の實效を收めしむる必要がある。茲に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を促進して既に全南、慶北、慶南、平北、江原の五道に之が設立を見るに至つた。

**水産組合** 明治四十五年二月漁業令に基いて水産組合規則を發布し、昭和四年十月之を改正整備して一定の地區内に居住する漁業者、又は水産物の製造取引若は保管を營業とする者は朝鮮總督の認可を受けて當該水産業の改良發

達を圖り、營業上の弊害を矯正するを以て目的とする水産組合を設立するを得しめたが、爾來日尙淺きに拘らず既に十三組合に達し其の組合員數亦二千人に及び、漁業者を以て組織するもの四、製造業者を以て組織するもの七、製造業者及取引業者を以て組織するもの一、取引業者を以て組織するもの一にして、漁業組合と相應じて朝鮮水産業の發展に貢獻して居る。

## 二 水産製品の検査及輸出

水産製品の改良統一を圖る爲大正七年五月水産製品検査規則を公布し、同年七月一日より施行したが昭和二年大改正を行ひ、次いで昭和四年五月同令の一部を改正した。昭和八年十月現在の検査所は仁川、釜山、甘浦、統營、麗水、莞島、木浦、濟州、群山、鬱陵島、元山、雄基、清津、漁大津、城津、竹邊、注文津、龍湖島、鎮南浦、新義州、新浦、浦項、西水羅、遮湖、三陟、丑山の各所に置き税關に配屬して居るが、此の内鬱陵島、竹邊、莞島、群山、龍湖島、西水羅、丑山は臨時期間を定めて検査を行つて居る。而して昭和八年度検査數量は三百十二萬一千八百七十七個、價額一千二百二十九萬三千七百七十五圓に達した。

朝鮮より輸出して居る鮮魚及製造品は貿易品の主要なもので、昭和八年度輸出額三百三十七萬餘圓、移出額二千二百十二萬餘圓の多額に上つて居る。鮮魚は主として内地に、鹽乾魚類は支那に、魚油（昭和八年度製造高二百五十七萬四千五百五十一圓）の大部分は内地に、此の魚油の滓より製する肥料（昭和八年度製造高四百三十八萬二千三百六十七圓）も多くは輸出を爲して居る。

水産物の輸出は支那が隨一の華客にして、特に大正十三年より上海航路の開始せらるるに及び、支那輸出の機運旺盛となつたから水産物支那輸組合を組織し、昭和二年度から上海に専門の組合員を駐在せしめて對支貿易の發展を

圖つて居る。

### 三 水産試験及調査

水産に關する各種の調査試験の爲大正十年釜山に朝鮮總督府水産試験場を設置し、單なる内地模倣に止まらず更に學術的基礎の上に立つて徹底的に試験調査を行はんとして著々遂行して居る。其の主なる試験項目は左の通である。

漁撈部 漁業試験、漁船試験、漁具試験

製造部 冷蔵試験、網地防腐劑の研究、凍乾明太魚試験、海苔に關する試験

養殖部 池沼堤堰利用養殖試験、干潟利用養殖試験、淡水養殖用種苗配給、生活史調査等

海岸調査部 沿岸定地海洋觀測、海流調査、標識放流、プランクトン調査等

各部聯合 明太魚に關する調査等

### 四 水産教育

道費を以て水産學校を設け或は水産に關する傳習、講習を行ふ等一般當業者の智能啓發に資し、現在は統營公立水産學校以下五校設置してある。

### 五 魚市場及漁港

大正三年九月發布の市場規則中特に魚市場に對し幾多の例外を設けて水産物の需給を圓滑ならしめ且つ取引の安全を期して居る。而して魚市場の經營竝に營業に付ては許可を要することとして居るが、昭和八年には經營許可竝に營業許可を合せ受けたものが二十一箇所、營業許可のみ受けたものが十箇所ある。此等魚市場の取扱高數量は一千四百二十四萬八千八百八十七貫、其の價額六百九十九萬五千五百五十五圓に達して居る。

朝鮮に於ける地方港、漁港は其の數合して三百餘港あるが、多くは天然に委ねて人工を加へないから人命、船舶の被害を蒙るものが尠くない。故に之が修築は極めて緊急事である。大正元年以降昭和五年度迄十九年間に地方港及漁港の修築をし爲たもの三十六港で、此の内國庫補助に依り修築したるもの二十三港あり、其の補助額二百二十二萬九千八百六十六圓である。又昭和六年度以降三箇年繼續窮民救濟事業として國庫補助に依り修築したものは十箇所、其の國庫補助額は百三十四萬五千圓である。尙災害復舊工事として昭和八、九兩年度に修築施行中のもの十七港、第二次窮民救濟事業として昭和九年度施行のもの十五港に及び、前者に對しては十九萬二千五百二十圓、後者に對しては百十五萬四千五百圓の國庫補助の豫定である。此の外道費及邑面等の公共團體は自己の費用を以て修築し、人命、船舶の安全を圖つて居る。

### 六 保護獎勵

漁業取締に關する漁業取締規則は昭和四年一月漁業令と共に改正せられ、取締制度の整備をなし漁具、漁法、漁場、漁期、採捕物の體長等に付ても一定の制限を加へ、有毒物、爆發物及電流の使用を禁止し又密漁に對しては監視船に依り取締を嚴にして居る。

水産の直接の指導獎勵は主に地方廳が行つて居るが、昭和元年からは沖合漁業用優良漁船の建造に對し、同年度より八箇年の準繼續計畫に依り國庫補助を爲すこととし、昭和元年度には五萬八千五百圓を支給したが、昭和二年度より補助額を十萬五千八百圓に増額し目的の貫徹に努めて來たのである。昭和七、八兩年度に於ては財政の都合上一時中止せられたが、昭和九年度再び之が復活を見優良漁船の普及を圖つて居る。海苔、牡蠣養殖業の促進の爲昭和二、三兩年度に各二萬一千圓、昭和四、五兩年度に各四萬二千圓、昭和六年度に約三萬二千圓、昭和七乃至九年

度に約三萬四千圓を補助した。又漁獲物處理の爲貯氷庫及製氷工場の設立を奨励し、昭和四年度製氷工場に一萬九千二十七圓、貯氷庫に五千三百九十六圓、昭和五年度製氷工場に二萬四百二十七圓、貯氷庫に三千六十六圓を國庫より補助したが、昭和六年度限り之を廢止した。此の外朝鮮水産會、漁業組合及漁港等に對しても國庫より補助をして居ることは前述の通である。

當該地方廳は道費又は府、郡、島臨時恩賜金利子を以て其の地方に適せる水産業の助長奨励を爲し、一面内地漁業者の移住を奨励する等銳意新業の發展を企圖して居る。

第二項 臺灣

第一概況

一 概況

本島は四面環海にして何れの漁場に出づるにも便利な好位置を占めて居る。且つ其の沿海は各種の魚族に富み北部海面には鯉、鮪、連子鯛、旗魚、珊瑚を産し、東部海岸には旗魚、鮪、惣田鯉、飛魚、鯉、西部海岸には鯉、鮪、鮪、南部には旗魚、鮪、鯉、黄花魚、鯛を産する。就中北部及南部の鯉、旗魚、鮪並に支那東海の連子鯛は本島漁獲物の最たるものである。此等魚族の漁獲高は明治四十三年水産施設の定められて以來次第に増加し、當時僅に九十六萬圓に過ぎなかつたものが昭和四年には實に一千四百四十萬圓以上に達して居る。其の後財界不況の影響を受け稍々減額を見るに至りたるも最近再び隆盛に赴き、昭和八年度に於て一千五十二萬圓の漁獲高を示すに至つた。製造方面は本島式の製品の外主要な物は鯉節で、又養殖業は古くから行はれて居たもので其の産額は年々増加して

居る。

因みに明治四十三年と昭和八年との水産高を比較して見ると次の通である。

區別	明治四十三年	昭和八年	明治四十三年と昭和八年との比
漁獲高	九一五、四八三	一〇、五二六、六三八	一一・五〇倍
製造高	一九二、四三八	一、九〇六、九九二	九・九一
養殖高	一、〇六四、五七〇	三、二二三、八三二	三・〇三
計	二、一七二、四九一	一五、六五七、四六二	七・二一

二 漁業

鯉漁業 明治四十二年より漁業者次第に増加し、試験船の漁場探險、節製造上の諸施設等と相俟つて年々發達して來たが、昭和七年より財界不況に因る節値の下落と餌料不足の爲漁獲高著しく減少し、昭和七年の漁獲高は百七十三萬餘斤である。漁場は北部、東部及南部の暖流區域一帯である。

機船底曳網漁業 大正十四年五月二艘曳底機船曳網漁業が新に許可せられてから勃興した漁業であつて、其の漁獲物は主に黄花魚、狗母、れんこ鯛、眞鯛、血鯛である。昭和八年の漁獲高は百七十五萬六千八百圓で、昭和八年十月に於ける許可數四十組八十隻に達して居る。

旗魚、鮪、鯉延繩漁業 本漁業は大正八年以來鮮魚の内地移出に依り益旺盛に向つて居り、現在延繩漁船九百五十



二隻、昭和八年の漁獲高は二百八十萬七千圓に達して居る。

旗魚突棒漁業 大正十四年以來漸次盛となり、昭和八年度の漁獲高は三十六萬三千圓に上つて居る。

鯉待網漁大敷網漁業 主として東海岸に行はれる惣田鯉漁業であつて、一流期五十萬尾以上の漁獲のあることがある。漁獲物は節と生賣と半々である。

以上の外鯛焚寄網其の他の網漁業、鯛、黄花魚延繩其の他の釣漁業、珊瑚採取業、石滬漁業及石花菜採取等が行はれる。

### 三 製造業

昭和八年に於ける生産額は約百九十萬七千圓であるが、其の大半は鯉節の生産高で其の他は概ね本島式の製品のみである。

眞鯉節 眞鯉節の製造は鯉釣漁業の發達に伴ひ、總督府の指導奨励と相俟ち漸次盛況を見るに至つたもので生産高の全部を内地に移出して居る。昭和八年の産額は約二十八萬圓である。

惣田鯉節 其の起源は眞鯉節よりも古い、主として定置漁業の漁獲を以て製造せられ、昭和八年の産額は十一萬圓である。

贛贛 専ら鱈漁業者が副業的に製造するもので、粗製、精製合せて昭和八年度産額約五萬九千貫、約十一萬圓で對岸支那にも輸出して居る。

右の外鯛仔、鹽干魚、乾海苔、鯛田麩、蒲鉾、本島人式の熟魚(素煮)、魚肺(にぼし)、貝殼、珊瑚等の加工品等があるが、何れも産業として未だ特記すべき域に到らない。

### 四 養殖業

養殖業は古い歴史を持つて居るもので、虱目魚養殖の如きは約二百五十年前から行はれて居たと言はれて居る。主な養殖業は次の如きものである。

虱目魚 虱目魚の養殖は本島の養殖業中の主位を占めるもので、昭和八年度の産額は百九十一萬七千圓にして、養殖業の總收穫高は三百十三萬圓の五十九パーセントを占めて居る。

鱸 臺中以南の養魚池で淡鹹兩水共に他の魚と混養して居るが、其の昭和八年度に於ける價額は十一萬六千圓である。

牡蠣 牡蠣は臺南州に多く養殖されるが、風浪の高い關係上一年以上に渡に附いて居ることが少いので従つて小粒である。昭和八年の收穫高は八百九十二萬斤、約四十一萬三千二百圓である。

蝦及蟹 蝦の主なものには「うしえび」で虱目魚と混養する。蟹は所謂紅鮭(のこぎりがさみ)である。

鯉、草魚、鱈魚、鯉魚 此等は淡水魚であつて淡水養殖の主なものである。昭和八年に於ける養殖收穫高は

鯉	百萬七千斤	十一萬六千圓	鱈	魚	百三十九萬斤	十八萬九千圓
草魚	百三十六萬斤	十九萬圓	鯉	魚	二十二萬八千斤	三萬圓

である。

### 第二 水産業に関する施設

#### 一 水産施設及試験調査

水産施設の經過 領臺後の水産業に關して二、三の施設があつたが、根本的に基礎の確立されたのは明治四十三年

初めて國庫豫算に水産試験費を計上して以來のこと、之に依り新に職員を任命し其の試験調査、指導獎勵は總督府の直營に歸し水産關係の事務は殖産局の所轄として商工課に屬せしめた。斯くて事業の漸く發展するに従つて之を獨立の一課とするの必要を生じ大正七年を以て水産課を設けられたが、大正十三年行政整理に由り農務課所轄に移つた。後更に昭和四年水産課を復活して今日に及んで居る。

**試験調査** 漁業に關しては總督府及各州共試験船を以て各種漁業に付き調査を爲して當業者の指導に任じ、製造方面に在つては大正十二年基隆に經節試験所を設け經節改良試験を行ひ職工の養成、製品品質の改良に努め、養殖方面に於ては大正二年新竹州に淡水養殖試験を目的として宵裡水産試験所を設置し、大正八年に臺南州に鹹水養殖試験場を設け兩方面の水族養殖方法の試験、魚苗の配布等を行つて居た。而して昭和四年十一月水産試験場創設せられ、本場を總督府内に置き基隆及臺南に支場を設け、基隆支場には試験船を附屬せしめ且つ漁業製造、海洋調査を行ひ、臺南支場は從來の淡水、鹹水兩試験場を合併したものである。尙昭和六、七年度豫算を以て水産試験場の内容充實を計り、新に四百噸級試験船の建造及試験場廳舎、工場等の附屬設備を爲し、昭和八年八月本場を基隆市社寮島に移轉するに至つた。

二 水産團體及魚市場

**水産會** 大正十三年二月内地の水産會法が施行せられ、同年五月新竹州水産會の創立せられたのを始めとし、高雄州、臺南州、臺北州、澎湖廳に相踵いで其の設立を見、此等を統一する臺灣水産會は昭和三年八月設立せられた。漁業組合 大正十三年六月高雄州下の東港漁業組合の設立を嚆矢とし、爾來各州廳下に其の設立を爲すものが増加し現在は左の五十八組合がある。

臺北州下	九組合	臺南州下	八組合
新竹州下	十組合	高雄州下	二十一組合
臺中州下	五組合	澎湖廳下	四組合
臺東廳下	一組合		

**魚市場** 領臺當時は何等市場の設備が無かつたが、明治三十三年各街庄が此の事業を行ふに至り、後數次の變改を経て現在市場は市、街庄又は區の區域に依り一箇所と定め、公共團體又は之に準ず可きもの、若は産業組合の經營に依らしめて居る。現在の魚市場は漁業組合の共同販賣所をも加へて八十八である。  
**水産關係會社** 水産關係會社は昭和八年其の數十五社で其の資本金總額は六百六萬五百圓である。

第三項 樺太

第一概 況

樺太はオホーツク海と日本海との間に介在して三方海に面し、東海岸方面には鱒、鮭、昆布、蟹、鱈、西海岸方面には鱒、鱈、鱈、全沿岸に亘りて鯨の漁獲がある。此の外鮪、鮫、鱈、海鼠、柔魚、鰻、鯖を産し、東海岸知床岬南方の海豹島は世界に於ける鮑臘獸の三大蕃殖場の一である。又多來加湖には鮭、鮒、富内湖には鮭、來知志湖には近、白魚を産する。

以上の如く各種の水族があるが、其の内樺太の漁業中最も重きを爲すものは鱈、鮭、鮒である。此の三種魚族の漁

業は古く松前氏が蝦夷に封ぜられた時代から既に邦人に依つて行はれて居たもので、明治三十八年樺太南半が邦領に歸して後は水産は樺太の唯一の富源と目され、殊に此等三種の漁業は其の最も重要なものとして其の漁利の保存、其の漁業の發達の爲に免許の制度を採り、爾來幾多の變遷を経て今日に及んで居る。

製造の方面は未だ漁獲物が充分に利用せられず、昭和八年には其の總額一千二十四萬圓である。

又養殖方面の最たるものは河川に於ける鱒、鮭の人工孵化放流の事業である。其の他湖水に於ける鯉、鯢等の養殖、昆布等の蕃殖保護等が行はれて居る。尙昭和七年十二月漁業の振興を目的として大泊に樺太共同漁業株式會社（總資本金五百二十六萬圓）が設立せられ、資金の融通並に販賣の統制を圖り本島主要漁業の發展に資せんとして居る。

## 二 漁業

**鯨漁業** 鯨は東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除く全沿岸で漁獲されるが、最近最も多く産するのは亞庭灣内及東海岸各地で、昔盛況を見せた西海岸は今では反對に漁獲が減じて居る。鯨漁業は免許漁業として定置、専用漁業に依らねばならないが、其の他漁業組合員には六月十五日以後流網、十月一日以後刺網を用ひて漁獲することが許可せられて居る。定置漁業の漁具は建網、専用漁業の漁具は刺網と小建網又は地曳網である。昭和八年に於ける漁獲高は二億七千五百萬疋、内眞岡支廳管内最も多く一億疋である。

**鱒漁業** 鱒は近來西海岸に漁獲多く數香地方之に次ぎ亞庭灣は餘り振はぬ。

本漁業も免許漁業で漁場は多く鮭の漁場と一致して居る。定置漁業としては建網、瓢網、専用漁業としては小建網、地曳網を用ひる。尙其の他漁業組合員に限り配繩の使用が許可せられて居る。昭和八年に於ける漁獲高は一千四百三十萬疋、數香支廳管内の産額は其の中九百萬疋を占めて居る。

**鮭漁業** 鮭は夏季漁獲される夏鮭と秋季に漁獲される「秋あぢ」とある。前者は東海岸數香地方、後者は西海岸南部地方及東海岸内淵川附近を主産地とする。本漁業の漁具は配繩の外は鱒に同じである。昭和八年に於ける漁獲高は百八萬餘疋、其の中三十六萬疋は數香管内で産する。

**鱈漁業** 鱈は全島沖合一帯に棲息して居るが、就中其の主産地は西海岸野田方面から南方武意泊に至る間で、同地方では夏季三箇月を除く外は本漁業に従事して居る。漁期は春秋二期であるが秋魚期の漁獲高は春季の半分にも達せぬ。漁具は専ら配繩を用ひる。昭和八年の漁獲高は一千六百四十二萬疋、其の中本斗管内最も多く九百六十五萬疋である。

**鰯漁業** 鰯の種類は極めて多く到る所に棲息して居る。漁法は配繩及手繰網であつたが現今は機船底曳網が續出して來て居る。昭和八年に於ける漁獲高は約七百七十六萬疋、其の中眞岡支廳管内は約二百三十萬疋である。

**蟹漁業** 本島に産する蟹は「たらば蟹」で西海岸及亞庭灣口内外に多く、専ら刺網を使用して漁獲する。明治四十二年以來罐詰製造業が勃興してより本漁業も従つて隆盛を來したので、濫獲を防ぐ爲雌蟹及稚蟹の濫獲の禁止、禁漁期の設定を爲し蕃殖保護に努めて居る。昭和八年の漁獲高は約百六十四萬尾、眞岡支廳管内は其の中約六十六萬尾餘を産して居る。

**昆布採取** 昆布は全島に産するが其の内でも西海岸及亞庭灣内が主な産地である。昆布は昭和八年には各種製品として一千七百八十一萬疋、二十萬圓を産し、其の中二百六十三萬疋は大泊支廳管内で産する。

**捕鯨業** 鯨は主に長鬚で座頭之に次ぎ春夏の候海岸近くに廻游する。現在東洋捕鯨株式會社が亞庭灣内札塔に根據を置いて従業して居るが、昭和六年以來休業して居る。

**三 製 産 業**

**鹽 産 業** 海豹島は東海岸北知床岬の南方十裡に在り、長さ四百三十六米、幅五十五米、面積約百アールの一岩島で、四周の砂濱を加へて全長四百五十米、幅九十一米に過ぎぬが、米領プリビロフ及露領コンマンドルスキー群島と共に臘納獸蕃殖場として世界的のものである。明治四十四年日、英米露四國間に臘納獸保護條約が締結せられ國際的に其の蕃殖保護に努めて以來、上陸頭數、産兒數を増加し、締結當時は最大上陸頭數七千四百一頭、産兒數二千七百頭であつたものが、昭和八年には上陸頭數二萬九千六百六十五頭、産兒數一萬三千五百頭に達した。海豹島に於ける同獸の保護並に獵獲に付ては樺太廳は毎年吏員を派して之に當らしめ、蕃殖上有害と認めらるる一切の行爲を禁止すると共に條約の範圍内に於て蕃殖上關係の無い三、四歳牡獸及老牡獸の撲殺を爲し、獸皮は各締約國に一割宛を分配し、肉其の他は鹽、乾藏品として國內で販賣する。最近年々の獵獲數は千七百頭内外である。

**製 造 業** 製造は前記各種の漁獲物を鹽、乾、燻製し或は罐詰と爲すものであるが、罐詰以外のものは多く漁業者自身で製造する。其の状況を各に就て記せば次の通である。

**鱈 製 品** 製品の主なものには締粕で身缺練、鱈、燻製等も次第に増加して居る。昭和八年の製造額は約六百八十二萬圓、其の内四百七十一萬圓は締粕で、之に次ぐものは鱈の九十五萬圓、身缺練の三十三萬圓、胴練の四十萬圓、練油の約二十八萬圓であつて生賣は三萬圓餘である。

**鱈 製 品** 鱈は大部分漁業者の手に依つて鹽鱈に製せられるが、生賣、罐詰原料も次第に殖へて來て居る。鱈の製造高は約百六十萬圓、生賣は二十四萬餘圓で製品中鹽鱈は九十三萬圓、罐詰は六十八萬圓である。

**鮭 製 品** 鮭も漁業者各自に依つて鹽藏品とせられるものが多い。昭和八年の製造額は十四萬圓、其中鹽鮭の八萬餘圓

、罐詰の四萬圓、燻製の一萬四千圓を主なるものとする。生賣は約七萬圓である。

**鱈 製 品** 鱈の製品は棒鱈が最も多く製造總額の約五割、三十八萬圓を占め、鹽鱈の十六萬圓、鱈肝油の十萬圓、鱈骨粕七萬圓及開鱈の五萬圓等が之に次ぐ。生賣は四萬圓である。

**鱈 製 品** 鱈は生産高の大部分は生賣にして他の一半は締粕である。即ち總額約十五萬圓中、生賣六萬餘圓、締粕八萬七千圓である。

**蟹 製 品** 蟹は殆んど全部罐詰に製せられる。大正六年には産額十二萬圓、三百十六萬五千圓に上つたが、漁獲高が次第に減少したので工場の手整理を行ひ、濫獲の防止と製品の改良に力を盡して居る。昭和八年の罐詰製造高は三萬八千九百七十九圓、百六十六萬圓である。

**昆 布 製 品** 昆布は漁業者各自により乾燥製造せられる。製造高は昭和八年に二百三十一萬圓、五十萬餘圓、其中反昆布最も多く四十四萬圓を占めて居る。

#### 四 養 殖 業

本島に於ける養殖の主なるものは前述の如く河川養殖に屬する鱒、鮭人工孵化事業で、現在孵化場は保惠川、多爾泊川、敷香川、内淵川、阿幸川、麻内川、武意加川、樫保川、馬群潭川及來知志川に在る。其中初めの二箇所は官營、他は民營である。昭和八年に於ける總採卵數は鱒二千九十五萬粒、鮭四千七百三十七萬餘粒、孵化放流尾數は鱒が一千七百三十六萬尾、鮭が四千二百六十八萬餘尾である。此の外湖沼、池中及淺海養殖としては遠淵湖の伊谷草及牡蠣の養殖、里也湖の鯉、來知志湖の蜆、南貝塚地先の北寄貝其の他池中に於ける鯉、鮒の養殖並に漁業組合の施設である。又昆布等有用藻類の蕃殖保護の爲の投石及雜藻除去等が行はれて居るが、未だ試験的施設の範圍